顶开门

號九	第	號	F]	九	卷一	十五第	
彙	宗教	プロ	海	英國	明	行	戰	行刑
報	文	ي	外	のボー	治監	刑	爭	の實
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	藝と	ア 刑	時	スタル	新年	、統 假 釋	٤	際と科
比の所落は	法律の	務法	報	ル・システム	1 二七	釋計放者ノ研	犯	學的研
田式群便 群况報 リ	研究	CIII)		(E)	○七・完	再 犯究	· 91	究と
	岩村			R •	辻	公	小	日
	通世			・ジーフェ	敬	文	太太	沖憲
	談			ルッ	助	彪	郎	郎
2 2 2 2	世四	交	夳	垂	M 0	园	四	=
	行	發 1	會協	務	刑货	財團		





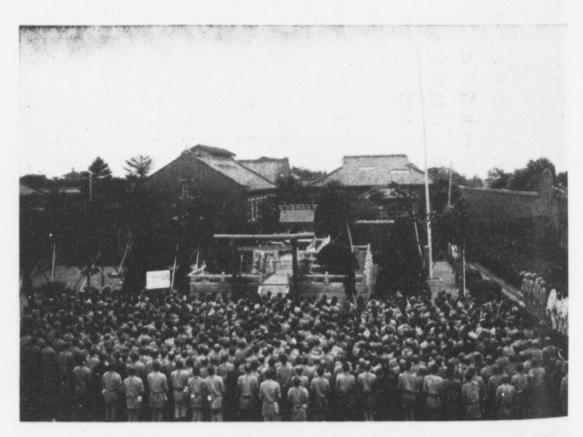
行刑局長 瀧川秀雄

新行刑局長 砂

山要氏



所務刑江松



所務刑崎長

念記工竣所拜遙

0) 行 行 を刑 刑 去局 局 ら長 消息 111 III 秀 秀 雄 0) 氏 なは

務の手の 長我へ情 つに我 カ 6 つ六 つへ た月 氏る たの が、戦 今 九 らさ せれ局體 次 日 らた長制 御附 榮を n は 1= 轉以 終 移 事 今 迄、て 2 2 の 檢 0 0 在事 力源 00 期任 間 半別なれ 頭即 年 控 有 訴 官 て當 半 院 事 別 Co 的般

արանի անագրանությունը և արարանական անական անակա

大 裁 臣 行 判 界檢保 んは事護 \$#MINICANDPOLINE AND THE PROPERTY OF THE PROPE

九

月

第五十一卷 九

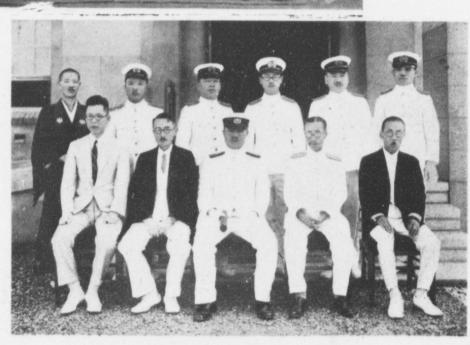
第

號

奉熊 祭 刑 典 務 周 務 年 所 所 記支 神 念 部



勞記章傳達記念、前列中央が氏岐阜刑務所看守前田繁太郎氏功



行刑の實際と科學的研究と

そのい 0) ら相異なるもの かっ 對策を講ずる上におい 4 か 種の問題が論壇を賑はしてゐる。犯罪と遺傳との關係が世の視聴を集めてゐる。斷種は果して是か、 もとよりこれは自由主義的立場に立 づれに決定するにせよ、 却つて不測の害悪を貼すことにならう。 があらう。 て科學的根據を缺くことあらんか、 言ひ換へれば、 そのことはあくまで正確な科學的知識を前提しなければならぬ。 世界観の相違に最後の決定を見出さねばならぬであらう。が つと全體主義的立場に立つとによつて議論の立て方におのづか 畢竟その企は觀念の遊戯に止まらざるを得 犯罪防遏

所謂 と性格との關係に劃期的な研究が行はれるに至つてゐることは周知のごとくである。 で犯罪心理學的乃至犯罪病理學的研究がグロース、 の人種學的・身體構造的見解の影響の及ぶところ、 を認めねばならぬ。その刑法と行刑の實際に齎した效果については今更喋々するを要しな 言ふまでもなく、 犯罪の原因を素質 「生來性犯罪人」 犯罪人についての包括的な科學的研究を最初に試みたのはロン の説が後に覆される運命をもつたとはい と環境の上に覚むるとせば、 ヴルヘエン、 彼が眼を環境から素質の上に轉じたところに不朽の クレッチュ ^ ゾムマーによつて企てられてゐる。 7 その足跡はまことに大いなるものが およびその 一派によつて新たに體格 ブロ さらにこれと相並ん ッ 50 であ さうして る。

何に學界の注目を惹いてゐるかのごとき、 全生活を考察し、 犯罪生物學の名の下に呼ばれてゐるところのものは、 質、教育、 重視し且つ は犯罪 する素質と環境の意義を明かにする。 いものがある。比較的近時に行はれたランゲ、 人の行為をその精神生活の内部か 生活經歷をあらゆる方面から檢討し、 心理學的、 犯罪人の本質を究めんとするのである。 性格學的および病理學的認識を普くする全體的考察の上に立つて、 ら考 犯罪生物學が刑法および行刑の實際に與へた貢獻はすでにして著 その一例に過ぎぬ。 察し クランツ、 かくして行爲者人格とその作用 ようとする努力に外ならな 犯罪人の身體的方面および精神的方面を併せてその 犯罪生物學は犯罪人の身體的構造と遺傳の力を 2 1 ツムフルなどの雙生兒に儲する研究が So カン くのごとくにして 潛 在性の實 犯罪人の遺傳素 現 今

ぬことを忘れることが てであり遺傳のごときは無に等しいと思念するだけの勇氣と熱を持たねばならぬ。 いふものがあくまで基礎をなすので 行刑は教育でなければならぬと言はれてゐる。 を擧げて被教育者の教化に當ることができない。 あつてはならない。 あつて、 教育者はその基礎の上に自分の仕事を築いて行かねばなら 眞に人を教育せんとせば、 しかしながら、 此の場合においても遺傳された素質 あたかも環境と教育とが さもなくば自己の力の す

行刑の實際の上に科學的研究のおろそかにすべからざることを思つて、 自他ともに戒むる言葉とする。

昭和十三年八月下浣

NI C

日沖憲郎

戦 争 と 犯 罪(三

川太郎

日次

序

三 犯 罪 (以上七月號)

マー 身體に對する犯罪(以上本號)

財産に對する犯罪・

少 年

古女 吾子

五結語

イ 國家及び公の秩序に對する犯罪

設例によって明らかである。即ち死刑を以て罰せらるべき重罪(殺人)の數をa、 總犯罪の動きのみで犯罪の時代的特徴をさぐらうとすることの危險であることはヘーゲル 輕懲役を以て罰せらるべき輕罪 (Hegel) 0) 次の 如 考

をして、 論することなければその大半は無意味になる譯である。現在の慣習ではドイツ刑事統計のとれる如く犯罪に四大分類 犯罪の増減なきことになる。かくて犯罪統計の研究については尠くとも各個の構成要件による犯罪類型についてまで 7a+5b+10c=22sの總數を得、又同一條件に於てその後の年に5a+5b+20c=30sの總數を得たりとする が故に國家犯罪と一緒にして説かれてゐる。 ことが普通のやり方である。リープマンもこの分類に從つてゐる。但し最後の職務犯罪はその心理的事情の共通なる (單純窃盗)の數をb、 その各々の比を a: A=1:10, b: B=1:3, c: C=1:2 とするならば、兩者の場合に於て 同數 (105) を得、 必ずしも後の年に於て犯罪の増加を結論することは出來ぬし、又實際行はれた犯罪を夫々、A、B、Cであらは での大さは刑事政策的評價よりして aの十分の一、bの二十分の一とすれば、前者は180c、 國家及び公の秩序に對する犯罪、 罰金刑又は拘留刑を以て罰せらるべき遠警罪(浮浪)の數をでとし、一定の年に於て 身體に對する犯罪、財産に對する犯罪、官吏の職務犯罪について分說する 後者は1700とな

リープマンはドイツに於ける大戰時の國事犯(Politische Delikte)の消長を述べてゐる。

四年、 ならぬことはこの軍事的叛逆罪の無罪數は戰爭當初の三年間に於て遙かに有罪數を越してゐるといふことである。そ とに注意してゐる。 戦時に於ける増加が見受けられ、軍事的叛逆罪が典型的戰時國事犯であることを認めさせてゐるのである。これはそ て占領地域に於て犯された場合はライヒの犯罪統計にはのらぬのであるが、それでも、數字によれば軍事的叛逆罪の 戦時に於いては概して國事犯の増加が見受けられ、そして特に顯著なことは瓦解後の年である一九一九年と、一九二 構成要件が概念上も「敵國ニ援助ヲ爲ス」といふことで出來上つてゐるので當然なことであるが、 二五年 激しい政治的動搖後の年並びに貨幣制度の最後の大瓦解の年 典型的な戰時の國事犯であるところの叛逆罪と間諜行為についてはそれが軍人乃至外國人によつ との二つに國事犯の頂點があるこ 特に注意せねば

る。 る。 要件も亦擴張解釋せられて、收穫の破壞、 面に於て世界戰爭が經濟戰争であつたことを意味してゐる。「ドイツ國ノ戰闘力ニ不利益ヲ與フル」 といふ他の構成 は輸出禁令違反がこの犯罪として起訴されたといふことを意味するのであるとリープマンは解してゐる。これは反 戦時に於て少數なことはその大多數が戦場に於て行はれ、ライヒの犯罪統計にのらなかつたことに由るので 一九二一年後に於て急増したのは戰後の特殊事情によるもので、その多くは利慾を目的とした犯罪である。 間諜行 一為は軍事的叛逆罪と密接な關係を有する。しかし、それは戰時には少なく、一九二一年に於て増加してゐ 使用不能の軍需品の供給、軍需工場に於ける怠業者などを屢々含ん でゐ

點は異るが相似てゐる。心理的にも相似た性格を有する故である。 逆罪は戦 等の終結と同時に軍事的から外交的に移行した。外交的叛逆罪のカーブと間諜行為のカーブとはその

常なる刑法への闘争を意味するものである。 四年に大逆罪の著しき増加があるがこれはラディカリズムに對する安全のための 闘争、 ラ テ ナウ 暗殺後 0)

一般人の國家に對 する犯罪的な反撃は公の秩序に對する犯罪となつて あら は れる。

犯罪は戰爭の經過と共に減少する、 科者である。 リープマンはこの減少の原因を機會の減少、 プマ 犯罪的なるその他のものとは異なる變動を示してゐる。前者は平和時乃至戰初に高く、その犯人の過半數は ンはこれらの犯罪は これに感情激發による犯行即ち訴訟狂、 「國家機關の權威と强度に對する測定器」であるとしてゐる。 前科者の参加割合も減する。 官吏の態度の溫和化、 飲酒、執達更への自救行為などが加はつてゐるのである。この 但し少年のこの犯罪に對する参加割合は不變であ 起訴の 溫和化等に求めてゐる。 國家権力に對する反抗

群集犯罪に在つてはその動きが前者と全く異つてゐる。戰争の經過と共に常に上昇し、 割合は急激に減じ、少年の割合が急激に増加して來る。これは戰争によつて少年其他國民の從來健全なり 上昇すると共に前科者の占 し部分

が犯罪の危險に曝らされるに至つたことを意味してゐるのであるとリー 戦前は 「カ ントの無上命令の生ける權化の如く」であつたドイツの官吏は戰争によつて如何なる犯罪狀態を示した プマンは V つてゐる。

のその 試み 子によつて補充した。 つくるのに分母となるべき官吏の數が缺けてゐることである。 官吏を如何に評價するかといふバロメーターを意味してゐる。 中牧賄は官吏の淸廉さを表明する直接なものであり、 資の統制が は決定する 増加し では 時中不斷に増加し、 なく、 出 の犯罪は官吏のその他の犯罪は官吏の典型的財産犯罪である公金費消と、 るが、孰れも戰時に於て旣に增加してゐる。但し官吏犯罪について注意すべきことは官吏犯罪の特殊指數を 初め戦争終結と共に急増してゐる。 行はれ、「統制された窮乏」 ことが出 征による官吏の手不足 多望な試みである」)。 來ない。 それは戰時の多難なる行政事務を分擔するためには餘りにも緘弱であつた。 一九二一年には急増し、 ーそれ 收賄は戰時中比較的低く一九二○年に急増してゐるが のなかに在つて官吏の力は多くの誘惑にならされてゐた。 は平 従つて兩曲線の相違はこの意味で注意を要するものであるといふ。 和時 戦後も高度を持續し減少の傾向は極めて微弱であ 0) 贈賄は一 半數乃至四分の一とまでな 從つて絕對値の増加は云々出來るが、 「官紀弛緩の時は贈賄は贈賄するものにとつて危險な 般人の犯罪であつて、その意義は間接的であり、 つたのであ 権力濫用とに分れる。 、贈賄は既に一九一六年 3 つた。 かくて官吏の 加ふるに種々の物 を老人、 そ 0) 官吏の 増加の 兩者は多少 一般 犯罪

つて、 リー t) プマンの國家犯罪について說く所は大體以上の通りである。 國の刑事統計 計のうちより抽出することになる。「維新以後帝國統計材料彙簒」第三輯に於ては大體上記の分類が は國家に對する犯罪、 財産犯罪、人身犯罪等の區別をしてゐないので、 わが國に於けるこの種の犯罪の各戰時に於ける狀 リープマンにな

する罪であるといふ譯にはゆかぬ。(こ)(こ)(こ))をありちの所謂「公益ヲ害スル罪」中に掲げられてゐる全部が國家及公の秩序に對採られてゐるが、それにしても「そのうちの所謂「公益ヲ害スル罪」中に掲げられてゐる全部が國家及公の秩序に對

先づ日清、 日露の兩役當時に於ける刑法犯中の主なる國家犯罪を掲げやう。

		治二·	治二	治二	治二十	一明治三十年	治三十	治三上	治三上	治三十	四	
皇室に對する罪	٨	八	Ξ	七		1	1	1	英語せる意思事 きのは	1		
兇徒聚衆の罪	٨	1	五〇	八三	八七	1	二七四		三九	三九	一 四	
を妨害する罪を妨害する罪	٨	1.0回0	一、一九九	一、一七三	一、一九八	一、〇八七	1000	五〇九	三四七	四二	二十二	
薬を製造し及所有		1110	一八五	一三九	一六九	一〇八	=	四八	£	H		

つて、 戦役當時は増加的傾向が見受けられるに對し、日露戦争後に於ては減少的傾向が見られ寧ろ全く相反してゐるのであ することを得ぬのであるが、戰後に增加する傾向あることを推測し得るやうである。公務執行妨害については、日淸 らはれて居らぬ。兇徒聚衆の罪については明治十五年以降の變動の幅が極めて大きく、 皇室に對する罪については日清戰役當時には急增してゐるが、日露戰役に於ては戰爭の影響は殆んど數字の上にあ 兩役に於ける國力の相違を裏書きしてゐるかに見えるのである。 容易に戦争の影響如何を斷定

諸規則違反の犯罪中顯著なるものを掲ぐれば、

				一明治三十六年							
六四	九〇	一五八	六六	七一	<u></u>	151		HOK	三〇八	٨	出版法
八六	六一	三九	六〇四	1011	六二	八六	四一	二二八	<u>-</u>	٨	新聞紙條例
八二	0110	・ さん・大つ	1110	三四五	ALL CASEDER	三王	七二	一八〇	11111		は治安警察法
三〇五	三三四	二大六	二九七	三八三	三九六	四三二	四八九	四二八	五〇〇	٨	取銃 締他 規 樂
IIOX.I	七四六	五二	二五九	一、九八六	八四四	一、七五六	七一四	四、二八九	七、九四五		服役條例
六、九六七	五、一四〇	五二四二	六、一八〇	八、三六九	一三、三七六	一一、大〇六	九、九四三	九、四九六	八、〇四九		徵兵令

る。 とは斷定できない。 しきものが認め得ない。集會及政社法によるものは戰時を契機として減少傾向が見受けられる、 戦後に於て増加がある。しかしその増加の傾向は既に明治二十六年に始まつてゐるからそれが戦争自體の影響である 以上の犯罪中戰争によつて影響を受けたと認められる顯著なものは新聞紙條例の違反でそれは戰時中增加してゐ これと同性質たるべき出版法については、しかし乍ら、明治三十八年の一五八人といふ數字以外には戰爭の影響ら 服役條例違反、徴兵令違反も大體これと類似の傾向を有する。 たゞ日清戦役當時の徴兵令違反については戦時及 銃砲火藥取締規則遠

即ち、

出版法、爆發物取締罰則、銃砲火藥類取締法の違反については顯著なものを發見せぬが、治安警察法、

以上の外國家犯罪と認められ且つ戰爭の影響の極めて顯著にあらはれてゐるのは軍人軍屬の犯罪である。

-+	治二十八	治二十七	治二十六
五〇二		六〇七	八七人
十十九		治三十七	治三十六
七〇一	150	一六五	五〇人

は具體的な思想を伴つて來たかに見えるのである。(四) 紙條例違反や兇徒聚衆の罪の數が日清役當時よりも規模に於て增大してゐることによつても判るやうに反國家的行爲 代に於けるわが國の國力が日清役當時より著しく增進してゐることを示すものであらう。同時にその反面には、新聞 銃砲火藥類取締遠反、 その實數の増加が戰争の影響であることは極めて明らかである。注意すべきことは、 特殊犯罪指數を計算することができぬので、實數のみを掲げて置く。明治二十七、 を比較すると、その増加の規模が前者に於て大であり、後者に於て小であることである。この傾向は公務執行妨害、 軍人軍屬の絕對數も増加してゐるのであるから、比例數に於ては増加があるか否かは明らかでないが、 陸軍服役條例違反、徴兵令違反等にも程度の差はあれあらはれてゐることで、結局、日露役時 八年及明治三十七、 この場合に日淸、日露の兩時代 八年に於ける - IO ---

諸表についても同じ。 次に世界大戰時代を顧る。〈注意、大正六年までは確定裁判、大正七年以後は第一 審有罪によるものである。 以下 0)

大

IF.

年

皇室に對する罪

公務執行妨害

騒

二八〇

大	大	大	大	大	大	大
E	正	Œ	Œ	Œ	Œ	Œ
九	八	七	六	五	四	Ξ
年		年				
=				a.	į.	
IIIII		1100	四三	1111	1七1	
THIRT	二、五三八	三、二大四	八〇	三六七	一六〇	三九

世界大戰の終結の年即ち大正七年の米騒動がこの時代のこの種犯罪につき典型的なもの は、 上記の表によつても明らかであらう。戦争に参加中乃至大戦中は一般犯罪の趨向と同様に寧ろ減退の傾向がある。 が國に於ける世界大戰のこの種の犯罪に及ぼした影響は大戰中にはあらはれずに、戰後にあらはれてゐることは である。 特別法犯について

大	大	大	大	大	大	大工	
Œ	正	正	正	正	Œ	正三年	
九	八	七	六	莊	四	Ξ	
年	年	年	年	年	年	年	
A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	四一	一大	011	九	III	五五	爆發物取締罰則
八九	九九	HIII	六二	三九	田七	四八人	治安警察法
一、八大三	一、八二六	一、九四一	一、六二七	一、九六八	二、二二十	二〇九人	類和和法殊
一二六	11111	一〇九	11111	一三七	七五	七六人	出版法
一四七	一九八	六四五	HIE	二六八	一九一	四七人	新聞紙法

直接關係ある特別法犯をみれば、 法 の違反については恰も大正七年を頂點とする公務執行妨害、 騒擾罪と一致してゐるのである。 なほ、戦争の遂行に

八	七	六			IE	
				14	=	나스시
		4	年		年	
=	製	Л	Ħ.	- Ju	=_^	軍機保護法
六四	六八	= -	四四四	三六	五三人	要塞取締法
三大	五八		二二五	八三	一〇五人	陸軍刑法
-		1	_	1	14	輸出入規程
==	三十二十	10	1	12	1.	對敵取引禁止令
	六四三六	六四三六	六八三六一二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	六四四四一二五五一二五	六四 三六 八三 一 二二五 一 二二五 一 一 二二五 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	

金思想に増はれたところの利慾犯罪(Bereicherungsdelikte)であつたことを窺はせるに充分であらう。 官吏の犯罪としての瀆職罪は各戰役につき次の如き經過をたどつてゐる。 陸軍刑法を除きその 他のものはい づれも騒擾罪と同じく大正七年を頂點としてゐる。 これは當時一世を風靡した成

12

治三十	冶二十九	治二十八	治二十七	明治二十六年	
10六	八一	八〇	10四	七七	Α.
治四十	治三十九	治三十八	明治三十七年	治三十六	
七一	五四	七一		三五元	

大大

三二

E E E

五三七

大

正

五一七

七八〇

四二四

四四四四

大大

EE

四二一

七

五四

子、 緊張を示すことを得るであらう。世界大戰後に於てはこれに反して大正七年、大正九年の數字は明治十五年後最近に 年の數は極めて異例ではあるが、その前年に比しても減少の傾向が見受けられるのである。日露戦後に於ける官吏の るに充分なものである。輕薄な好景氣が如何に人心を荼毒するものであるかを察すべきであらう。ドイツが老人、女 至るまでの曲線に於て正に頂點にあたつて居り、それは大戰後の好景氣による弛緩が官吏にまで浸潤したことを物語 明治二十七年に於ては前年より増加の傾向あるに反し、明治三十七年に於ては減少の傾向がある。尤も明治三十六 少年までも官吏として動員しそれらの官吏が重き責任を負ひつゝ犯したところの官吏犯罪とは全く性質が異るの

(|) Handwörterbuch der Kriminologie, 9 lief.S. 37.

である。

- (11) 彙輯が公益を害する罪として掲げてゐるものは靜謐を害する罪、信用を害する罪、 の罪以下私に醫業をなす罪までを含ましめ、その外風俗に關する罪、 者に附け加へてゐる。 商工業を妨害する罪、 健康を害する罪として兇徒聚衆 官吏犯罪などをも前三
- = 出版法は明治二十六年制定、集會及政社法は明治三十三年治安警察法制定により廢止。 と闕席判決によるものとの集計である。 尚本表は對席判決によるも
- (1) 明治二十六年には新聞記者團の新聞紙條例改正運動が起つてゐる。が、明治三十六年に至るや、平民社起り、明治 二十七年には片山潛國際社會黨に出席、 明治四十年には第二次平民新聞發刊、 足尾銅山のストライクと、 日露蝦

ロ 身體に對する犯罪

良と心痛によつて昂ぜられた疲勞困憊のために犯行をなすの活氣すらなくたつたこと」によるのである。戦後に於て %である如く牛敷以上を占めてわるのであるが、戦後殊に軍隊歸還後は減じて一九二○年・二一年間には初犯者の れに反して戦争開始以來減じてゐる。平和時に於ては前科者の割合は例へば一九一二年・一三年間に於ては 五七・七 その割合が減じてゐる。これは典型的な戰爭犯罪の態様であるとリープマンはいつてゐる。前科者の占むる割合はこ 和時に於ては少年の割合は 多くなつたといふこと、二には前科者の割合が減じて來たといふことである。例へば一九一二年より一九一三年の平 増減は死刑の存廢には何等闘してゐない、死刑を存置してゐたドイツ及チェツコスロバキャと死刑を廢止してゐたオ もその數の増加は他の犯罪のやうに著しくない。『動員の解除と革命とが起つてさへ、更に又インフレー の經濟恐慌による心痛と頽廢があつてさへ、傷害の數は增加しなかつた。』その 理由は 禁酒節酒運動の影響が有效に 六一・二四%を算してゐる。その原因は戰後に於ける不法な武器所有の不取締にもあるが、一般的にいつて、一 殺人と同様に故意の傷害も戰時中は減じてゐる。その原因は壯丁の不在やアルコールの供給不足に加へて「榮養不 ストリヤとを比較してもその存廢に殺人の數の關せぬことが判るとしてゐる。 あ 丁が戰線に赴いて不在であつたといふことを斟酌してもなほ、強いものであるとリープマンはいつてゐる。そ つては減少、戰後に於ては増加といふことになつてゐる。注意すべきことは、戰時の減少の程度は活動的な力强 殺 政客の暗殺(Eisner, Auer, Erzberger, Rathenau)、秘密殺人等の示す戰後の混亂狀態であるとされてゐる。 (豫謀に基く殺人)と故殺 (豫謀に基かざる故意の殺人)とを一緒にして、 九・八六〇%であつたが一九一七年には二六%に増加してゐる。そして出征者の歸還後は 顯著なことは一には少年者の割合が ドイツに於ける殺人は概して戦時 ション時代

14 ----

いては年不足による檢察力の弛緩や、 いてゐたことによるのである。「危險なる傷害」や「抗拒不能者に對する傷害」も同様に滅じてゐる。 民衆の敏感感情の鈍塵などが掲げられる。 この減少に

る。「不滿な絕望し途方にくれた人間は屢々心中に 居房の囚人の様な生活を送るに至り、加ふるにスパイ等について種々の揣摩憶測が行はれたことなどによるもので の心配で忙殺されてゐる場合に、からいふ犯罪への餘裕が存するのであるかについては何人も疑を起す所であら 中夥多しい訴訟事件のあつたことが推定される。壯丁の殆んど大部分が参戰し、そして銃後の者も食糧、 上記の諸 ある。」 しかしそれは、 犯罪に反して、 ドイツ國民が戰争によつて世界から孤立するにつれて、全く豫想できぬ方向に引込まれ、丁度獨 誹毁 (Beleidigung -は有害なる中傷、 たぎる苦痛を互に誹謗中傷する以外には和げることが出來ぬ場合 誣罔、 名譽毁損) 和解によるも 0) b 含めれば戦 衣服、

や又増加して來てゐる。 次に決闘罪は戰時に於て や職業上の競争とかによつて生する方が多い。 減じてゐる。 決闘は元來アルコー 軍 人の決闘は統計には載つて居らぬ。 ル の刺戟や情愛沙汰から生するより 戰後、 政治的變革が行は 6 寧ろ、 名譽の れる

九二一年には激増してゐるのであるが、これは戰時中にその端を發したものとみなければならぬ。戰後にも勿論これ が増加を來す事情はある、 は親屬關係を利用するものであるから、 次に風俗犯罪であるが、 々の家庭悲劇として終つて發見されぬのである。 そのうち近親相姦は戦時にも必ずしも減少せず、 即ちィ ンフレー ションによる困窮と住宅難がそれであ 暗敷が多く、 くはふるに檢察力の手不足による未檢學があるのである。 檢察力の活動をみるのは寧ろ特殊の場合であ 又戦後には増加 してゐる。 つて、 その犯 多數は 人の

以上リープマンが身體に對する犯罪に割して己能し、となどがその原因として考へられるのであるが、俄に斷定は出來ない。(二)欲生活の習慣が戰後に影響を來したことなどがその原因として考へられるのであるが、俄に斷定は出來ない。(二) につ 急増して居ること、 る。第二の猥褻文書の流布については、この犯罪は犯人自身にとつては財産犯罪であること、一九二〇年と二一年に 化してその供述に信頼を置くを得なくなったので、 には警察署の秩序正しい監督があることが必要である。然るに戦時に於ては警察署も手不足であると共に少年も不良 褻行爲が發見されるためには一つには少年と大人との間に信賴の念があり、少年は何でも思ひ切つて話すことと、二つ の流布は戦後間もなく急増してゐるのである。各罪について注意すべきことを掲げるならば、第一の少年に對する猥 はいづれも減じてゐるのであるが、その程度は重婚に於て最も弱く、猥褻文書の流布に於て最も强い。が、猥褻文書 は、大體のところ、前二者に於ては戰後は戰前以下に低下し、 その他の風俗犯罪、即ち十四歳未滿者に對する猥褻行爲、猥褻文書の流布、重婚、男子間の同性的交渉に 近年少年に對する性教育の發達と親のこの方面への自覺はこの種の犯罪の増加を阻止してゐることは事實であ 男子間の同性愛的交渉の戰後に於ける增加については、大戰によつて情緒生活が破壞せられたこと、 いては一九二〇年、二一年に激増してゐるのであるが、これは戰時に於ける略式結婚によるものである。 又戰時に於ては少年の有罪の割合が増加してゐることなどを注意しなければならぬ。第三の重婚 この犯罪の敷から直ちに結論を導くことは出來ぬの 後二者に於ては戰後は戰前よりも增加してゐる。戰時 である。た 2

- 16 ---

0) の 狀況を調べやう。 以上リープマンが身體に對する犯罪に關して記述するところの大要を述べたのであるが、

多體に對す

謀殺故殺の罪

打創傷の罪

罪告及誹毀の

墮 胎

0

俗を害する

の罪姦経重婚

〇、四九五人

五七六人

七、八二三人

三四二人

四〇八人

明治四十年	明治三十九年	明治三十八年	明治三十七年	明治三十六年	明治三十年	明治二十九年	明治二十八年	明治二十七年
四、七五八	四、四七五	三八〇	四、九三〇	六、六九五	11110,111	一〇、四五四	九、九八七	〇六五、一一
五〇七	五七一		大三人	六七〇	六九六	六〇二	五七六	五六三
二、八八〇	一、五〇八	三八〇六三	二、七九〇	三、九七一	七、八七三	七、四八七	七、二〇八	八、六八七
五〇七四二二、八八〇四十二二二十一		10木人	二二九十二	七	二九九	二五九	二大二	111111111111111111111111111111111111111
二八五	三五五五	二八五	- 11七1	三八六	四四二	四三五	四〇川	三九八
四二	一二七一四	一〇、九〇九	一五、四五一	二三、二五七	四四二四一、八四一五二三	四二、五五二	三八、三六二	三九、二一六
五五三	三四一	二六〇	三六五	图01	五三三	五〇五	四三七	四1:1

脅迫の罪、 少、戦後増加といふやうな典型的なものが見受けられぬ。たゞ日露戦争時代に多少この傾向が存すると思はれるのみ 來る。即ち である。し 「彙纂」の掲げてゐる身體に對する犯罪はこの外に過失殺傷の罪、 リープマンの時説と對應せしめる意味に於て、 幼者又は老疾者を遺棄する罪、幼者を略取誘拐する罪、 カン 未成年者の占むる割合が戰時及戰後に於て増加するといふことはこの場合でも之を認めることが出 暫くこれらを除外する。身體に關する罪の總數については、 祖父母、父母に對する罪があるの 自殺に關する罪、 擅に人を逮捕監禁する罪 である 戰時減 が、

身體に對する犯罪者一〇〇に對する未成年者の割合、括孤内は未成年者實數)

治二十九	治二十八	明治二十七年	治二十六
一一四 (二二九七)			10·0 (10五)
三十九年	治三十八年	明治三十七年	治三十六年
100次	0.1	九九七	九人四
(四七五)	金八八	(四七九)	会盖

る。 戦時及戦後に於ける青少年の不良化の問題については後述するところではあるが、充分注意せねばならぬの であ 當時に於ても、 學生及生徒の不良化を思はしむる事件は相當にあつたやうである。

は、 まつた減少傾向が續くやうで ある。リープマンが世界大戰に見たところの殺人に的ける少年犯人の増加といふこと 日露役に於ては明治四十年の如き寧ろ戰前の狀態に達するは極めて遠く、明治四十一、二年に至るまでは、 殺人の罪については日清、 勘くとも日清、 日露の兩役に於ては顯著でない。即ち 日露の兩役ともに戰時に若干の低減を見てゐる。戰後の事情は日淸の役に於ては急增、 戦時に始

謀殺故殺に對する犯罪者一〇〇に對する未成年者の割合(括孤内は未成年者の實數)

	治二十九	治二十八	明治二十七年	治二十六
一二.*	八。一	七•六	七头	九人
元八	(四九)	(四五)	(国目)	金人
治四十	治三十九	治三十八	明治三十七年	治三十六
				— — — — — — — — — — — — — —
五五	(四八)	(大())	(四九)	(F) (F)

象として掲げてゐる前科者の戰時の減少傾向は我が國ではどうなつてゐるか。刑事統計年報によれば、 明治三十七年又同じであつて、これらに對しては何物も推論できぬのである。次に、 役ともに戦後約二年を經た明治三十年、 明治四十年が頂點であるが、 明治二十七・八年の如きは此 リープマンが殺人の戦争現 の時 期中の最

殺人罪における前科者の割合

一明治四十年	iti	治	治	治	治	明冶二十九年	治	治	治	
四九二	五五二	五七七	六 1 1 1	六七九	六八五	六〇七	五八五	五六四	五六五人	殺人總人員
五五五	四二	三九	五七	五六	六三	六七	八四	五大	A 六 二 人	内前科者
 III.	七二六	六。七	九。一	八。二	九一		四。三	九九	一〇九	に對し前科者

る。この時代についてはその變動に根據を見出すことが難しいのであるが、 すことは困難である。 たドイツに比して、 實數に於ても又割合に於てもこれを認めることが出來る。しかし、平和時に於ては累犯者の割合五割以上を算してゐ 明治二十七年に於ては前年より減少してゐるのであるが明治二十八年には一四・三といふ稀有の數字になってゐ 僅に一割內外に止まる當時の狀況に於て累犯者の割合が戰爭によつて影響を受けたか否かを見出 日露役時代に於ては戰時及戰後の減少は

合が増加することは他のものよりもこの犯罪に於て顯著にあらばれてゐる。 壯年者の應召に依る不在といふこともその有力な理由ではあらうが、 殿打創傷の罪に於ては戰時及戰後の減少が些少ではあるが明らかに看取出來る。 容易に斷定することは出來ない。 L かしその理由が奈邊にあるか、 未成年者の割

殿打創傷の犯罪者一〇〇に對する未成年者の割合(括孤内は實數)

治三十	治二十九	治二十八	治二十七	明治二十六年
11.11	一····································	一	10.六	<u></u>
八八八六	(入七三)	(八四二)	(九三六)	七九六
治四十	治三十	治三十八	明治三十七年	治三十六
九•四	一〇六	九。五	九九九	九人
CHAID	(日中日)	二九八)	(中中)	○ 六八

S は兩戰時とも減じてゐる。其他の犯罪についても戰爭の影響によつて相當の變動があらはれたことは推定出來る。 兩役に付ては、 其他誣告及誹毀の罪については明治二十七年の増加、 づれも概ね戰時には減少してゐるのである。 同じ戦争であつても國民精神には相當の相違があつたことが推測される。墮胎の罪、風俗を害する 明治三十七年以降の減少が注意さるべきである。 日清、 日露

つぎに世界大戦時に於ける狀況を見る。

		大一					
		正三					
		年					
		*	4	4	4	4	*
殺		聖					
	八五六人	九二	八七	八八八	七四	八一	_
人	六人	九	六	_	九	0	111
Net .	五	四	五.	五	五	五	六
1易	_;	七	0	七	五	九	七
害	五、二三人	六五	六九		六九	六八	八八八
十名							
る譽	-11	75	-	п	八	八	七
剧	九人	七	八	八八	三		五
誣							1
	三三三	五	九	八	八	四	0
告	三人	三		六	1	九	7
make							
墮	六	六	五	五	四	五	1117
胎	六三六人	0	四五	〇六	九七	六三	八七
		Ţ.					
重加							
情 要	四点		四五	四	四八	四二	四四四
発	四人	三八	五八	ō	四	0	四七

て來るためには甚だ遠隔であつたのである。 なされば意味がない。(四) 所謂 年には通貨の急激な膨脹を來し、諸産業は勃興し、 つて株價が一齊に暴落したのに端を發して、 つてゐた。 二年に至つたのである。 秋頃より移出超過による一般財界の好轉が兆し初め、大正五年、六年に至つて對外貿易は益々躍進し、殊に大正六 「米騷動」を起し、大正八年又物價奔騰を續け、 露戦役後の好景氣が 世界大戰に關してわが國の犯罪事情を見ようとするならば、 大 政府はこれらの時勢に對應して非募債主義による緊縮政策をとりつゝあつたのであるが、果然、 正九 年 濫し、 大正三年、 明治四十一年に至つて反動期に入り、その狀勢は一向恢復せずして世界大戦の前年たる大正 八一〇 所謂戰時といふものはわが國に於ては極めて短期間であり、 四年ともに對外貿易は逆調、 六、六六六 この情勢は急旋囘をし、 物價は激騰したのであつた。大正七年に至るや米價の暴騰は遂に 大正九年に入つたのである。大正九年三月株式市場の恐慌によ 七四 通貨は收縮、金融は梗塞し、 大戦の齎らした上記の如き經濟的變化を通じて 大正四・五年以來の好景氣は轉換が行はれたの 七五 三〇六 又戦場の直接な空氣が入つ 一般物價の暴落が際立 四五二 大正四年

る。殺人につてゐる。 て及景氣の恢復につれて減少の傾向の存することは略々見受けられる。 後殆んど漸増の狀態である。 差はあるであらうけれど、 のあることはこれで容易に推論することを許さない。勿論、殺人事件の裁判と傷害のそれとでは多少司法のテンポに 殺人については大正三年が頂點であり、大正六年が底點をなしてゐる。傷害については大正三年が底點であつて 殺人に 即ち戰時の減少、 おける累犯者の割合は日清日露當時に比し約二分の一の増加を示してゐるが、 それにしてもその離反の程度が甚だ大である。此處に於ても傷害は典型的な戰爭形態を採 戦後の増加がみられ、 犯罪心理學的には同じ部類に屬すと認められるこの二つの構成要件について著しき相違 而もそれは大正五年以來の好景氣によつて拍車をかけら この期間中戦争の當初に於 てゐ

殺人による有罪者一〇〇に對する前科者の割合(括孤内は前科者の實數)

-			1	
1			大	
3	正	正	Œ	Œ
片	五	四	三年	I
巫与日	年	年	年	年
対トる非三巫与非三は全く司ご	一六	一八。	上三头	一八
司"	八	七	六	五.
空間と山	二四八	二六四	(4111)	二五九
型過を辿ってもる。))		とは上海に
里				10
丽的	大	大	大	大
ま	正	Œ	Œ	E
そっ	九	八	七年	六
理論的こまそれは勿論のこ	年	年	年	年
-			L	0 /3
こでより	七九	九。〇	七七七	四.0
とではあるが、数字の上	(二四五)	○五五五	(日四四)	公二七
0				

年代に於て頂點となつてゐるのは好景氣の齎らした影響であらう。 胎については大正七年を例外として累年減少してゐる。それが戦後の好景氣の影響であることは看過すことを得ま 頂點として再び下降。しかし、 れを判然と看取することが出來る。即ち戰時に於ける增加、 猥褻姦淫重婚についてはその關係はジクザクであつた戰争の影響を認めること難いのであるが、 と割性引きは全 その原因がわが國に於てリープマンのいふ如きものであつたかは甚だ疑問である。質 戦後の減少。 換言すれば大正三年まで下降、大正四年を 大正六年がこの にそ

22

- 3 人身犯の變動に第一的な原因を與ふるものはアルコールの消費なりとする學者多し(Asebaffenburg, Roesner)
- (=) 性的犯罪の戰時の減少はイ壯年者の不在、口榮養の惡化、ハアルコールの廢止にあり、 ルコール消費の増加、 口住宅難なりとする者あり。 戦後増加の原因は (1) 7
- = 明治三十八年法律第七十號を以て「刑ノ執行猶豫ニ關スル件」が公布せられしは注意すべきである。 決闘處分法により有罪者を參考のため揚げれば、大正三年二二、大正四年三、大正五年一二、大正六年一八、大正 大正八年三、大正九年二である。
- 「戰爭の犯罪に及ぼす影響を明らかならしめんとする凡ての試みはその重點を常に經濟的要素に置かねばなら
- (H) 休戰後も財産犯罪の増加を來さず竊盜の 如き 寧ろ 減少したこと、これらはドイツ、オーストリー、スカンギナビ 木敷後も才至巳目り曾和とほれげ、蜀なり 日に まっ 長さいに、戦時に於ける總犯罪の減少 ロ女子犯罪の減少いは事情が異る。因にエクスナーの見たわが國の戰時犯罪狀態は イ 戰時に於ける總犯罪の減少 ロ女子犯罪の減少いと主動にに無關係の單場カら離れた交單國(エツクスナーはこの種交戰國として日本、カナダを擧げてゐる)とで 「我々の戰爭犯罪の典型的現象は軍事的行爲といふ意味の戰爭の作用ではなく、わが國經濟の絞首を意味する國際 の下落によつて爲されたところの一 オランダとは全く相反した現象であると。(A. a. O. S. 207) それは戦時中は敵の軍隊軍艦によって爲され、 -國際封鎖の作用である。」(Exner, A. a. ○) 從つて戰場に近き交戰國や中立國 戦後には外國からの輸入を全く阻止したところの貨幣價値
- 經驗的法則として好況時には一般に人身犯の増加ありとするもの(V.Öttingen, G. v. Mayr)
- 3 るに、 **墮胎はドイツに於ては一九二五年までに

 戦前の五倍になつてゐる。住宅問題、** 女子の職業生活に入つたこと、 堕胎技術の進步などがその原因であるとされてゐる。(Roesner) 經濟的窮乏、 道德觀念の變化に加ふ

行 刑 統 計 研 %

一、假釋放者の再犯 ——

公

文

彪

まへがき

て行刑の質績を觀察し、それによつて刑政の將來に何等かの示唆を求めようとする一つの試み。 勿論統計そのも 0) い研究ではない。 量的觀測によつて質的結論を得ようとする一般文化統計に倣つて、 統計を通じ

る念願ばかりでなく、行刑統計を通して或る一つの傾向が見出されたとするなら、 しても容易に油斷は出來ないと云ふことを知りつゝも猶敢てこの學に出たわけは、 るにある。 を決定し、 し得ざる學說なし』とか、 つを統計的虚言と云ふ』とか、『統計は相矛盾する二つの説を同時に理由付けることが出來る。 今は用ひた方法の幼稚でもあり粗雑でもあることを自ら認める。しかも統計學上 つ良き傾向は如何に之を助長し、 諺もあるやうに、統計的方法の正確な適用並解釋はなかくしむつかしく、 悪き傾向は如何に之を刈取るか、といふ課題を讀者に提供しようとす 其良否を鑑別し、 私自身の認識を豊かにしようとす 『三つの大きな虚言がある、 故に統計にて證明 得たる結論に對 由つて來る原因 そ

的説明を與へるといふことを意味するものではなく、 元來統計的方法によつて事象間の一定の合則性若くは關聯を發見又は確認すると云ふことは、 統計的方法が與へ得るところのものは、 當該現象の完全な科 たかん 經驗的法則

から發するものではない。 る 可能である。 それ以上の科學的結論を同時に與へるといふことは、 以上に の諸種の事實史料と並んで科學的認識の一定の目的の ために 利用さるべきもの ものであるといふ、謙遜な任務を持つものであつて、こゝに單に、 いづるものではない。 的合則性或は統計的に捕捉さるべき因果關係が確立されるなら、 謂は、統計的方法そのものが、本來、 更に、 統計學的領域以外の各種の科學部門に於て、 事象の大量的觀察に基いて得たる命題を、 統計學者が同時に當該部門に於ける專門學者であるときにのみ 課題として提供するといふのも、 もはやそれを以つて満足されねばならぬ。 その決定的説明を與へられ、 である。從つて統計的方法の任務 當該科學部門に提供す 特に私の美徳 次で他

0) を附しておく。讀者はそれを手懸りとして、活潑な批判又は論難を加へられたい。 下に潔よく粉碎されることを希ふものである。 以上のやうに、 先づ課題として提供するとは謂ふものゝ、 **現はれた趨勢的傾向に就ては、一應私流の** 一應私流の解釋と結論と その集中砲火

何れの部分でも問題として採り上げられた讀者のためには、 僚諸君の批判とによつて、 私としては寧ろ、 ひしたい。 用ひた統計的方法に誤りなきを期するに力を注ぎ、 自然に決定的なものにまで到達することを念願したい。從つて本誌編輯者に於ても、 議論の形式や長短に不拘、 爾余の科學的説明には、 誌上の便宜を提供されるやう 先輩の御指教と、 拙稿 同

たいと思ふ。單なる算術的活動に終らなければ甚だ倖せであ 研究順序としては、 それが大量的に觀察出來る性質のものである限り、 中心問題として累犯現象を採りあげ、 及びその材料が既に與へられてゐる限り、 その原因又はそれに關聯ありと考へられる他の事象に就 出來るだけ調べて

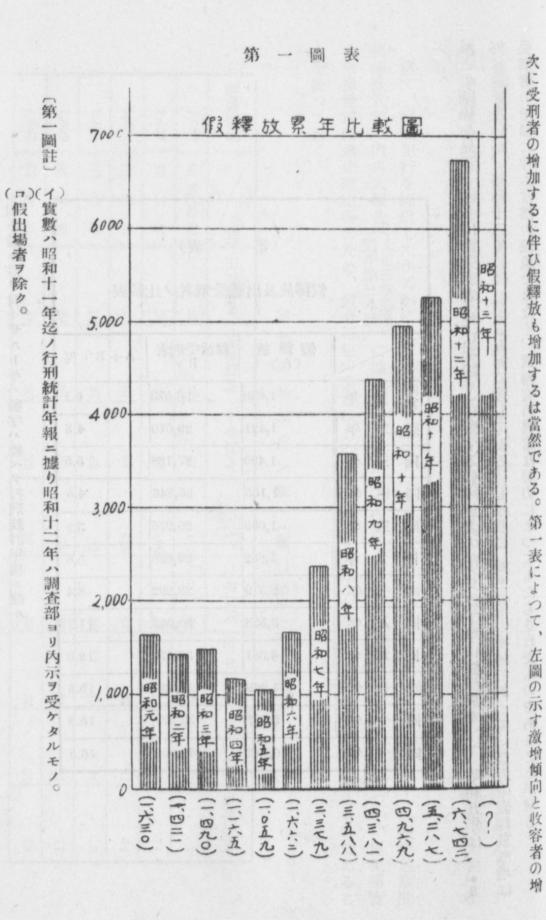
放者の激増は、 釋放後の再犯の增減に對しては、制度の運用の適否如何が、最も直接に影響するものであると考へられるし、 假釋放者の再犯は 最近の最も顯著な傾向であるから、 累犯現象の一部分として目論でゐたのであるが、(從つて 最後に廻はすのが適當であるが) 假 特に順序を無視することとしたのである。 且假釋

を用ひた。然し今はその言葉の妥當性如何には觸れない。 にも假釋放を均霑せしめやうとする傾向に對して、多分に否定的な意味を籠めて、 する受刑者としての感じを述べてあつた。そして残刑期が極く僅かになるまで假釋放とはならぬ代りに、 たしか昨年六、 七月頃であつたと記憶するが、 中本たか子が中央公論誌上に發表した「受刑記」 彼女は假釋放の大衆化と云ふ言葉 中に、 どの受刑者 假釋放に

先づ第一圖(假釋放累年比較)を見て頂きたい。

絶壁の圖こそ全刑務官の合作に他ならぬから。 に明らかなやうに、 あるから、徒らに期間を長くすることそれだけでは意味がない、こゝでは便宜上昭和時代に限つたまでゝある。圖表 一、一二八號) が制定されたことは猶記憶に新しいところであらう。行刑の效果は假釋放に集中されねばならぬとい 年代を昭和に限つたのは、この種の統計數字は制度の改變又は當局の方針の如何によつて、容易に變動するもの 謂はれるなら、この圖表は本誌の卷頭に、花飾りを付けて掲載されてもよいであらう。こゝに描かれた高峻 昭和五年から僅々七年の間に六倍强の激增を示してゐる。昭和六年五月假釋放審查規程 (行甲第 で

更に本年に於て、 選擧違反受刑者其他短期受刑者の假釋放件數も增加しつゝある模様であるから、恐らく七千臺に達するであ 數字的にも興味あることである。 昨年の 六、七四二人を凌駕し七千臺に達するかどうか。 第一圖には殊更に昭和十三年のために餘白も殘しておいた。 昨年十月行甲第一、〇九二號通牒に ょ



(第一表)

假釋放及出監受刑者ノ比較表

	假釋放 (A)	釋放受刑者 (B)	A ÷ B %
昭 元 年	1,630	26,573	6.1
同二年	1,421	29,610	4.8
同三年	1,490	27,188	5.5
同四年	1,165	25,846	4.5
同五年	1,059	26,976	3.9
同六年	1,662	29,686	5.6
同七年	2,379	28,292	8.4
同八年	3,588	30,623	11.7
同九年	4,381	36,476	12.0
同十年	4,969	31,931	15.6
同十一年	5,287	33,377	15.8
同十二年	6,742	40,952	16.5

減との關係を見る。卽ち出監受刑者(死亡を除く)に對する假釋放者の割合(以下單に假釋放率)は、昭和五年は"三•九 受刑者の増加に伴ふ當然の現象ではなく、 %に過ぎないが、 昭和十二年には 一六・五%に達してゐる。 刑務官の異常な努力によつてもたらされたものであることが解る。 七年間に 四・二倍の増加であつて、最近の假釋放激増は

三 假釋放後の再犯

へる。 る。そして再犯期間の長短により、 假釋放をプラス價値とすれば、 其後の再犯はマイナス價値である。 又同種犯罪を反覆したかどうかによつて、 この兩者を相殺して假釋放の成績を見ようとす マイナス價値にも大小輕重があると考

の未發覺或は刑未確定等のため、 經過後五年以內再入報告 とを斷つておく。 偖て、 同種犯行を繰返したか否かに就ては、目下滿足すべき材料が見當らないので今は之に觸 (監甲第三八號) に據つて左の第二表を作る。最後の調査時點に接近するに從つて、再犯事實 假合再犯の事實はあつても、 數へられてゐないものが次第に多くなるものであるこ n ず、 「假釋放期間

假釋放者再犯人員 (第二表)

18	22	32	69	173	82	53	38	同六年	1,662
. 11	П	21	42	78	28	21	29	同五年	1,059
5	18	19	40	71	32	21	18	同四年	1,165
14	11	27	47	123	57	37	29	同三年	1,490
11	19	13	33	100	46	34	20	同二年	1,421
7	. 14	31	44	101	51	25	25	昭和元年	1,630
五年以內	三年以內 四年以內 五年以內	三年以內	二年以內	-年以内(累計)	一年以内	六月以內	三月以內	年次期間	假釋放老

1	1	1	13	432	93	135	204	年	国十一	5,287
	1	10	136	607	199	198	210	年	同十	==
	51	76	181	518	160	140	218	年	同 九	-
1	22	60	155	419	151	116	152	年	同人	3,588
16	30	40	89	307	115	90	102	平	西	=

第二表では數字が小さいから、 統計表だけでも大體理解出來ること」思ふが、 一層明瞭にするため次の第二圖表を

「假釋放者再犯圖表」其一ノ甲圖の説明

者の對比に不便であるから、半對數方眼紙の性質に基いて接近させたものである。) 員の増減とを對比するのである。(假釋放總數に於ては桁が大きく、 假釋放後一年以內再犯者を更に、 三月以內、 六月以內、 一年以内の標識により三階級に分ち、 その描く曲線は他の三線と距離が大き過ぎて兩 それ等と全假釋放人

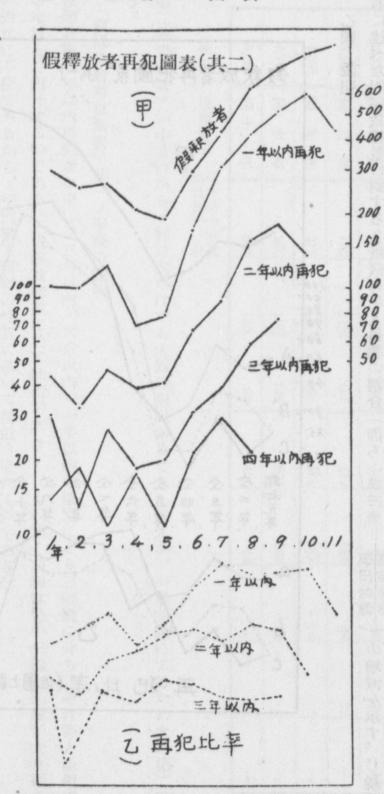
確立してをる。而して假釋放人員を示す曲線と、 年舊に復し、昭和七年A、B、 (兩線の距離が短縮すること)回い。即ち三月以內再犯者の增加率が最大であるばかりでなく、 昭和四年迄は、 再犯實數の大小はA、B、Cの順序であつたが、昭和五年にはA(三月以內再犯數)最も大、 Cの順序となり、 ABC各線は年次の下るに從ひ接近の度を増す。C線最接近の度が同八年A、Cは同等、同九年に至つて遂にC、A、Bの大小順序を 同八年A、Cは同等、 假釋放總數に對する割合も次第に增大しつ」ある。 Bの大小順序を 昭和六

第 '表 圖 假积放者再犯圖表 (其-) 假积放人员 甲 三月以内角犯 三月以上六月以内由犯 1000000000000000 大月以上-年以内两犯 40 B 30 25 20 全二年 全三年 全四年 全五年 全六年 全十年 全十年. 全七年 全八年 全九年 三月以內 三月→六月 Z 再犯比率(個圖上計算)

乙圖說明

右に述べた假釋放總數に對する各階級再犯人員數の割合(即ち 再紀巻= 再紀巻要)の増減を示す。C線(太線)

第三圖表



の急激な上昇傾向は再犯率に於ても、 第三圖表 「假釋放再犯圖表」其二 三月以內再犯の增加率最大であり六月以內之に次ぐことを明 說明 · 72 にしてゐる。

6 0) が、 犯期間を一年別にとり、 上によって、 絕對的にも相對的にも大なる增加率を示す。第一•二圖共再犯期間短きも間を一年別にとり、前圖と同樣の方法により作成したもの。本圖に於ても 「近年假釋放は激増 前圖と同様の方法により作成したもの。 したのではあるが、 再犯者も亦激增 加之再 の程増加率して毎以内再の 犯期間短 大であり 台 ら期間の最小なる の程そ の増加

はより このことは如何に考へられるべきか。 大であ るつ 即ち再犯に至る期間は次第に短縮しつ」ある。」との結論に達せざるを得ない

か。 さるべきことであるとし 或程度まで許されねばならぬであらう。然し例へば、假釋放が二倍となり、 假釋放が増加するに從ひ、 て 其中より或程度の再犯者を見ることは止むを得ない、換言すれば、刑務官の €, 前者が二倍の増加であるに不拘、 後者が三倍に増加したと云ふ場合には如何である 再犯者も二倍に増加したことは、先づ許 「見損じ」

官の見損じは量に於ても増加し、 く認めるか。 次に、 釋放後五年目に再 數字は正に、三月以內再犯者の絕對的にも相對的にも增大しつ」あることを示してゐる。 犯するも、 質に於ても悪くなつたと謂ひ得る。 將三月以內に再犯するも 再 犯は再犯であ るが、 一般的に何れに改悛の情を多 謂はば、 刑務

では何故以上のやうな現象が起つたかに就て、 輕々に社會狀勢を云々するは考へものである。

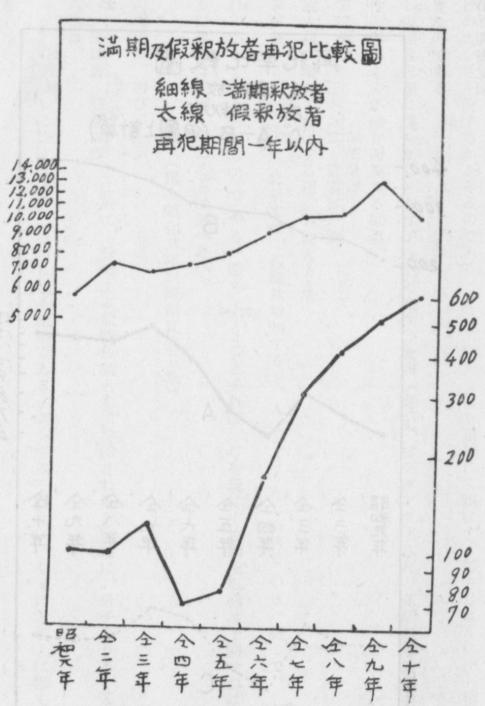
次の第三表は滿期釋放者及假釋放者中の再犯數を比較したものである。 可成近年までの傾向を知るために再犯期間

滿期及假釋放者中再犯人員比較(第三表)

(但再犯期間一年以內)

244.1	7,565	70.3	100	同二年
- 214.4	5,901	61.9	101	昭和元年
再犯率(B)	質數	再犯率(A)	實數	华火
中再犯者	滿期釋放者	中再犯者	假釋放者	1

第 四圖表



画 回 回 回 回 回 回 田 九 111 五 回 × 4 汁 年 平 舟 净 升 角 净 净 518 607 419 307 173 123 78 71 118.2 116.8 104.1 121.2 129.1 60.9 73.7 82.6 10,505 10,512 13,352 10,647 9,379 8,052 7,423 7,086 408.4 404.4 357.0 385.2 304.2 286.8 278.0 248.8

者である) 釋放數及死亡數を控除して再犯率を計算した。(從てこゝに滿期釋放者とあるは、 は一年以内をとつた。 年報には、 假釋放者の再犯を區別してないので、 本表ではそれを區別 嚴密に云へば假釋放に非ざる釋放 猶出監人員中より**假**

先づ實數を以て第四圖を作る。

第四圖表說明

るまい。 なものとして許容するために 滿期釋放後の再犯も次第に増加したが、 は、 「社會狀勢は假釋放者に對して、特に强く影響する。」といふ命題を立證せねばな 假釋放後の再犯はそれにもまして急激な上昇傾向を示す。この現象を當然

次に「假釋放が増加するに伴ひ、

掲第三表の再犯率を圖示すれば第五圖表となる。

再犯者も或程度増加するは止むを得ない、」とする實際的な考へ方に譲歩して、前

- 35 ---

- 34 ---

圖 Ŧī.

再犯率比較圖 仮釈放 満期釈放 A÷B(個圖上計算) 400 300 B 200 昭和元年 全八年 全九年 全三年 全十年 全二年 全四年 全五年 全六年 分七年

滿期釋放者再犯率を示すB線は概して規則的增加をなし、 第五圖表說明 假釋放者再犯率A線は不規則に上昇するが、二線共に略

れだけの大いさを有するかをみるのである)よつて得たる値を點線にて現はす。 してきたのである。 平行に上昇し其趨勢をはつきり見難いからAをBにて除し (その意味は假釋放再犯率は滿期釋放再犯率に對し各年ど 即ちBはAに比し稍増加の傾向を示

若し假釋放審査に誤りなしとすれば再犯可能性の最弱い者が、 ピックアップされ、 滿期假釋放者中には反對に再犯

可能性の强いものが残存凝集する結果、

再犯率B=出監人員一假釋放人員 再犯者數 に於て、

假釋放人員が増加すればする程、B は大となり

再犯率A= 再犯數假釋放數 に於ては、假釋放增加するも、 Aは大きくならぬ筈である。 從つて、 A は假釋放增加

につれて小さくなる筈のものである。即ちA 二〇とすれば、 Cを現はす本圖上點線は下向せねばならぬ

然るに事質は下向してゐるとは云へない。

(但し昭和八年以降稍見直した)

その理由は、 再び

このX數は、 B = 再犯數 出監數—假釋放數 に於て、 分母より假釋放敷として控除されると同時に、 分子よりも、 X敷が控除され、

假釋放數 ーに於ける分子に加 へられる結果であると考へざるを得ない。 2 ムにX敷とは即ち刑務官の見損じ

に外ならない。

その原因が「一面的に假釋放件數の増加を誇るが如き傾向無きに非ずして、 假釋放審査の重要な指標は其故、

36

たか子の所謂、 刑期と殘刑期の比較考量のみに置かれ、 假釋放の大衆化といふ言葉は今直ちに否定し去ることは出來ないであらうと思はれる。 斯くて審査の形式化、機械化を招來した」結果であるとするならば、

五年以內再犯者數 (第四表)

35.7	29.035	10,373	世		中
43.1	32,49(14,003	年	*	픠
41.0	29,122	11,928	角	H	画
40.5	27,865	11,288	併	国	三
37.8	29,960	11,331	年	111	画
36.9	32,366	11,945	年	11	品格
33.0	29,146	9,607	年	王 十	回
31.2	27,049	8,445	年	十四	画
33.1	28,454	9,420	角	+	画
29.9	26,363	7,876	年	+	回
28.6	27,534	7,877	净	+ -	大正
A ÷ B %	出監數(B)	再犯數(A)	13		

出監製ヨリ死亡數ヲ除ク

上再犯せざりし理由を、 こに残された、X數(消極的な見損じ)は更に大量であると想像せられる。このことを默殺するがためには、五年以 の外はない。 釋放に値せざりしか」といふ疑問を生ずる。若しも之が刑務官の人間觀察の不徹底に歸するものであつたならば、こ こ」に假釋放者より、「X」を除き「X」を加へることによって、 、(近年はそれより尚少いと想像される)實數にすれば常に萬を超ゆる之等の者は、「何故に在所中の所見に於て假 釋放後はじめて改悛の動機に觸れたものであるか、又は釋放後死亡したかによつて説明する 假釋放件數は猶はるかに增大の可能性があり、更

更に次の第四表を見れば、釋放者にして、五年以上再犯せざりし者は、約七○%乃至五七%であることが知られる

に前掲

B=

出監人員-假釋放人員 再犯人員 に於けるBの値を大ならしめ

に右斜下の方向に描かれ得るであらう。 再犯人員假釋放人員 に於けるAの値を小ならしめ、 從つて、 Bの値をも極小へと導き、 第四圖表に示すC 線は遂

残された問題は假釋放審査方法の再檢討に歸する。

(との稿終り)

備者

五箇國、參列會員百五國ワシントン府に開催 た。 せら て、 **獄行政に關する事項**) 心問題は、不定期刑制度及執行猶豫制度の採 木事務官は本會議第三日午後に於て、 不定期刑に付ては原則として其の科學的原理が是認 尚今囘は日本参列員の小河滋二郎氏は、 執行猶豫に關する中央監督官廳の設置が勸獎され れ、執行猶豫制度に付ても原則として有益 」を紹介する處があ 參列會員百五十餘名であつた。 五十餘名であつた。今囘の會議の の副部長として會議に活躍し、眞 つた。 月萬國監獄 一日 會議を北米合衆 本 第二部 監獄の近況 參加國三十 否 であ なりと (監 0 中

した。かくて翌年四月當時した。かくて翌年四月當時 圖つた。 開設し、 獄に閼 るや先づ範を内地の監獄制度に採り、 務も內部系統より法部に移し、 0 (2) 廳に於て取扱 判監獄事務を承繼すると共に 日韓協約に依 同年 獨立 する事務を擧げて之を帝國政府に委任 忠武氏を簡拔して之に當らしめたが、 かくて翌年四月當時金澤監獄典獄として令名あ 然るに翌四十二年七月更に韓國政府は裁判及監 多數の內地人司獄官吏を聘用して獄制の整備を の裁判機關を設くる事と爲 ひたる內 統監府 b. 司法事務を全然行政事務 の、開、 地人に對する 裁判所及 獄務の改善に當らしむること」 明治四十年 從來統監府法務院及理事 法部刑事局に監獄事務を 同監獄を置き、 裁判並理事 監獄及監獄分監を 同時に監獄の事 七月(隆 氏は就任す より せるを以 廳監獄 韓國の裁 熙元年) 分離 b

因に當時の在監人負職員等は左の如くであつた。 朝鮮に於ける監獄制度の確立を見るに至つたのである。 を見、 國 於て取 併合 越えて四十五年四月朝鮮監獄合成 の結果同年十月朝鮮總督府裁判所及扱ひたる事務を合併した。次で翌四 数判所及同監獄の開設 6 兹に初めて

在監人員並職員數

三、三五		五〇二八八二六六	五0.	一、七五七	1×00×		六	和十年	昭
	7	10、11年11	元	全	九、吴二	三	tu	四十五年	"
九三		八空	五	044	七、八八五	E	A	四十四年	"
七五		六八景	1	1441	六、0六五	=	A	明治四十三年	明
員	職	計	他	被告人事	受刑者	支所	本所	次	年

受刑者以下在監人員、各年一 職員及監獄數ハ各年末現在數 日平均人員 ナリ ナリ

炊事場に接して製品檢否所を設け、 品に(3) 之が爲著しく の送 軍 一器品 還あ 専ら製作品の檢査に當らしむること」した。 鴨、 0) るに鑑み、 注文増加に伴ひ、 獄の製品檢査所新設。巢鴨監獄は官廳 粗悪製品の數量を減じ頗る好評を博す 之が檢査の嚴正を期する爲、 納品 の都度夥だしき不 特に檢查專任者を配 用品殊 爾來 新に 合格 るに

> 至つた。時の藤淵 し、藤澤 之が矯正さ を時 圖りたるは真に卓見と 既に是等監獄作業の略。 v) ふ易

せられたが、昭和元年之に代へて年報的な刑務一覽表尙各所共續刊してゐる。司法省への提出は大正期に廢 訓練方法としての役割を演ずるものも少くない。大正十 講演筆記、諸名士の修養談等を載するものあ 各監獄職員會に於て毎月一囘發行し、 一年監獄の名稱改まると共に刑務報と改められたが、 計の類を掲載したが、 任免辭令、 部宛監獄局に送付せしむること、した。監獄報は明治二 監獄の施設 * 監獄報を送付せ、 である。 出 八、九年頃より 各種統計 せしむること」した。 (3) 状況を知るの便宜あるを以て、 各省指令及通牒並照會往復、 諸般の 職員執務參考の資に供する目的を以 せい 内訓等を包含し、 L 尙職員會の記事、 さい 各監獄に於て發行せる監獄報 概ね 監督官廳に於て各 知事、典獄等 發行 (4) 雜錄、(5)統 (1)指令、 りて、職員 の都度 て、 (2) ie 止 今 0)

家より出火し、 厄に 會つ 山出、出、 た。 張、 在監人は全部無事避難し、 職員收容者消防に努めたるも、 所、 類、 烧。八重 111 出 張所 老 距る二 同村共有 遂に + 間 類 の民 0) 元 燒

た。 村役場を借受け、 之に應急の施工を爲 L 假監に 充 T

甚(6) しく、闘、 大修繕を施した。 月修繕費八千八百餘圓の增額を得て、 監獄の蟻害。 戒護上其儘放置を許さざるを以て、 靜岡監獄監房教誨堂等白蟻 建物全般に亙 翌四十四 の被害 b 年

際し、 5 牒する處あつた。 で同年十月全國監獄に對し、 司法省は各地蟻害の發生に鑑み、 蟻害の早期發見並に撲滅に付特に注意を促し、。近省は各地蟻害の發生に鑑み、同年四月典獄會議 白蟻の驅除及豫防に關し 次

一月

館二階建にして、 h 曹會建物の南側地所二百坪の使用許可を得、此月 於て司法省構内に新築する事に 監獄協會の移 建築に着手し翌年六月竣工を見た。建坪は百八十坪洋 省及東京府廳へ交渉し夫々手續を經て、 轉、 建築費は 工事。 監獄協會事務所は本年 一萬六千七百餘圓であ 決議あ りたるが 司法省 0) 其後司 一構內法 總會に った。 日よ

十二月

は明治三十年警察禮式を準用し今日に至つたのであ監獄禮式を定め、看守點檢規則を改訂す。監獄官吏

五(4)

見るに至つたのである。四(敷地一萬坪は川) 移轉改築(敷地一萬坪は川) 收容し、 成式當日は收容者三百名を算した。 に拘禁する十八歳未滿少年受刑者を集禁するに至り、 成を見るや、 年 以 來東京附近監獄の懲治人を集禁し、 越分監落成と新特別處遇。 同年十月更に東京、千葉、 横濱監獄拘禁中の十八歲未滿受刑者百名を 移轉改築に着手し 明治四十年建築費五萬圓の豫定を以て 明治四十二年七月獄舍 JII 集禁するに至り、落前橋及甲府の四監獄 、此の程漸く落成を 越分監は 之に特別處遇 明 一部の竣 治 Ξ り切 E

建築に係り、尚鑑(五間) る。 動場等の設備に改善を加 定築に係り、尙幾多の缺點あるを発れなかつたのであい田原分監(至同三十九年三月)の如きも新法施行前の行別設備としては槪ね不備不完にして、曩に落成したる 尚同分監は其竣工と同時に少年特別處遇として 刑上劃期的の改革として特筆せらるべきであらう。 を見るに至り、 我國少年行刑は未だ試驗時代に屬し、 然るに今囘新法の旨義に則り特に獨居房、教場、 從來の面目を一新したるは、 ^, 比較的理想に近き建築の落 新監獄法の所謂 我國少年 新に 運

> する等、 に室内、 るが、 物品點檢と改め、 點檢規則は明治三十四年制定の規程を改定し臨時點檢を 室外間に亙る敬禮、船舶乘組中に儲する規定を新設 駈步速度、 今囘監獄の特殊事情を參酌 職務執行上遺憾なきを期したのである。又看守 室外の區別等に付き詳細なる規定を置 名刺携帶義務等に闘する規定を新 出張所等に於ける點檢、 し獨立の規定を設け殊 き又空 速步速

總(3)遏 出でたのであつて、就中警察官署よりの行狀報告に留意 認むる者に對しては通信教誨を施し、 し、その善良なる者に對しては益々獎勵を與へ、 に資し、假出獄制度運用を完からしめんとするの趣旨に しく訪問せしめ、 0 大每慈善團の設立。此月大阪毎日新聞社手段を盡さしめん事を期したのである。 假出、 獄、者、 狀調査簿を定む 善意の干渉を試むる等、 假出獄者出獄後の監督 或は教誨師をして 、一層再犯防 は臨 不良と 時社 員

- 42 ----

事の出 體操を行ふの外、團體遊戲として徒步競走、フット・ボ尚に體育には特に留意して徒手體操、器械體操、執銃學校に對して學業成績精神狀態等行刑參考資料を照會し 業に盡したる功績は著しいものがある。認可を受け、爾來二十有餘年社會事業就中釋放者保護已て大阪毎日新聞慈善團を創設した。翌八月財團法人配會に於て、同社館當準備金の內より金一萬五千圓を支 確を期するが爲入監時に生育誌を本人に自書せしめ且 を期すると共に、 ル、帽子取、 綱引を行はしむる等、 團體的訓練にも特に留意する處あ 専ら個別處遇の適

明 治 四 四

0)

少年行刑に先行するものとして注目された。

八百圓であつた。放火の方法は、一囚は入浴の爲浴場に場及倉庫を燒いたが、逃走は未遂に終つた。被害高は千 約五勺を貰ひ受け、之を竹筒に入れ作業場に し、尚一囚は名を作業用に托して活版工出役囚より石油 到りし際、 したもの 、罷業還房時の混雑に乘じ倉庫工場間腐朽箇所に放火 指物工 と認めら 隙を窺つて炊事場内机の抽斗より燐寸を取出 場と之に接續 0). 工場燒失。懲役囚二名は逃走の n せる倉庫との間に放 火し、 隱 目 匿し 的 を 同 以

集教誨に於ては讃佛歌を合唱せしめ

(八個性鑑查資料

誕生日教誨、

命日教誨、

記念日教誨等を採用し

總

衆議院在監人費二十 九萬餘 ・圓を削減・ すい 月司法省は

悪にして、 だ重く、 中二十 論議 果と認むることを得ず、 算 擧ぐる處 0) 形勢 を挟さむ者ありて、形勢再討議に入るや、又々法曹議 人 T 圓 復活する る 九萬 に入るや、 岢 不足の 頗る不穏なるものあ 豫算委員 西告 は四、千 に失する F to 在監人 期議會 餘 ことを得 Hil はる十二 を削 會 * 0) 寧ろ 著 た。 0) 减 する ありは あ 增 會 然るに此 之が追 00 度 再び悪化し、河を変形し、河南で悪化し、河南の地域である。 は 以 は遂に之を否と (イ)刑法改刑 強改 在 刑法 人費 加豫 に(ロ) 月 新州法に於て罰金 算に 四 實 側 遂に在監 基く當然 施以來科刑甚 决 のをかた + 8 で 東算委員會 で 東類る険 て二十 減理 四 年度 曲 議 とし 總 0) 人 して 會 四 結 費 豫

に吝 产 の許 な 科 00 0) せ す 事 範 由 體刑 員園 12(=) 基くも に於 假 111 獄の 在より一割五分乃至二 0) 許 と認 認可は 法律の 依て 司 希望する所 二割 法 割て、ま 省當 典を興 C 來 局 減年度 より は 口 35

措員 官に於て、果 刑法運 用法 上の缺

きであ と自 111 る監 刑 -3. 7 0) 選 いる現 を科す。 擇の このであ 法條 增 つた (八)加 執行 世 3 猶豫 裁判 0 特 所 は常に 罰金 點く すに 15 3 法

め 毎 手、 0) で其趣旨 3 加し、又親族との接 の工夫を講ぜしぬ の工夫を講ぜしぬ をはの情 形、出 監、づる を涵 **一房に祀ら** 流 1 於て、 留し、もの 露 養 に祀らしめたるが如さ 超え、のであり、のであり、 するも せし 族との接見及通信等に於て、一齊に祖先を遙拜追懐に注意を拂ひ、集合教誨又に注意を拂ひ、集合教誨又に対意を拂ひ、集合教誨又 0) 多く、 在監者 敎 きは全く 公化上多大 福 島監獄 を

> 難 るあ かり が とす あ 如 つき は、 3 6, 頗 直ちに之を以て在監人費を削 る穩當を缺 くの 處置なりとして内 除 世 外に h にとす

四月

在、 米麥 監。 時 挽 丸麥使 きも 與すること」し 混 0) 炊 飯、 使步 量、 用 用 合 指、 監付 割 0) 定、 場合の **参**六 額、 T は、 分たは増はのの挽加施 米、 四、 混炊があ 分、 炊量を 挽、 割、 麥、 以從量の定む 六、 で計算配賦す 分、 変との 0, ---3 割に當る 混、 處 炊、 な 權 量、 3 衡

意し當 場經 重 鴨監獄る 時 性監獄獨居監の新 の建築法を参酌 で便尠からざり 工費二萬一千周 工費二萬一千周 模範的 役に 目 內 0) 外に名 を果す 獨居監と稱せら 特に採光、統の人を以て、 シャン 新營。 5 整あ b. て、 7 巢 L 換漏其の大獨居 换 たる な 鴨 れた。 永く都 0 3武 比較 他 九四房 は 爾來其潑剌 F 明 部十 ,0) 一 一 三 房を建築し 四十五 兩 年 度 の参観 設 的治 備 完 を缺き + 年 たる

た獄。職 置場 亡者 依監 獄 の鬼傷 職員より見舞金として合計四百二十圓の寄場が烏有に歸した。職員の類燒は十九名にり幸に災害を免れた。同市燒失戶數一千三別幸に災害を免れた。同市燒失戶數一千三級も一時危險に迫りしも、職員在監者の必の民家より出火、折柄の烈風に火の手は各門を稿ふ處あつた。同じく五月山形監獄を距れ b 判所 千三百十餘戸死の必死の消防に岐れ、 所及百死所 寄に 関があっ の消防に で全國監

監獄を隔と なは 0 石石、土壌と共石石、土壌と共石石、土壌と共 中る猿、 如 土名 0 十 薤、 き 幾多 餘 築、 の、丁工、囚探の事、 0) 共 犧 り歴 徒石甲の、 は場府犠、 E 今囚死 牲者を出 下方十 L を誇る監 た。 繋げ 方約 鶴 府 重 生傷を負を負 監 た裏面 て九月 を 獄ひ きに、途に之が色 て、 1 切部 = 墜落 斷の建十 名 女同 土 L し、砂用 大安採 は に為地

少者屋

T

埋藏

じて

ie

用

容

に當てたが

te

5

T

期

て掘

立

0)

とり 殘

3

は

移し

た。

す

が張

、類

て焼失力

、燈臺

を発かれた を発かれた を発かれた。 を発かれた。 を発が近のが

一人常に十名 一人常に十名 一人常に十名 一人常に十名 一人常に十名 一人常に十名 一人常に十名 一人で表を穿 が全様の厄に 一人で表を穿

き、 容

宗谷警察院長家

院失家屋六百· 行警察署の一切

部

幌監獄宗谷

伴看、八ひ、京等、月 看等のが集難が 退職者 激 物 增 價 し殊 1 福岡監 米麥價 格の未 獄 0) 如 きは 曾有 看守募 の暴騰

之が改善を見るに至らなかつた。 維持する能はざる窮況に在りしに因るもの 十月開催の典獄會議に於ては、之が增俸方の建議を見る あ L つた。 を見たるも、 0 て募集に努めたるも、 つたのである。 看守の俸給は明治初年以來左表の 大分、 物價の騰勢に伴はず、 Щ 口 **乍併國家財政の關係に因り尚容易に** 1、佐賀、 尙定員を滿す能はざるの 質狀で 熊本の四縣に試驗官を派遣 到底 にし 一家の生計を 如く幾分の改 て、 遂に

1 "	"	"	111	"	明
旱四年	至年	三十年	元 年	辛	治士年
"	"	"	"	"	令俸 給
級圓守	ヲヲ内一 得給ノケ セス特月	同九圓	八最下版	コ上 主 動 有 見 同 力	六月圓十
十部-	シル別十ムコ手圓	国トス	スヲ月俸	得ニさ年至年以ル以上	以直以上下
	"	"	"	"	
	末九畳日月年	四十年	三 六年	三十年	明治三六年
	平實均給	"	"	豫	令俸給
	一人十四圓	同	同	一人平均吉圓	セ迄看主シ給守圓ムス部乃
	四圓空緩	畫圓	土圓弄錢	均土圓	ルコトヲリトラ

監人の (P各官廳委託作業擴張の件。ハ監獄醫) つた。 た。 監獄費の節減を圖る事。 會長小山溫、 の大なる慶びであつた。 鄭團體としての存在を鮮 ける在監人増加の對策として 僚の せ来り 7 第十六囘典獄會議。 北海道監獄典獄協議會を開催し、 不動産を合して五萬七千圓で役員は總裁松田正久、 各 力 種 尙典獄協議 會に於ては 減少を計る事。 < 地方部、八 ていより 勵並罪囚の誘導等に努むべき事を訓示する所を節減を圖る事。ハ誠心實意を以て 自ら 率 ゐ、 々協議を遂げ たるを以て、 理事谷田三郎 長の意見を徴せる を鮮明にするに至つたことは、斯界本會の基礎は强化せられ、獄政の外 十月 助、 (n) 深く監獄經濟の事 松田司法大臣は新法施行後に於 且二三の建議事 因に當時の財産目錄 四日 眞木喬、 元祐の諸氏であつた。 日法人登記の手 續なを脱稿し、評議員會 (1) (1)精神病者集禁方の件。 行刑の適切を期し、 學つて賛同の回答を 尚今囘 豐野胤珍、 北海道の特殊事 教誨師、 項を決議する 12 郷總額は 動界 示する所あ 會議終了 留意 を了 藤澤正 看守增 Ļ 在 情

> 以て、練習生全部 所の寄宿舎は巢鴨 を出版以來、既に の典獄杉本虎吉、 のであ 施の結 以上在職の者にして將來有爲の者を選拔せしむることゝ練習生は從來現任看守長に限りたるも、今囘は看守二年四箇月とし、學科目は前期科目に更に民法大意を加へ、1 第三期監獄官練習所開始。練習期間は從來と同じく 一名、 四名 看守長五十五名、 第、月 今囘は新に東京監獄に看守寄宿舎の新築ありたるを を選拔入所せしめ、 - 年來之が編纂に着手し、今囘實費を以て配付した、務上頗る不便を感ずるに至りたるを以て、監獄協 練習生全部を同所に寄宿せしむること」した。後 及兩派本願寺より聽講生四名を加へた。從來練習 殆ど其 に十 纂、、出、和 鴨、 、半以上は改正若しくは廢止となり 年を經 東京二監獄の合宿所に分宿 版。明治三十四年十月監獄法令類寒田岩雄氏は今期の卒業生であつた。 看守部長八名 尚朝鮮三名、 過 L 三十四年十月監獄法令類纂 就中新 臺灣一名、 看守一名合計六十 刑法、 せしめた 監獄法實 關東州 たる

の要望に基き、昨年來財團法人組織の計畫を進めつ」監獄協會を財團法人組織と爲す。監獄協會は多數會十月

此し、 るに至つた。 を受くること」した。之が爲に年額約三百 b 0) みならず、 燈火は全部自營發電となしたるも、 しを以て、本年十月より 奈良監獄自營發電廢止。 會社よりの送電を受け 金澤監獄又翌四十五年一月同じぐ自營を廢 比較的多量の石炭を費消し不經濟を免れざ 市内電燈會社より電力の供給 奈良監獄は新築に際し、 其他の自營監獄亦民間發 火光鮮 圓の 明ならざる 節約を見

(4) 本派本願寺所屬の監獄教務所長四十名を築地電事業の勃興に伴ひ、漸次之に傚ふに至つた。 否に關する件等に付諮問があつた。東西兩本願寺に於て用語。 ハ個性觀察の方法。ニ雑誌類並に娛樂書籍の許 集 を認め、屢々教務諮詢會並協 は んだなは 0 あ 方法。 曩に新法施行に伴ひ教誨事務刷新 り。 尚司法省よりは 新刑法實施後の感化成績。 同派所屬の監獄教務所長四十名を築地別院に召 鋭意受刑者の精神教化に努力する 秋田)を開催し、 宗教 々海施行實況如何、 議 總囚教誨 新法施行に伴 會 (四十二年七月京都 (阜)集合教誨、 の教材。 改善の急務なる 其他六問に付豁 催。本派本願寺 ふ諸對策を研 所 (n) あ 教誨の 個人教

0 T は ける熱心なる 0 で 今 なら 精神に合致 進を遂ぐる る。 处 1-我國行刑制度が新刑 新 壮 に至 せる新教化方針を確立 施 究に負ふ所決して少くない 土つたのは 打 伎 U) 實 額に 法の施行を契機 付調 種教 立せんことを期し、真に充 誨師數次の會 ことを忘 として 同に n to

夫の(1)の上、三、 な取捕る締せ)成 恰 變に鑑み、不良囚百五十名 なる手段を弄して、多數の なる手段を弄して、多數の なる手段を弄して、多數の なる手段を弄して、多數の なる手段を弄して、多數の も普通 頗 0) 三池監 一般坑 み、不良囚百五十名を網走監獄へ移たるは、誠に遺憾であつた。仍て常段を弄して、多數の囚徒をして非望至難なるは想像に難からざるも、連至難なるは想像に難からざるも、連 復 はする坑道 坑 夫なるが 締に 猛、 夫の、 付ては 入役場間 挑、 は一名を除 走。 1= 如 拔 めく装ひ、 出で、 三池監 で、 嚴 重なる炭壁を破 普通坑 重 苦 **獄無期徒** 夜 間も 昇坑 加 で非望を遂げしむ ので當局は今囘の で常見に亙り巧 なく警察 機に依 夫用 ~ たる爲、願 刑囚 0) 洋 b 壤 其 宗官の手に逮 い は外脱出に 燈を携 他九 一般坑 名 囚内のむ 巧之が 情作事る妙が ^

に氏豆

0 谷、る田、良 法次官榮轉に伴ひ、 三、好 郎、と 氏監獄局長に任び 監獄局長に任ぜら ぜらる。 谷 田 参事 た官は は 氏小は山

> 尚新刑 に入り れ、具に獨逸行刑の實際を視察する所あり、頗る大なるものがあつた。氏は其間海外出張 れ、司法 を解決して其據る所を得せしむる等 けて監獄法 頗る好 の昇 れる行刑智識の豊富なること他に比肩、具に獨逸行刑の實際を視察する所あ 法 越えて 「省參事官に轉じ、翌三十九年法律取調委員に擧げ、り、民刑事務に鞅掌すること年あり、三十八年八 二十四年獨逸語協會學校を出で、 法、 任 感を以 に事 は全く適材 登第し、前めて司法官試補となり 四十 監獄法の實 及監獄法施行規則其他の監獄法規を完成し、 京都の各裁判所 務を修習 7 一年四月獄務課長となり、小山局長を翼 迎へ 適處を得たるも 施に 6 、二十九年判事とな た。 際し監獄實務 を經て三十五年 のなりとし 斯界に對する功績 するも 家の 三十八年八月 凡百の疑義 其の內外に 大阪控訴院 を b のなく て、 命 檢事登 富 ぜら 山 6 0

か牧 米変の榮 る試 1) 2 力等に就ては しが 験を行はし 1 **木養量試験**。 巢鴨監 、未だ確實なる分析試験を爲し試験。在監人の主食物たる麥の めたるに、此月同學士より左の報告が獄に於ては古瀨醫學士に委囑して細密 試験を爲し たる事 主成 分吸 な

其次とし米、丸麥飯を以て最下とす、に適す、 (米、丸麥飯を以て最下とす、 に適す、 (料) の位置を占む、 (料) の位置を占む、 (地) の位置を占む、 (地) の位置を占む、 (地) の位置を占む、 (地) の位置を占む、 (地) の位置を占む、 (地) の位置をは、 (地) のし) のし) のし。 (地) のし) のし。 (地) のし) のし。 (地) のし) のし。 (地) のし。 (地) のし) のし。 (地) のし。 (地) のし) のし。 (地) のし) のし。 (地) のし。 (地) のし) のし。 (地) のし。 (地) のし) のし。 (地) のし。 (地) のし) のし。 (地) のし) のし。 (地) のし) のし。 (地) のし。 (地) のし) のし。 (地) のし) のし。 (地) のし 多量しは (+) し以上といり以をという。 上通よりの (2)加るる

麥種 飯見(イ)

明 治 四 + Fi. 年

定し を注 圍 事業に關係薄 を論ず は前囘 第、三四、月 七 小異なりしも、 生. た。 ぐてと」し、 名、 である。 回、 里誠一、大場正常 外に 里誠 と同 監、 樣看 きも 敎 官、 誨 練習、 かを避 郷習期 師十名 新に實務演習を加へた。 守長及看守とし、 け、 雄、 L 間 1= 始、 1 0) 0 香椎豐次郎の諸氏である。 監獄事務直接の學科に主力短きに鑑み、科目中稍監獄 て、 練 きに鑑み、 習 授業科 期間 四 科は角 の諸氏は此期の 考査し入所を決 対し「品性の修 第 三回と大 練習生六

四

 $\tau(1)$ 在 監人の 看、月 加 ふるに 守、 四、 激 百、 業を 増を見、 社 せい 會 +, 初 0) 名、 め各般 進 0) 之が 增、 運と刑事政策の進 真、 の事 爲獄內諸般の事務 0 新 務に改良を要する 刑 法 施行 展 の影響を受 に伴 繁 劇を もの N あ戒加 it

> 運 に至 用 を期し、現 b, 在の配置 あるを以てし T T いは、 看守四百七十人の増

たるも る所あ 発因保護を見るに至っ 費二萬 加を見、 團 體 りたる爲、 Ŧī. 見、益々斯業の重要性を 秋・圓田・の 十會に對し 南監獄の落成。気増額を認められた 事業獎勵費の増 斯業は著しく發展し多大の效果を收め 獎勵費 增、 を加 一萬山 額、 to 獄者其他要保護 0) がである。 を下附 府 は し補 に優良免囚 人員 助獎勵 一層 更 に 獎の す

に多大 せんと欲 屬(3)勵增 に 月 h する五 未だ たが 於て、是等監獄改築計畫 で毎年五十萬圓を限 獨居房を有する新式監獄の極めて零々たるも | 當時の「秋田監獄の事務成績報告」は「獨居| 國家財政の關係上容易に實現を見るに至らな L 監獄中 上最も有 便宜ある事」を禮讃してゐるが 之が計 中府 を有する者 利且 畫を爲しつ」あ 度として 一必要條件 秋田兩監獄の竣工 畫の進行 重の進行狀況を報告 0) 旣 拘禁並に監獄紀律の た 記監獄第二期改 全國監獄の改造を促成 3 成績報告」は「獨居制質現を見るに至らなかあり」と報告する所あ を 信 を見、 第八囘萬國 これなども當 す 告 こと報告 Ļ 四月 築工 「佝進 會議 及六 事 行

3 思想犯 に過ぎな たとして である。 だける 騒擾囚等の拘禁に利しての機能を發揮するに至める。 従て當時の獨居房は 至ら尚 利用 せら ず、未だ る僅處

30

吸殻よ \$, (2) 軍用靴下の委託注文增加。當時人所有納屋一棟を鳥有に歸した。原吸殼よりの發火と推定せられた。毒吸殼よりの發火と推定せられた。毒 1(1) り發火し、警に 姬、月 警察官、 場、及、 軍 に近接の監房に延 房、 隊 各、 の承援を得て消防に 幸に職員在監者で 原因不明なるも、 一焼し 分監抄 1-系者死傷な 外に請負 力め 紅 たる T. 場

が、文二百年の受負業一日平均工養工工工・の、之が所要の靴下其他消耗品の需要漸次増加の一致を調査する處あつた。右調査に依ちる成績の一斑を調査する處あつた。右調査に依ちる成績の一斑を調査する處あつた。右調査に依ちる成績の一斑を調査する處あつた。右調査に依ちる成績の一斑を調査する處あった。右調査に依ちる成績の一葉を開査する。 3 0(2) 切なる て有 利作業といい當時の受負が として 行せらるるに至った。 いふ能はざるも、弱體者の作業負業一日平均工錢に匹敵するにず、平均一人の工錢僅に九錢一 東北地方等、 0) L 九錢一厘に 大銭一厘に 対す 加の 6 上增 僻阪 たるに伴 業とし に過 漸地 ぎ

獄(2)を 桦、月 监、至 二囚は逮捕に抵抗したる爲斬殺又は銃逐げた。七囚中四囚は間もなく警察の五篙房を開扉し脫監を促し、相携へて五篙房を開扉し脫監を促し、相携へて五篙房を開扉し股監を促し、相携へて 一家では一層には一層には一層には一層には一層には一層には一層には一層にはのはものできます。 狩川を渡洗 歩故も漸 不良の徒も漸れ 加、次 のに 良の徒も漸次當局の真意を同の如き暴撃を企つるに至同の如き暴撃を企つるに至の一層紀律の闘行と更員の訓を別を記事を記るに至いる。 图、减 せんとして 血す。 帝國政府 で で 態に復した 様年同監在監 溺死した。逃 つた。 十二年囚 は 萬國 回遠 る事

せる事實ある等、各般の情勢は委員會加盟の必要なるを盟せんことを望む」旨を演述し、會員一同之を拍手歡迎 氏 3 る等、直接間接の不利益を見ることで、一、我獄制に關する狀況を會報に紹介することを要員會に於て刊行する會報及書籍の配付を受くる事 は 計を得たる上、第廿八議² びとな は其式解中、「日本帝國に於ても速に常設委員會へ加 年の會議閉 す 議に 金 關 直 (口)關 我獄制に關する狀況を會報に紹介することを得ざ た 接間接の不可 盟の 0 の申込をなし、八月一切の手續を完了(人口百萬人に付)の支出の協賛を經上、第廿八議會に對し之に關する我國上、第廿八議會に對し之に關する我國 て之に参加する所あ to ので 會の式場に於て、 あ 30 利益を見ること尠くなかつた。 昨年四月閣議を請ひ五月之が允 同會議 b 上も、 女長 為、 未だ同 ヘンダーソン 會議の て此 する 政 加之 府 獄 執 0) 分

米麥價格 値を 示し たる為、 する所なく、 暴、 騰、 對、 策。司法 之が豫算調節の爲菜代指定額 豫第石代に比し約五圓 省は本年 初 夏以來米麥價格 を減額 以上 0

> 擧げて を省略 重(2)存 何の代用食品を以て換算し得べきか、米麥幾何に對し幾留意し、古瀬醫學士等に囑託して米又は麥一升に對し幾 獄局は右代用食給與に依り其榮養價を損する事なきやに とを期し、 研究せしめ、 何 恵に の代用品を加ふる時は其榮養價を損するなきか) 監人費合計 方法等に付種々工夫を凝す所あ 甘藷等の混炊を奨勵したる結果、 變更 して典獄限り施行 亙らせらる」旨宮内省より發表せらる」治天皇の御崩御の告知。此月二十日 明 0) | 更は、當分の內監獄法施行規則 驚愕實に譬ふるにものなく、只 各監獄又其混炊方法を研究し、 力めて在監者榮養の減損を來たさいらんこ + 萬四千餘圓を節減するに至つた。尚監 内監獄法施行規則に依る認可申請 せしめ、 つた。 鈴 四十五年度に於て 管其御平癒を謹 尚食料の種類 若しくは其保 大豆、 治天皇御 や、 玉 等を 國を 蜀

天皇は夙 偉烈比論す に大統を機紹し、 以て皇基を鞏固にし國光を發 べきなく、 眞に國民敬仰の的にして國民 維新の鴻業を建て立憲の 揚 世ら れ、 鴻 宏

稿し奉りしに、

遂に其效なく廿九日

御病狀革り、

三十

駕登遐

6

れ給ふた。

心の源泉にましましたのであ

へない。 少!! 今や流焉として神去り給 皆聖恩鴻大の至す處にして感激に堪 外に特派して典例を調査せし らせられ、 囹圄の民に迨 終に現今の發達を見るに至れる へる事真に痛恨切哀の び、 常に獄政の改 0) ざり 情に

意を致さしめ、 は賞興金の全部を献金したしと申出づるも には此際入監前よりの貯金を皇室に献納し度と言 の犯則者だになく、 れも謹慎し、繭々として只管哀悼謹慎の意を表し、一人 きは歔欷、嗚咽 愕、憂愁の色を顯はし、 監者一同を教海 いはれてゐる。 各監獄に於て 一名は感激の餘り縊死を企んとしたるも 翌三十一日より五日間の服役特発中亦各 し仰ぎ見る能はざるもの少くなかったと 堂に集合し は 教誨訓諭を加へしが 各れも恐懼悔悟して改悛を誓ひ、 日 司 全囚感極まつて泣き、婦 法 b 0) 公電に 0 旨を告知 各れ のあり、 t し追悼 Z. 人の如 直に く驚 中 の在

> した受刑 0 取扱問 題

司法省刑事局長 弘 政 氏

鑑み、司法省行刑局では直ちに對策の考究を行ひつくある様 場合相當の手加減をなすべきであるとの聲が高まりつくある 征途に就いた者が多く、 である。 が、中には法律の係交通り再び收容された者も有るの 々なる名目で刑の執行停止狀態を持續して收容を見合せてゐ 今次の支那事變に際し、 右に就き松坂刑事局長に意見を求めると 收容者中刑の執行を停止 幾多の出征美談を生むだが、多くは オレ

運用は人に在りの實例であるとも見られます。 を期しつ」あります。 會狀態を達觀して法律を活用するや否やにあるので、 方法に外ならないのでせらが、事極めて重大であるので、慎重 法律を改正すべきか、第二恩典に浴さしむべきか、何れかの 「問題は目下研究中であり、從つて對策も未だ決定してゐな 何とか改むべきであると種々調査を續行してゐます、第 法律通り正直に行ふべきか、大局から社 結局法の

The English Borstal-System

Prof. Rudolf Sieverts

ス ダ ル テ

(四)

少年犯人の教化施設

ハンブルグ大學教授

フ・ジ フ 工 ル "

收容、驗査並びに健康手當(つゞき)

 (Ξ)

术

1

ス

ル式刑罰執行

を定めて規則正しく開催せらる「教化部員、教誨師並びに際官 教化部の職員は斷えず心理學上の觀察を怠らないのである。時間、少年は始終時を定めて醫師の診査を受くると共に、一方、 の聯合會議に於ては施設に在る各少年の發達變化について相互 といふことに重大な價値が置かれてゐるのである。施設に在る をも供給するのである。ボースタル・システムに在つては健康 みならず、少年の健康についての細心な手當をなす基礎智識 意見が交換され、 事生物學上の驗査は、少年の教化處遇に基礎を供する 而して、 これから先きの處遇のプランが定

めらる」のである。 に於けるこの身體の鍛錬はまた是れ英國の寄宿學校たるパブリ たのを、自分は或る施設で親しく賭たのであつた。ボースタル いものではないのである。鍛へて堅くするのが目的なのであの抵抗力を養ふに在つて、これがための方法は決して生やさし 注意の拂はれることは深いのであつて、 はないかといふ疑ひが起されるからである。 行狀が善くない場合、其處には何か身體の調子が好くないので 深い關係の存することの了解されてゐるがためである。 力の必要の感ぜられてゐるのは、精神と肉體との間には極めて 十度の寒さに戸外で朝の「ドリル」(操練) ルから受け繼いだものである。どこの施設へ行つ この際官と教化部員との處遇上に於ける協 その方針は努めて身體 實際、 健康狀態に が行はれ

承認されてゐるのである。 この事はプリズン・コムミツショナーのリポート(報告)にも てみても、少年の元氣な容貌が訪問者の限に着くのであつて、

效處で、ちよつと言ひ添へておきたいのは少年の病氣が本人

地からして重大な價値が置かれるのである (Principles, p. 46)。 分有つてゐるので、この機會を利用して彼と二人限りで色々談 汚損の責任の少年に負はされてゐる衣服居室についても亦た勵 屬するのであつて、これは單に身體に關するばかりではなく、 か、病院の看護人及び看護婦長――最近に至り凡てのボースタ る。ベッドに在る少年は獨りの場合が多く熟慮反省の時間を十 の教化のために往々にして非常な好機會となるといふことであ 行せらる」のである。 し合ふといふことは教化上極めて效果的なのである。是に於て Report 1935, p. 52) 清潔といふ觀念を養はせることも亦た心身の健康法の一部に 施設の病舎に採用せらる」ことになった(Prijon Ommission ーの撰撰は教化上の才能天禀といふ見

積極的態度を取らしむるやう努力が試みいる」のである、さう ら、少年をして是れから先きのボースタル生活に對して勇敢な のではない。少年はそれん〜各自別種の取扱方が必要であるかさせるためには、別に統一された一定の方法といふものがある (訓導的) な處遇上の工作が施されるのである。先づ、最初か 刑事生物學的驗査と相並んで、同時に、周到なペダゴギック

> らである。 れるのも、少年の心掛け次第で、自分で一生懸命になつて現在に持たせるやうに努めるのである。しかし、この期待のかけら か、むしろ少年をして今迄の生活の誤れるを真に思ひ知らしを手なづけようとは決して試みられはしないのである。それ處 ようとしてゐる人々が彼を待ち受けてゐるのだといふ信念を彼 るばかりでなく、望みのかけっるべき筈の一個の若人として見 が待ち受けてゐるのであつて、苦しい勞働に身を委ねばなら め、而してボースタル拘禁の宣告の正當なることを深く感銘せ な何んでもない様な風に少年に思はせて、どうにでもして彼等 のだといふことも、同じく言ひ添へられるのである。 の境遇から浮かび出ようとする眞面目な意志がある場合に限る を望みのない墮落した人間とは見ず、望みをかけることのでき しむるに努むるのである。是から先きには、極めて嚴肅な生活 つて聞かせるのである。しかし、また、同時に、其處には、彼 特に始めの一年は非常な拘束を忍ばねばならないことを言 しかし、それは、是れから先きの生活を幾分でも樂

> > - 54 ---

やう力が注かる」のである。 間に、少年の兩親をして書信並びに接見によつて彼を論さしめ れと共に、已にワームウッド・スクラップスの接收施設に在る この訓誡は主として少年との對談で行はれるのであるが、こ 以てボースタル式刑罰執行の目的たる教化に協力せしむる

規律の勵行といふことは、 新收容者については極めて慎重に

は、 少年受刑者の間に生ぜしむるに過ぎないもので、頭から教化の たゞ徒らに往々にして群集の間に見るが如き反抗防禦の心理を として受取つた場合には、特に甚しいのである。この方法は、 なつてしまうことで、彼が已に初めから刑の宣告を不當なもの を得た方法で以前よりも更らに一層迅速に目的を達成し得て、 穩かに語で訓誡することにしでゐるのである。この寬嚴宜しき に違背したる場合には、直ちに懲罰に付することをしないで、 に在る拘禁の初期に於ては、むしろ萬事大目に見て、規 律命令 一切の效果を阻害してしまうのである。是に於てか、今日で さで少年に規則の遵奉を强ゆべきであるとの意見が採用され 取扱はる」のである。以前には、 手ごわい少年の場合には、初めからびしくくと勵行して假借す 律違反が單に内心の動搖からくるものとして看過すべきでない 0 る所はないのである。 (信除)として取扱はれはしないのであつて、かいる初期の規 新しい方法も亦た決して是れを一個の動きのとれないドグマ 必要な規律の勵行は徐々にこれを强制し、明かに亢奮狀態 特に效果が遙かに持續的になつたのである。しかし、こ 其結果は、 少年がすぐと全く手のつけられないものと 第一日 から情容赦のない峻嚴

(d) ハウスシステム(寮舎制度)

決定せらる」のではなく、全くハウスによつて決定せらる」の

である。「ボースタルをよく知つてゐる人ならば、何人も、

ボースタルに收容せらる」少年の生活は全施設の機構によって

アクター(因子)であることを認むるにちがひないー

ハウスを一個の物質的な単位としてではなく、

精神的な單位と

心ずや

ウスが一個のボースタル施設に於て極めて重要なる教化上のフ

英國型の受刑者の集團教育(Community ed acation-Cemein-

個々獨立の寄宿學校の集合して成立してゐる彼の有名な英國の ボースタル・インステイテュウション(施設)に於てハウスシ System-3/ パブリック・スクールを模して創められたものである。ハウ ステム(Husesystem)の形をとつて現はれたのである。是れは で、而して、この六十人は更らにまた十人乃至十四人のグルー する五個乃至六個のハウス(宴舎)より組織されてゐるもの のものではなく、一個のハウスの中に結成されるコムユニティ に於ける一個のハウスは單に組織上の意義を有つてゐるのみ プ(group—組)に分たれるのであ 。 ボースタル・システム schaftspådagozik) 並びに分團教育(Group edu ation-Gruppe 重要なる教化的意義を有するユニット(單位)なのである。 pāda zogik)ともいふべきものは、一九二二年來先づ手始めに (團結) 即ちわがドイツで日ふゲマインシャフトは、實に是れ 各個のボースタル施設は各自大約六十人程の受刑少年を收容 スステムは所謂プログレツシーブ・システム (Progressive - 累進制度)とは何等必然的な關係はないのである。

の著者メスリエー夫人は日つてゐる (Mrs. Mesurier, p. 217)。して認むることであらう、と「受刑の少年」("Boys in trouble")

かくして、 の傳統」("Tradition of honour")があつて、そのハウスに從屬 してゐるもの、何事にしろ「ハウスの名を汚下する」 (wlet the である。ハウス間の競技は極めて真面目に取扱はれてゐるので じてゐるのである。一例に過ぎないが、クリスマス・イーブの 盛んであつて、これが施設に於ける生活の上に大きな役割を演 0 名を取つて寮名として居り、 殊の名稱が掲げられてゐるのである。ポートランドに於ては、 house down!)やうな事をすることを断じて許さないのである。 てくる受刑者をしつかりと捉へて、 ウスの中で共同に取る。個々のハウス相互間の競争心は甚だ 有名なる都市の名を取つてハウスに冠むらせてるる。食事は ウスは、ネルソン、ドレーク、ラレーの如き有名な英國人の のである。ハウスの建物はそれ~、皆特殊の色に塗られ、特 ハウスは已に外見上からして獨立のユニットたることが明 ナーの名を取り、フェルサムに於ては、世界に跨る大英帝國 ゴン氏はその「プリンシブルス」に於て次の如く説明し自然に體驗的に教化していくのである。此點についてべ 少年は精一杯自分達のハウスをうつくしく飾り立てるの 善く支配されてきたハウスには、ハウスに傳はる「名譽 良いハウスは一個の活きた社會であつて、新たに入 ボースタルに於ては、以前のガヴ 特に教訓するといふので

ゐるのである。

(Principles, p. 10)0 化の甚しい少年の衷心にも猶存する最善のものをしつかり摑んが頓みに動かさるゝに至るのである。良いハウスの 精神 は 悪いくために、今までの自分の悪い習慣を悛め直さうといふ心 でしまうのである。かうなれば、彼は自分に無理に押しつけ に誇りを持ち、これに由つて、屢々、ハウスの傳統に一致して 單位たる團體が小さければ小さいほど、少年の自分が團體の一 た方法が運用され得ること、なるのである。彼等は自分の屬す 等がハウスやグループに分たれるやいなや、 れた教師のためなら決して爲ようとはしない事でも、 員であるといふ感じは大きくなるのである。彼は自分のハウス とを誇るものもなからうし、また誇るべきでもないが、しかし る團體に跨りを感じ、これによつて大きな自然の力が後等の心 號角の合岡で遂行されなければならないのである。しかし、彼 の中に湧き起つてくるのである。何人もボースタル少年たるこ 「少年が三百人までのバタリオン(大隊)に分たれてゐる限 彼等は大きな集團として處理しなければならず、すべては のグループのためなら喜んで爲ることになるのである一 これとは全く異つ 自分の 6

來各ハウスは約六十人を收容する定めであつたのである。一九めて個別的觀察と教育とを施すべき前提が出來るのである。元施設に於ける全收容者の個々のハウスへの分配によつて、初

三二年にハウスが八十人までの少年を收容しなければならなかったことがあつたが、これは失敗と見られたのである。しかし、のハウスは現在僅かに三十人を收容するのみである。しかし、のハウスは現在僅かに三十人を收容するのみである。ローダスへの割當人員は少なくなつたのである。

の有無の如きは大した價値は置かれてゐないのである。の有無の如きは大した價値は置かれてゐないのであるが。可事を指述ならないのであつて、真實の数化の力を及ぼすがたといても先づ一人々々の少年に注意し、正當な處遇の方法を發見しなければならないのであつて、真實の数化の力を及ぼすがためには、自分に委ねられた少年について細密の點に亙りて知りをしての接觸だけでは何の役にも立たない」へ。Constant personal contact is absolutely essential, pure official contact is of no use!) (Priuciples, p. 22)。ハウス・マスターたるものは實生活に於ける多くの經驗と人間についての理解とを併せて有つてゐなければならないのであつて、この二つに比べては學究的な大學教育がならないのであつて、この二つに比べては學究的な大學教育がならないのであつて、この二つに比べては學究的な大學教育がならないのであつて、この二つに比べては學究的な大學教育がならないのであつて、この二つに比べては學究的な大學教育がならないのである。

精密に閱讀しなければならない。前述のワームウツド・スクラハウス・マスターは第一に個々の少年に關する公文書々類を

先きの觀察と教育とに非常に役に立つのである。
かっス(少年)の性格身分記錄並びに觀察報告は是れから、カップスの接收施設から送られて來た裁判所のために作製せられ

なほ、ハウス・マスターは少年宛の書信及び少年よりの發信を閱讀する。累進處遇を受くる少年を昇級せしむべきやいなやについてガヴァーナーに進言する。軽い事件では懲罰を課することもできる。更らに、彼はハウスの生活の全體の調子を決定し、自由時間の接排、夜間學課の編制、スポートの練習等を一切身に引受けて取りさばくのである。且つまた、ハウス・マスターは、本來の右の職務と共に全施設のために一般の任務を負ひ、體育競技、圖書、賣店等の管理を司るのである。

だもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已にだもので、英國人にとつては別に珍らしいものではなく、已に

れてゐるものである。 練養成するを得るがための故を以て、最善の制度として承認さ試驗濟みのもので、義務を負はしめ由て以て少年の責任感を訓

ステムに於て事實上證明されたのである。ボースタル・システの集團教育から得られた最近の社會學的智識がボースタル・シ の集團教育から得られた最近の社會學的智識がボースタル・シ數の人間の集團に向つては通用しないものである、といふ學校 られて、群集に於ける理性の喪失といふことが一つの法則であ 群集心理學上「聚合性痴愚」、『Kollek ive Dummheit")と稱せ除去し得るものなることを明白ならしめたのである。從來、 作用を減少せしめたのみならず、實にまた屢々この弊害を全く 實たる受刑者の雑というというのは、国外の退化容し、更らにこれをグループ(組)に分つ處遇方法は、周知の事 好かつたのである。刑を受くる少年の一群をハウスに分つて收 者の團體に對する官吏としての窮窟な城府を撤してしまつたの ムは三様の手段によつでこの條件を滿たしてゐるのである。即 るとせられてゐたが、この法則も一定の條件の下に 的の傾向を有つてるる受刑者の團體の中に、この傾向に逆つてである。これに由つて、精神的にも道德的にもそれ自體に下降 (指導有)ー役人ではないーとなることによって、從來の受刑 この團體教育の結果はどうであつたらうか んで團體の精神的水準を高めんとする反對力が生れてくる に、 先づ教化部員は自らハウスの團體のフュウラー 固より非常に 更らに少

ざることを努むるのである。しかし、この積極的なグループ・らやうな熱し易く冷め易い群集心理的なるものたるに終らしめ瞼をして釋放されてグループを去ると共に直ちに失はれてしま とである。この結果は、ボースタルの個々のグループは殆んどった事件についてグループ其者にはつきりした責任を負せるこテムの第二段の方法としては、ハウスのグループ(組)中に起 次代へと傳はつていくのである」(ibid, o ボースタル・シス (Principles, p. 22) 「ハウス・マスター及びそのスタツフが模範 却て展々精神的にも道德的にも今迄何人も不良少年のガループ その大部分が聚合性痴愚の法則に支配されないばかりでなく、 る」ものと相和し相助くる和協一致の傳統は年と共に深まり、 を示し、少年はその精神を會得する。かくして、導くものと導か 悪化の勢に抗して眞面目な受刑者を支持していくのである。 化部員のリーダーシップによつて新たに生れた力は克くこの この團體生活の體驗は少年にとつて永く忘れがたいものとなる ループに於ける團體教育は少年の性格を强固ならしめ、且つ、 に豫期しなかつた向上的傾向を示したのである。且つ、 て、受刑者の雜聚の忌まれるのは實に是れがためであるが、 て決して勢力を占むることのできないのは周知の事實であ である。何處のプリズンにも眞面目な受刑者はゐる である。而して、同時に施される個別教育は、この得難い體 、大きな受刑者の團體の中に在つては他の悪質の分子に對 このが

並びに「グループ」に分類配置することを云ふのである。已に前 宣告されたものを一々慎重に撰擇してこれを各施設の「ハウス」 の方法とは、外でもない、ボースタル・デテンション、拘留)を 耗弱なるもの等のために宛てられたる施設へ配分せらる」ので もの及び更生の期望十分なるもの、精神疾患あるもの及び精神 るのであつて、刑事生物學上の驗査の結果に從つて、少年は、 にも述べたやらに、この撰握分類はワームウッド・スクラップ 若し此等の施設の一つへの指定が事實上誤つてゐたことが分明 ある。しかし、かく配分せられたる少年のいづれかの場合に、 不良性の甚しきもの及び教化困難なるもの、不良性の輕微なる スのコレクテイング・センター(接收施設)に於て始まつてゐ つてのみ初めてこれを收むることができたのである。エデュウケーション(分園教育)の效果は、第三段の になれば、彼はプリズン・コムミツションによつて適當の施設 へ移さる」のである。一旦收容施設が定まれば、ガヴァー てもらうのである。ハウスに於てグループを分つ場合には、各 しかし、或るハウス・マスターが或る少年と全然ソリが合はなスターにしつくり適合するかといふことを決定するのである。(所長)は、新入りの少年はどのハウス、特にどのハウス・マ スターはガヴァー といふ場合が往々にしてあるので、この場合には、ハウス・ プに同じ性格のもの同じ年輩のものをのみ集めようとは ナーに乞ふてこの少年を他のハウスへ移し 第三段の方法によ この第三 ナー

> 決して努められないのであつて、却つて變化のある有益な混和 悪意によるものか、はたまた、單に彼の性格上、ウスになじめ ある。妄りに、ウスを變へることは忌まれて ゐる。多くの場 ある。妄りに、ウスを變へることは忌まれて ゐる。多くの場 ある。方ループを變へることは忌まれて ゐる。多くの場 と、ガループを變へると、彼は骨も折らずにうまく周圍に適應 していけるのである。

實際ボースタル式の刑罰執行は、少年刑務所に於ては眞個の は、分園教育以外に方法はない、これが生活態度を矯め直すために は、分園教育以外に方法はない、これが唯一の方法を採用しなければならないものとすれば、不良性を帶びてゐない少年に在ない、更らに進んで、若し已に不良性を帶びてゐない少年に在ならないものとすれば、不良性を帶びてゐる弱年者に在りてはならないものとすれば、不良性を帶びてゐる弱年者に在りてはない。ことを立派に證明したのである。よし、また、ハウス・システムに於ける實驗がかくまでにうまくいかなかつたとしても、日に現にハウスといふ受刑者の團體が存在してゐて、極めて嚴重な獨居拘禁による以外にこれを解くことができないものであるならば、これをグループ組織にまで結晶させないで其まへに

徳上の汚染の危險に暴露せしむるより、むしろこの團體を更らしておいて、團體中のより良好な分子をして已知の事實たる道 ずといふ見地からしても、このグループ・エデュウケーショ に分團して、由て以て監督を完からしむるの策を得たるに如か (分園教育) の方法はその價値を認められて差支ないのであ

(e) 累進處遇、懲罰並びに訴願

であって、若し少しでも「ブリュゥ」に値しないと思はれる所し、この誰しも望んでゐる地位に達するには多くの努力が必要見上服の色で特別の階級であることが目に立つのである。しか 級の「ブリュウ」へ進級するのである。「ブリュウ」は已に外 た「褐色」組("Brown")及び「青色」組("Blue")なる傳統を除くすべての施設に於ては、施設の制服の色から名づけられ 力の認められたるものは中間の級(Grade)を飛び越えて最上 色」組の階級に屬するのである。進步發達の著しく、十分の努 的な階級の分劃が立てられてゐる。入所の初めには少年は「褐 だ組織上の手段である。比較的短期の受刑者のために設けられ たるローダム・グレーンデ及びノース・シー・キャムプの兩施設 ースタルに於ける教化を徹底せしむるための更らに進ん。 處遇(Progressive System)は、ハウス・システムに次い

加つていくのである。 信用が増して行くのであるが、しかし、また同時に責任も断然 業があれば、すぐと懲罰としての貶級によつて折角かち得たこ 地位を再び失ふのである。中間級に在つては、級毎に特權と

あるから、或る行刑施設に於て只だ單に累進處遇を施しても決い側をもはつきり視てゐるのである。第一に、すべてのプログい側をもはつきり視てゐるのである。第一に、すべてのプログい側をもはつきり視てゐるのである。第一に、すべてのプログれる、といふ考へが始終受刑者の頭を支配することになる。でれる、といふ考へが始終受刑者の頭を支配することになる。でれる、といふ考へが始終受刑者の頭を支配することになる。でれる、といふ考へが始終受刑者の頭を支配することになる。でれる、といふ考へが始終受刑者の頭を支配することになる。であるから、或る行刑施設に於て只だ單に累進處遇を施しても決めるから、或る行刑施設に於て只だ單に累進處遇を施しても決めるから、或る行刑施設に於て只だ單に累進處遇を施しても決めるから、或る行刑施設に於て只だ單に累進處遇を施しても決めるから、或る行刑施設に於て只だ單に累進處遇を施しても決めるから、或る行刑施設に於て只だ單に果進處遇を施しても決しても決めるから、或る行刑施設に於て只だ單に累進處遇を施しても決めるから、或る行刑施設に於て只だ單に累進處遇を施しても決めるから、対しても、 るテ 伏在してゐるのであつて、この危險こそ英國人の看て以てプロよりもより以上の弊害をかもすことになるといふ大きな危險がらに少年をして浮薄な野心を養はしめ、爲めに累進處遇が利益れる名譽心を呼び醒ますことになるのである。この點に於て徒 ガ である。累進處遇は、たしかに少年の利己心、或る場合には誤 狀を外部的に善くさせるだけの實用的の手段たるに過ぎないの して大した教化上の價値はないもので、それは只だ收容者の行 右は のである。ベーターズンはその「プリンシブルス」へ原則しのムの機械的な運用についてもまた大きな危險が認められてゐ レッシーブ・システムの暗面となす所のものなのである。 累進處遇のシステム其者についての危險であるが、シス

へしなければ、それで連級ができることこよう。 大の刑の緩和に關する一切の規則命令は時の經過と共に機械的中で大のやうに言って ゐるのである。「累進的の進級並びに漸申で大のやうに言って ゐるのである。「累進的の進級並びに漸 うミニマム(最短)の刑期で釋放されることになるのである。中で誰れ一人安心してハンケチ一枚あづけるもの」ないやうないなければ、それで進級ができることになるのである。施設 がためには、それだけの手段が必要で、各グレードに結び着いを矯めて、昇級の困難にして努力の容易ならざるを知らしめん且つ下級から上級へ自働的に昇つて行けるのである。この弊害 累進處遇に在つては、以前の抑壓主義の刑罰執行に於て只だ命 求さる」に至り、而して、實際は何の進步發達もない少年が猶 あり、終には、嘗ては賞として報ひられたものが權利として要 時を經ると共に進級はし易くなり、特權は獲易くなる傾きが 令に服從してゐれば可かつたのとは異つて、却て少年は荷の重 滅たされざる場合、直ちに容赦なく貶級が命令されなければな なければならないのである。 てゐる特權よりもむしろ責任の重きに注意せしめ、この責任の ないの ミニマム(最短)の刑期で釋放されることになるのである。 品性才能が發揮せらる」ことになるのである。是に於てか、 が重い責任を負はせられるのをいやだといへば、下級へ降ら 苦しい生活を送らなければならないのである。……若 である。かくして初めて、善悪正邪を辨別すべく天分 下級ではたゞ柔順であればそれで

ないのである」(PrincipIes p.22)。 進めようとすれば、更らに改めて精進努力を重ねなければならいゝので、生活は安易であるが、しかし、自由に向つて一步を

へこの項ついく

August- September 1937 Blätter für Gefängniskunde, るのであつて、

最も注目に値する規定といふべきである。

注目すべきフランスの性病撲滅

sex-diseases A French Daft of Law combating

れる。 du 5 novembre 1936)。この草案は多くの點で一九二七年のドイ る草案を公にした。これは政府案として衞生省長官アンリ・セ のものに立ち勝さつた所もあり且つ二三の新しい立法が見受ら ツの同じ法律に似てゐるものであるが、しかし、また、ドイツ されたものである (Senat, Anrée 1933, Annexe au procès-verbal リエールによつて一九三六年十一月五日セナー(上院)に提出 今度新たに、フランスでは、 第一條では、草案は、ドイツの法律の如く、 性病撲滅に闘する法律の興味あ

衞生省より治療を命ぜられ而してこの治療を拒みたるものは處 當する醫師に報告の義務を負はしてゐる。必要なる場合には、 檢査並びに治療が强制せられ得るのである(第二、九、十○條)。 せられるのである。性病のため入院中のもの退院の許可ある 性病の治療を擔

以前に病院を云つたものも亦た同じく罰せられるの で あ

らざることの醫師の證明書を所持せざる乳母の授乳を罰せる第 での罰金を以て處罰され得るのである。怠慢による右の所爲も 七、八條はドイツの法律に似てゐる。しかし、傳染性の性病現 は何時たりとも或る人に對し本人の性病に罹かつてゐないとい 同じくまた罰せられるのである(第五條)。第六條は、衞生省 人に傳播するものは三年以上五年までの禁錮及び五千フランま 在のまゝ結婚する者に對する處罰規定はフランスの草案には存 ふ醫師の證明書の提出を要求し得ることを規定してゐる。性病 にかられる婦人の他人の幼兒に對する授乳及び性病に罹かり居 第四條によると、性病に罹れるを知りつく、故意に病毒を他

62

たるものは處罰せらる」のである。若し十五才以下の未成年者 とになるのである。 あつて、六日より一ヶ月までの禁錮並びに罰金が課せらる」こ に對して右の所爲のありたる場合には、刑は加重せられるので あるのである。

第十六條。 刑罰が規定せられてゐる。即ち、 次に、 言語其他の手段によりて他の人を誘引し又誘引せんとし 新法律草案には賣淫、賣淫の媒介、婦女誘拐に對する また、現行刑法第三百三十四條、第三百三 一賣淫せしむるの目的を以て、 次のやらな規定が設けられて

以て、成年者を本人の同意の有無に拘らず淫行の目的に加擔せ 又は、其者に賣淫を強制し、又は、其者の賣淫より慣行的に利 は容易ならしむるもの、一 られるのである。この極めて重大視せらるべき改革はボルデル なるのである。第二十條によれば、廣告、求婚、書信又は其他 渡を受けたる場合には流刑 (Relégation) に處せらるゝことに る」のである。か」る犯罪のために十年の期間内に三囘刑の言 る。此等の行為が外國に於て實行せられた場合も亦た處罰せら とになるのである。此等の行爲の未遂もまた罰せらる」のであ 才以下の未成年者の淫行又は隨落を慣行的に煽動し、一十五條は次のやらに改正せらる」のである。即ち、一 を業とし又は賣淫を奨勵することを知らしむる者も同様に罰せ 類似の手段――偽裝せられたる形式に於ても― を得るものは、禁錮、罰金又は居住の禁止を以て罰せらる、こ を無効となすことを宣言するを得るものなることを規定してゐ 二十二條に於て、特別の理由の存する場合にボルデル業の禁止 勢を揚げてゐるのである。しかし、政府提出のこの草案は、第 力を有つてゐるボルデル業者は已にこの改革に對して反對の氣 當然で、フランスに於て殆んど解すべからざるほどの社會的勢 (英語のBrothel 誘拐し或は或る場所より他の場所へ轉住せしむるもの、 - 娼家) 業者にとつては大打撃であるのは 他の情慾を瀕足せしむるの目的を 一により賣淫 幇助し又

された規定の目的で、 いて述べたがけであるが、生命の根を枯らす恐るべき性病に對以上は、只だこの草案(三十ケ條)の最も重要なる部分につ 須要不可避の政策といふべきである。とにかく、性病傳染の豫 防絶滅のためにかくまで廣汎な範圍に亙つて刑法の援用せらる して極めて効果的に國民を防護せんとするのがこの新しく企畫 ことは注目に値するのである。 人口の減少に惱めるフランスとしては、 生命の根を枯らす恐るべき性病に對

ことになったのである。 不可能であつたボルデル問題についての論議が公然取扱はれる この草案の提出によつて、これまでフランスに於ては殆んど

Mai 1936 Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform,

パロール・プラン 米國ペンシルベーニア州 0

- Pennsylvania Parole Plans

放)の兩制度を研究し且つ兩制度の實務上の改良についての方 報告によると、 改良並びに受刑者の援助を目的として一七八七年フィラデルフ アール氏は、プロベーション(保護觀察)及びパロール(假釋 イアに創立せられたる協會)の會長ケーン氏の一九三八年度の ペンシルベーニア ベンシルベーニア州のガヴアーナー(知事)・ ・プリズン・ソサイエティー(かんごくの

のステート 出したのである。次に掲ぐるものは右のプランについての協會(方法)の要綱をブリーフ(摘要書)にまとめて右の委員に提 委囑したので、協會では自己の意見としてパロー 策を進言せしむるため委員を任命したのである。委員は右につ いての調査研究を上記のペンシルベーニア・ソサイエティー メント の一部である。 ルのプラ 12

あるか則り申しに、りまった。 の存せざるよりは、存在した方がいかばかり便宜が多いことでる無くてならないインシデント(必屬のもの)である。 たとへる無くてならないインシデント(必屬のもの)である。 たとへった。 一吾人の見る所を以てすれば、パロールは刑法の實施に於け 終局の部分を成すものとして考へられなければならないのであもので、而して同時に、裁判所の下したセンテンス(刑期)の サーブ(服役)する刑期の初期の部分に密接に結びついてゐるけることではないのである。それは、受刑者がプリズンに於て あるか測り知れないのである。吾人の爲すを要する所は、パロ 立てられたパロールのプラン(方法仕組)こそ、只だ是れ受刑 ルの強化であつて、役に立つパロー に於て完了された刑の執行は僅かに社會的更生のファー の社會的更生に於ける最後の段階といふべきもので、プリズ ・ステップ(最初の段階)と見るべきものなのである。 理想的に云へば、受刑者本人が猶ほプリズンに在る間に組 ルの多くの特色を損じ傷 ス

分のすべてはバロール制度の性質に重要な關係を有つてゐるも完全なパロールの仕組は三部に分たるべきで、この三つの部

である。この三つの部分卽ち段階といふのは、 及び三監視、即ち是れである。 一準備、 (=)

になるのである。プリズンに於ける受刑者の訓練のプログラムが出來上つた時に、初めて受刑者がパロールされても可いこと 重に考慮することによりてのみ、初めてプリズンに於ける本人將來の見込とによつて定まるのは當然の事で、此等の要素を慎 並びにパロールのプランは、受刑者の性格、過去の經歷及び きものである。刑期の長短に拘らず、受刑者の訓練作業のプ 在べ れ の訓練と、並びに、次で來るべきパロー に於ける訓練期間が滿足に完了せられ而してパロールのプラン プランに適應したものでなければならないのである。プリズン グラムは、 こ 撰 擇 (Selection) りしたものであるが、ベンシルベーニア州の各受刑者のパローニック(験査室)が設けられてゐる。組織方法に於てもしつか する能力を有つてゐる專門家のスタッフ(職員)より成るクリ パロールの準備は受刑者がプリズンに入ると同時に始まる ンシルベーニアのすべての行刑施設には必要な智識を供給 由て以て社會が真に防衛せらる」こと」なるのである。 でき得るだけ、 最後に決定適用せらるゝことゝなる 組織方法に於てもしつか ルとが効果的に行は 現 H

--- 64 ----

ル許可のための受刑者の撰撰は單だ獨り申請者の適不

づ第一に行政施設に於けるクリニックであるべきで、 考慮せられなければならないのである。決定機關たるものは先 によってこの意見書に基づきパロールの可否が決定せらるべき カ 及び能力の の完不テ、パロール の完不テ、パロール・プランに効果的に協力すべき本人の意志歴、處遇のプログラムに對する反應の如何、パロールのプラン適の判斷を基礎として決定せらるべきである。本人の過去の經 リニックより意見書の提出あるを待つて、所長及び幹部會議 評價等、 すべて傾重にパロー ルの決定機關によつて 而して、

(三)である。 (Supervision)

ティズン、公民)たるの責任を背負つてゐるのであるが、必ず可せられたるもの卽ちパロリーは自己の双肩に法を重んずるシ 可せられたるもの即らべ、「佐視」の完きか否かにかいつて存するのである。「佐視」の完きか否かにかいつて存するのである。「 な立場に立つてゐるのである。 是に於てか、監視の任に當るパ不十分な性格のものが多いのである。 其上に、明かに彼は不利 不十分な性格のものが多いのである。其上に、明かに彼は不利しも危險率の少ないものばかりではなく、大概は社會的に看て 監視の期間は、恐らくは、パロールの全過程に於て最も重要 (眞理を求むる人)たり、且つ、 -の人と爲りを祭し、ガイド(指導仅)たり、フイロソファ サーの兄弟分で、假釋放者を監視指導する官史)は善く ればならない。 ル・オフイサー (Parole officer -手腕と鍛錬とを要する所以である。」 友人たるの資格で職に盡さ ープロベーション・オフ 假澤放を許 ビヂ オン 必ず バロ

> Journal of Criminal law and Criminology, May-June,

刑事被告人の勞働義務に關する ドイツの 司法省令

"Arbeitpflicht der Untersuchungs-

-AV.)を發したのである。 (Reichsjustizminister) 56 件」なる名を以て次の一般命令 (allgemeine Reichsjustizminister) は、「刑事被告人ノ勞働義一九三八年三月二十三日附を以てドイツ國司 義務 二關 Verordnung ス

轄の下 休養とを奪はざるやら注意すべきである。施設の規律を観さざ 務所長は彼等本人の辯護及びその準備のために必要なる時間と 有するものである。 である。是に於てか刑事被告人も亦た原則として勞働の義務を 從事せしむるは、施設に於ける規律秩序を維持せんがための故 る限り刑事被告人の真面目なる私の研究の許可は差支ない。 reich) の一般命令は一時これをエステルライヒ州 ば、勞働は勞働可能なる一切の人間の義務である。司法省管 「國民社會主義(Nationalsoz alismus)(ナチス)の見解に從 に在る刑罰執行施設に於て受刑者をして有用なる作業に (舊オーストリア)には施行しない。」 刑事被告人に作業を課するに當りては、 (das 刑

S.: afrechtsrefo: m, Monatsschrift für Krimina biologie und

ブ 口 v ア

刑

第二編

執行規則

自自

A 刑務所ニ於ケル手續及紀律

第一節 總則。行刑ノ目的

第三十九條 官廳ノ認可ヲ受ヶ所內規程 ヲ得 各刑務所ハ地方ノ特別事情ヲ規定スルタメ監督 (Hausordnung) ヲ制定スル

(Verhaltungsvorschriften)ヲ制定スルコトヲ得。右規程ニハ 收容者ノ動作ニ關シ一般的若クハソノ刑務所ニ付特別ナル 尚各刑務所ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ收容者ニ對シ動作規程 事項ヲ規定ス

收容者ニハ收容ニ際シ動作規程ヲ告知スベシ各房ニ動作規程ノ寫ヲ備付クベシ

由刑の執行) スルソノ侵害ヲ自由剝奪ニ依リテ贖フベキモノナルコトヲ 受刑者ニ對シテハ彼ガ國家ニ對スル法的秩序ニ

7

名譽心ハ之ヲ喚起シ尊重シ强化スルコトヲ要ス 對シ障礙トナリテ表ハル、樣智意スベシのコノ為ニハ紀律 シメ、精神教育ノ不可能ナル犯人二在リテモ再犯ノ誘惑ニ ル恐怖感ハ之ヲ刑ノ執行方法ニ依リテ執行自體ノ内ニ生カ 刑ノ執行ニ依リテ真摯且ツ效果的ニ意識セシムベシ 目的ハ莊重ト假借セザル嚴正ヲ以テ遂行スルコトヲ要ス。 的、道德的、精神的感化ニ努力スルコトヲ必要トス。コノ 同ジ刑種ヲ執行セラル、收容者ハ原則トシテ同 ト秩序ノ强固ナル確立、勞働ト義務履行トノ習慣並ニ宗教 再犯二依り再ビ刑ノ執行ノ苦痛ヲ受ケザルベカラズトス

ベシの處遇ノ嚴格及緩和ハ法律又ハ本令ニ規定アル場合ニベシの各個ノ收容者ヲ偏頗ニ扱ヒ優遇スルコトハ之ヲ避ク 一二處遇ス

別、精神狀態、身體狀態、犯行ノ種類及輕重、並ニ殊ニ所ラズ。個別處選ニ在リテハ、前歷、個人的特質、年齡、性サレドコノ處選ニ於ケル平等ハ之ヲ形式的ニ取扱フベカ 内ノ行狀ヲ適當ニ斟酌スルコトヲ要ス

第四十一條 シ初犯者ニ對スル特設刑務所又ハ分界内ニ收容スペシの殊 ガ犯人ノ判決ニ示サレタル特別ナル犯人的性格ニ鑑:異ナ 由刑ヲ以テ罰セラレタルコトナキ輕懲役受刑者ハ執行官廳 ノ自由刑ヲ以テ罰セラレタルコトナク且ツ數に二渉リテ自 ル試ミヲナサザル場合ニ限リ之ヲ他ノ收容者ヨリ分離拘禁 二彼等ヲ雜居ノ寝室ニ收容スルコトハ之ヲ許サズ。 ナク又ハ樹クトモ刑ノ執行開始前五年内二於テ六月以上 重罪又ハ故意ノ輕罪ノ廉ニョリ罰セラレタルコ

(Bes erungssoder Erziehungsanstalt) 又ハ保護所ニ收容セラ 第三百六十五條二基キ勞働場(Arbeitshaus)矯正·感化院 レタルコトアル受刑者ハ初犯者ノ刑務所(若ハ分界)ニ之 ヲ移送スベカラズ 最近三年間二刑法第百八十一a條、第二百八十五a條、

風ヲ感染セシメ又ハソノ行爲若ハ性格ニ鑑ミテソノ將來ノ 善行ヲ期待シ能ハザル場合ニ於テハ監督官廳ノ用意ヲ得テ 初犯者ノ刑務所二收容中ノ受刑者ソノ行狀二依リ同囚二惡

> ラズ 行狀ノ總テニ依リテ秩序生活ニ對スル熱意ヲ持續的ニ證明 前科者ノ刑務所ニ收容中ノ受刑者ソノ經歷ニ拘ハラズソノ 移送スルコトヲ得。但シ職業犯人、常習犯人ハ此ノ限ニ在 シタルトキハ監督官廳ノ同意ヲ得テ初犯者ノ刑務所ニ之ヲ 之ョ前科者ノ州務所又ハ分界二移送スルコトヲ得

シ又ハ其ノ反對ハ監督官廳ノ同意ヲ要セズ 同一ノ刑務所内二於テ初犯者ノ分界ヨリ前科者ノ分界二移

第四十二條 累進處遇(第一二四條以下)ノ行ハレザル場合 gung)ヲ許スコトヲ得の優遇ハ之ヲ全ク特別ノ例外タラシ 長ノ持續的ナ熱意ト善キ指導ノ下徐々ニ優遇(Verginsti-二於テハ刑ノ執行ノ目的並二收容者ノ個性ヲ注意シ刑務所 度ハ越ュルヲ得ズ メ、刑務所内ノ秩序、紀律、並ニ刑ノ本質ト結合セシメザ コトヲ要ス。第二級ニ許サレ ベカラズの從ツテソノ許可ノ適否ハ特ニ仔細ニ吟味スル タル優遇(第一二七條)

テハ樹クトモ六月經過シタル後ニ非レバ之ヲ許スコトヲ得 優遇ハ重懲役刑ニ在リテハ尠クトモ一年、輕懲役刑ニ在リ

收容者優遇ヲ濫用シタルトキ又ハ優遇ヲ受クルノ資格ナキ コトラ示シタルトキハ刑務所長ハ之ヲ制限シ又ハ之ヲ取消

優遇ノ許可又ハ取消ニ付テハ其ノ時及種類ヲ身分帳 (Per-

収容者 / 身體與鍊、職業訓練义、精神的道德的教養 / 爲 ニル處分、優遇ノ觀念ニハ含マレザルモノトス。「クリススル處分、優遇ノ觀念ニハ含マレザルモノトス。「クリスリス」、 復活祭、降臨祭ノ催シ及國家的記念日ニ參加スル場合亦同ジ。但シ刑務所長ノ不適當ナル收容者ヲ除外スル

第二節收容

第四十三條 收容、出頭又、引渡ニ依リ行へル。出頭ニ依ル第四十三條 收容、出頭又、手間、第二項)、刑務所長ニ對シ本人第四十三條 收容、出頭又、引渡ニ依リ行へル。出頭ニ依ル

收容ノ要件ハ左ニ揚グル者ノ文書ニ依ル收容囑託トス

ロ 民事拘禁ノ收容者ニ付テハ判事。收容者ガ債權者イ 受刑者ニ付テハ檢事又ハ區裁判所判事

展事拘禁ノ收容者ニ付テハ判事。收容者ガ債權者ノ 委任ニ基キ執達東(Gerichtsvollzieher)ニ依リテ引

ハ警察留置者ニ付テハ警察官署

ルコーヲ得タル者ハ文書ニ依ル政容嘱託ナキトキト雖假ニ之ヲ收容ス官公署又ハ警察若ハ保安事務ニ從事スル官吏ョリ引渡サレ

セザルトキハ監督官廳ニ報告スベシの刑務所ニ引渡ノ前ニ上送致官廳ニ異議ヲ述ブベシの送致官廳ニ於テ異議ヲ採用シの但シ送致官吏ノ面前ニ於テ其ノ事實ヲ明確ニ爲シタルジの外表ダシク不潔ノ狀態ニ在ル者ト雖之ヲ 收容ス ベ

オ償ハ清潔ニ付義務アル 警察官署ト協定スルコトヲ要が刑務所ノ看守ハ補償ヲ受ケテ淸潔ヲ引受クルコトヲ得っ於テ淸潔ナラシムルコト困難ナルトキハ卽チ小町村ニ於テ

第四十四條 受刑者ノ收容囑託書ニハ左ノ書類ヲ 添 付ス ベ 等四十四條 受刑者又ハ警察留置者兼告ナクシテ閉所時以後ニ於テハ之ヲ收容セズ。但シ所內規程ニ依リ とこ異ナル定ヲ爲スコトヲ得。護決中ノ受刑者又ハ警察留置場ノ存セザル場合假逮捕ノ者ハ時間ノ如何ニ拘ハラズ 之 三 とことの 受刑者又ハ警察留置者兼告ナクシテ閉所時以後 三於テ送致セラレタル場合收容囑託書ノ爰付ナク又ハ爰致 官吏ョリ提出ヲ受ケルザトキハソノ收容ヲ拒絶スベシ。 官吏ョリ提出ヲ受ケルザトキハソノ收容ヲ拒絶スベシ。 常四十四條 受刑者ノ收容囑託書ニハ左ノ書類ヲ 添 付ス ベ 等四十四條 受刑者ノ收容囑託書ニハ左ノ書類ヲ 添 付ス ベ 等四十四條 受刑者ノ收容囑託書ニハ左ノ書類ヲ 添 付ス ベ 等四十四條 受刑者ノ收容屬託書ニハ左ノ書類ヲ 添 付ス ベ

ラ添付スベシ 一日ノ規則第五條ノ實施規則ニ依リ判決全文ノ謄本 一日ノ規則第五條ノ實施規則ニ依リ判決全文ノ謄本 一日ノ規則第五條ノ實施規則ニ依リ判決全文ノ謄本

留意スベシ 留意スベシ

第四十五條 收容前收容者,身柄ヲ確メ人違カキヤ否ヲ確定シ且ツ收容條件ノ備ハレルヤ否ヲ調査スベシ。一定ノ年齢ン限界ガ收容條件ニ屬スルトキハ其ノ年齢ノ限界ハ收容囑託ノ日ニ從ヒテ之ヲ計算ス。之ニ關シ疑義アルトキハ刑務所長ノ決定ヲ求ムベシ

受付セラレタル者ノ物件ニ付送政官吏ョリ提出セラレタル 意ニ付引渡シタル時間ヲ記載シタル領收害ヲ受クルモノト ス、收容者ノ貨幣、貴重品及重要ナル證書ハ之ヲ保管ス (第四十九條)。 信書及其他/文書ハ書簡袋ニ之ヲ收メ封 (第四十九條)。 信書及其他/文書ハ書簡袋ニ之ヲ收メ封

スベシ。收容者ニ對シテハ自己ニ關スル申立ハ收容者名簿男行フ(第五十條)。 此ノ場合受刑者ニ刑期ノ計算ヲ告知第四十六條 收容ニ付テハ通常ノ形式(收容簿)ニ從ヒ審問

(Gefangenenbuch (skarte)) ニ記載セラルベキ旨並ニ故意に属り申立ヲ爲シタル場合ニ於テハ虚僞ノ記載ヲ爲サシニ虚僞ノ申立ヲ爲シタル場合ニ於テハ虚僞ノ記載ヲ爲サシ

收容ニ際シテハ收容者ガチヲ家庭ニ残シ、親又ハ其他ノ方收容ニ際シテハ收容者ガチヲ家庭ニ残シ、親又ハ其他ノ方

房ニ終局的ニ收容セラレタル收容者ョリ分離シテ之ヲ收容房ニ終局的ニ收容セラレタル收容者ョリ分離シテ之ヲ收容

スベキ女子之ヲ行フシの此ノ場合ニハ物品ヲ隱匿セントスル者ハ處罰セラルベシの此ノ場合ニハ物品ヲ隱匿セントスル者ハ處罰セラルベシの此ノ場合ニハ物品ヲ隱匿セントスル者ハ處罰セラルベ

新入受刑者ハ原則トシテ入浴セジムベシの女收容者ニハ第

及廉恥心ヲ害セザル樣留意スベシニ項第三段ノ規定ヲ準用ス。入浴及搜檢ニ際シテハ名譽心

レタルトキハ霧師ニ報告スベシ 收容者收容ニ際シ皮膚病ニ罹リ若ハ異常ニ强ク毒虫ニ冒サ

ベシタルトキハ所長ハ醫師ト協議ノ上相當ナル期間分隔ヲ命ズ收容者コレラ、チブス等危險ナル傳染病ノ流行地ヨリ來リ

第四十九條 拘禁中不必要ナル總テノ物品、特ニ金銭、貴重品ニ付特別ナル表別及逃走ノ遂行ニ使用シ得べキ總テノ部、無、不用ナル衣服及逃走ノ遂行ニ使用シ得べキ總テノ婚別ノ指環ハ濫用ノ虞ナキ場合請求ニ依リ所持ヲ許サル金銭及貴重品ヲ含ム領遺物品ハ之ヲ表ニ記入スベシ。其ノを銭及貴重品ヲ含ム領遺物品ハ之ヲ表ニ記入スベシ。其ノ東ス交付ノ場合亦同ジ。大刑務所ニ於テハ表トシテ異リタル様式ヲ用ヒ(出納簿又ハ之ニ類スルモノ)且ツ金銭及タル様式ヲ用ヒ(出納簿又ハ之ニ類スルモノ)且ツ金銭及カル様式ヲ用ヒ(出納簿又ハ之ニ類スルモノ)且ツ金銭及カル様式ヲ用ヒ(出納簿又ハ之ニ類スルモノ)且ツ金銭及カル様式ヲ用ヒ(出納簿又ハ之ニ類スルモノ)且ツ金銭及カル様式ヲ用ヒ(出納簿又ハ之ニ類スルモノ)且ツ金銭及カル様式ヲ用ヒ(出納簿フハ之ニ類スルモノ)且ツ金銭及カル様式ヲ用ヒ(出納簿フハ之ニ類スルコトヲ得

保管方ヲ區裁判所ニ依賴スベキヤ又ハ刑務所ニ於テ保管ス領置物品中ニ金錢、有價證券及貴重品アリタルトキハ其ノ

スペシ でスルトキハ各牧容者ニ付一個ノ特別ナル紙包ヲ使用シ紙管スルトキハ各牧容者ニ付一個ノ特別ナル紙包ヲ使用シ紙管スルトキハ各牧容者ニ付一個ノ特別ナル紙包ヲ使用シ紙で、エモリテハ區裁判所ノ交付ハ特別ナル事情へ例へバ保管の大きである。自己ノ金銭出納ヲ有スル刑務のスペシ

示ニ從と金銭又、賣得金ヲ裁判費用其ノ他ニ充當スルコトク刑ノ執行指揮官廳ニ報告スベシ。其ノ際ニハ收容者ガ設能の)及其ノ他收容者ノ差押ニ付セラレタル物品ハ遲滞ナーがルモノハ携有物品ト同様ノ方法ニ依リ保管スベシーがルモノハ携有物品ト同様ノ方法ニ依リ保管スベシーが、

第五十條 刑期三月以上ノ受刑者ニ付テハ收容後直チニ書類別スルコトナク保管スルコトヲ命ズルコトヲ得 大刑利別ニ付ティ監管官職・収名者ノ何置金及名至金ラ區大刑利別ニ付ティ監管官職・収名者ノ何置金及名至金ラ區

之ヲ表又ハ身分帳ニ記入スベシ。 體重ヲ檢査スベシ。 體重ハ

要ナル方法ヲ爲スコトヲ得 調査ノ爲收容者ニ對シ測定、指紋採取、寫眞撮影其ノ他必 調査ノ爲収容者ニ對シ測定、指紋採取、寫眞撮影其ノ他必

各刑務所二於テハ收容者名簿 Gefangenenbu.h (收容者名

Gefangenenkarte) ヲ記載シ置クベシ

又ハ收容ヲ第二刑執行ノニ取纏ムベシ 1

ハ豫審記錄ョリノ摘要ヲ身分帳ニ編綴スベシ 中重要ナル事項ハ刑務官會議ニ報告スベシ。必要アルトキ 上必要ト認ムル場合ニ於テハ豫審記錄ヲ取寄スベシ。記錄 刑期九月以上ニ渉ル場合又ハ短期刑ニ付テハ收容者ノ處遇

以テ記入スルコトヲ要ス。(質問表)ニ從ヒ生活經歷ヲ身分帳ニ編綴スル爲ニ自筆ヲ・刑刑六月以上ノ受刑者ハ收容後一週間以内ニ 慣 例 ノ 様式ハ豫審記錄ヨリノ摘要ヲ身分帳ニ編綴スベシ

記入スルモノトスの質問表ノ記入ニ付テハ必要ナル場合其無筆ノ收容者ニ對シテハソノ申立ニ從ヒ官東ソノ質問表ニ 特ニ明カナラシムベシ 精確、完全ニ付檢查ヲ爲スベシ。此ノ場合ニ於テハ刑期 者ノ處遇二、釋放後其ノ保護二役立ツベキ一事情ヲ

第五十一

拘禁中疾病保險、雇傭保險、又ハ鑛夫保險ノ期待權ヲ維持 ル爲九月又ハ九月以上ノ自由刑ニ處セラレタル受刑者ニ ハ刑務所内二於テ保險關係ヲ繼續セシムベシの之二付

> 容者ノ義務ハ之ニ依リ妨ゲラル、コトナシ一日ノ命令ニ定ムル所ニ依ル○自身期待權ヲ得ン詳細ナル事項ハ一九三○年五月十三日及一九三三 ル事項ハ一九三〇年五月十三日及一九三三年二月 トスル收

官廳ニ之ヲ通知スベシ。受刑者一九二〇年五月十二日「ラ傷害手當金(一九〇〇年六月三十日ノ規則)ニ付テハ執行 ル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ保險擔當者ニ傳達スベシの收容者對シテハ豫メ告知ヲ爲シ同時ニ刑期中家族ニ年金ヲ轉付ス 領スルモノナル場合ニ於テハ保險擔當者(Versicherungs-領ノ有無並ニ受領先ニ付確カムルコトヲ要ス。年 金ヲ 受刑期一月以上ノ受刑者ヲ收容シタル場合ハ國法上ノ年金受 期三月ニ渉ル者ニ付之ヲ扶助官廳ニ通知スベシ träger)ニ犯行ヲ記載セズシテ刑期ヲ通知スベシの收 イヒ」扶助法二基半年金ヲ受クル場合二於テハ製クトモ 上ノ年金受 容者

リタル 條第三號乃至第八號)ノ言渡ヲ受ケタルモノハ分離受刑者。內輕懲役、拘留、加重拘留(刑法第三六一 種類ノ收容者ヲ同 係 受刑者ハ拘禁ノ種類ニ依リ之ヲ區別スベシ。 ニ於テハ左ノ收容者ニ付異リタル居房ラ指 一ノ建物内ニ拘禁セザルベカラザ 定スベ

民事拘留者

斷スベシ。 置タベシ尚又設備ヲ爲スコトニ依リ男女收容者ノ交通ヲ遮ハ女收容者ノ拘禁ニ付テハ砂クトモ特別ナル居房ヲ指定シラレタル區隔ニ收容者ヲ拘禁スルコトヲ得ザル場合ニ於テ ベシ 1 ラ得ズ、特別ノ建物ニ又ハ同一建物ニ於テ完全ニ分離セバ性者ハ如何ナル場合ニ於テモ同一居房ニ雜居セシムルコハ 警察拘留者 判決確定者ハ最短期間中ニ管轄刑務所ニ移送ス

第五十二條 シ。短期刑ノ受刑者ニ付テハ疾病ノ疑ノ存セザル限リ診査タル場合ニ於テ必要アルトキハ指揮官廳ノ決定 ヲ 受 ク ベリ健康並ニ勞働能力ヲ診査スベシ。醫師拘禁能力ヲ否定シ五十二條 收容者ニ付テハ刑務所入所後能フ限リ速カニ其 省略スルコトヲ得

ヲ了ヘタル後ニアラザレバ之ヲ收容スルコトヲ得 急性ノ傳染病ニ罹レル者ハ全癒ノ上其ノ親衣及被服ノ消毒 ヲ生ゼザル場合ニ限 娠セル 場合ニ限ル。分娩後六月ヲ經過セザル産婦ニ付亦同ジ。 三收容スルハ指揮官廳事情ヲ詳知シテ明示的ニ要求シタ 婦女ヲ受刑ノ爲收容スルハ執行ニ依リ醫學的縣念 ル 又姙娠六月ニ達セル婦女ヲ受刑ノ ズ

ノ執行又ハ裁判ノ審理ノ為權限官廳が病者ノ收容ヲ要求

ル場合ニ於テハ刑務所内

ノ處遇ニ付醫療上必要ナル

第五十三條 處置ヲ講ズベ

究に對する考へ方(上)宗教·文藝ご法律の研

司法次官 岩 村 通 世氏述

私も數年前までは行刑のことに多少のが、近來は老境に入つたせいでもあらうが、近來は老境に入つたせいでもあらうが、近來は老境に入つたせいでもあらうか、行刑界の消息にはだん/~暗くなつな人である。そんなわけで、専門家であぬ人である。そんなわけで、専門家である者君に向つて、私共老人が彼此と口出る諸君に向つて、私共老人が彼此と口出る諸君に向つて、私共老人が彼此と口出る諸君に向つて、私共老人が彼此と口出る。

だければ、私は満足する。尤も他山の石 が、今日はせめてその一端よりに考へて見やらと思つてゐるの 0) 長いこと司法部に職を奉じてまるつた といふ言葉もあるから、思ひつきのまゝ 接御役に立つとは思へないが、まア、骨 つた。旁々私の話が、諸君の御仕事に直 間の都合で腹案を作るだけの餘裕もなか 君へ御話しやうとの御約束はしたが、 考へさせられて來たし又將來と雖も大い しては一層で足な譯である。私も今日迄 山の石」を拾ひ上げて下さるならば私と の私の話の中から諸君が多少なり「他 **莆品的の話といふ位の程度で聞いてい** 今日はせめてその一端なりとも諸君 刑事法といふことについては常に 時

關し、諸君へ御教へするといふやうな資 多い。分つたやらに見えても實は分らな ば必ず考へることであらうが、世の中の 御座舌りをして見たいと思ふのである。 員として御互に考へて見たいといふ一つ 格は持合はさぬが、ひとしく司法部の職 の前に御披露して諸君の御批判を乞ひた ことではあるまいと考へて、少しばかり る。といつて、既つてゐる人が分つてゐ 2 細に考へて行くとそれが存外分つてゐな 議論をしたりする人も澤山にあるが、仔 つたやうな顔をして、意見を吐いたり、 ことといふものはどうも分らないことが の研究題目を提供することも亦無意味な 1. いことが多いのである。世間にはさも分 少し人生の經驗を積んだ年輩の人なら と思ふのである。言はど私は、行刑 いてしまふといふやうな場合が屢々あ で、御本人も袋小路にぶつかつてまご へば勿論さうとは限らない。

ないが、われりへ凡夫には分らない。そ 極的の質問を受けて、それに對しハッキ うして生きてゐるといふとからして實は の意味で「人生は謎だ」といふ昔からの言 たといふから或は分つてゐたのかもしれ ひ傳へは十分肯ける。第一私共人間がか 一人もあるまい。御釋迦様は三世見透し 推して行くと、何が生であるか、何が死 一つの觀念は、生理的にはたしかにその が出來ない。生に對し普通死といふこと て?といふことになると、容易に説明 て生きてゐるのか、その何故? どうし 不可解のことである。人間は何故からし ふことが何によつて證明出來るかといふ ら人間を以て任じてゐるが、人間とは果 區別があるとしても、究極のところまで が考へられてゐる。しかしこの對立した であるか、疑問は盡きない。又お互は自 した答辯を與へ得る人は恐らく天下に 若くはお互が人間であるとい これはなかく、難しい問

を殺すといふことであるが、その殺され 題である。例へば殺人といふことは人間 なく、從つて何事にも捌きがつかないこ 論じてもキリのないことなので、それで とがボルネオあたりでは問題になる。然 殺人行爲でないかどうかといつたやうな 簡單には行かない。類人猿を殺したのが れを證明しろといふことになると、話は たものが果して人間であるかどうか、そ とになる。それ故、社會生活におい は私共の社會生活上に規準といふものが し乍ら、生きてゐるといふことはどう 生きてゐるといふことも分つたことだ 常識の世界では事が運ばない。常識では は、さう人人を問しいことをいはず しいなどといつてゐたのでは、何處まで ふことだの、人間であることの證明が難 れは飽くまでも便宜上の問題で、 し、人間といふ觀念も成立つ。しかしそ にしておく。この限界を設けずしては、 に、或る程度のところで一應分つたこと 社會生 7

> れば埓が明かないからさうしておくまで活を圓滑に行つて行く上にはさうしなけ 究を等閉に附するやうなことがあって 宜といふことのみに拘泥して、 究をも忘れてはならない。日常生活の便 て社會生活を行つて行かなければならな のとである。勿論人間は一面社會人とし は、人類の向上は期待出來ない。本來分 世界には限界はない。學問の進步もそれ 界を設けることも必要であるが、學問の ければならない。常識の世界では或る限 突き詰めて真に分らせるやうに努力しな 止めておかずに、何處までもその奥を、 らいことを、 れに連れて發展して行くのである。 によって可能であれば、 が、しかし一面においては、學問的研 一應分つたやうな顔をし 人類の生活もそ 學問的研

> > -- 75 ---

の標的とし、後者は相對的の關係においれてゐる。前者は絕對の關係をその研究刑事法は實體法と手續法との二つに分

甲の行為と乙の死との間に因果關係がな て甲には殺人行為に對し責任を負ふこと 定された場合、そこに因果關係がある。 便宜上存在するものである限り、一應そ 區切りをつけておく。刑法が社會生活の つたといふ原因により、乙なるもの」死 對象となる。乙なるもの」死の原因は誰 て考慮される。刑法における殺人行祭 へたのである。即ち甲なるものが乙を斬 が乙を殺したとする。果して甲なるも っしかしながらよく考へて來ると、因 ては先づその邊のところで因果關係の ないのである。刑法の研究範圍内にお れば甲の殺人罪は成り立たない。從つ 結果を持ち來したのである、とか**う**認 が與へたのか、それは甲なるものが與 場合いはゆる因果關係の問題が研究の が乙なるものを殺したのかどうか。そ 邊のところで打ち切つておくの外はな 線は、その程度の範圍に閉ぢ込

がなければ 5, 全く無關係のものといふものはない。 さらもいへるのである。原因から原因 果關係を何處までも引き伸ばして行けば そその刀も存在し、從つて乙の死といふ 在といふことも一つの原因をなしてゐる 見ると、乙の死の結果に對しては、刀の存 と遡つて行けば、宇宙の事物何れとして 0 結果を招いたのである。果して然らば乙 が正宗であるなれば、正宗がゐたからこ では、その刀は何人が鍛へたのか。それ がなければ存在してはゐない筈である。 といへる。又刀だとて、これを作るもの て、もし刀を持つてゐなかつたならば恐 ふまでもないことである。だが甲だと において甲の責任は免れない。これは言 く死ないかつたであらうから、 らく乙を殺し得なかつたであらう。 死に對して正宗に責任はないのか。因 甲が乙を斬らなか つたならば乙は恐ら 殺人行爲に その意味 して か刀 ~

ものは、 等ではさらした因果相關に對する考 究も時に必要かもしれぬが、 こそ、乙の死といふ結果が出て來たのだ 見當がつかない。そこで哲學的、 時になつたらこれを處罰出來るか殆んど 生活が成り立たない。人を殺しても、 なことをいつてゐたのでは、私共の社會 突きつめて行けば、その研究はキリのな といふことになる。そこまで因果關係を 親の父祖まで遡つて行つてもやはり同じ も話はつかない。學問的にはさらした研 人類であらうから、結局人類があるから ことがいへるだらう。正宗の父祖は勿論 いことで、一生からつても二生からつて 人行爲の原因と無關係とはいへない。 からである。然らば正宗の困親とて、 が存在してゐたのは正宗の兩親があ しのないものであらう 何處まで行つても、 因果關係のつながりといふ 又その正宗 過現未に互 しかしそん 宇宙觀 2

負ふべきものは誰れか、とからいふ風 を設けなければならないことになる。こ 果關係に對して、ある區切りをつけなけ か、從つてその殺人行為に對して責任を る限りにおいては、自らその研究に限度 ればならない。今日の刑法では、甲が乙 こに一つの殺人行為があるとすれば、そ を將來に推しても無限である。過、 因果關係は、原因を過去に遡つても、結果 範圍がきまつてゐる。しかしそれは前に らに刑法の研究には限度があり、從つて 任を及ぼすことはしないのである。 を殺したとて、甲を生んだ励親にまで責 と認識とを立前としてゐるやう と考へたならばそれは大間違ひである。 の死に對して原内を與へたものは誰れ 質は涯しなくつながつてゐる筈の因 少くも、社會生活の安寧秩序を維 やうに飽くまでも便宜上の問題で 因果關係がそれで打ち切られた かや

> るとい るが、その限度は必ずしも釘附けにされ を、どの限度に打ち切つて「責任」を定 未に亙つて無限につながるその因果關係 見出されるのである。これが刑法の研究 園で説明出來る程度までは深く考へて見 の因果關係に對して眼も閉ぢてはならな されなければならない。そしてその限度 ある。それ故にこそ、刑法は永久に研究 い。時代性もあれば、心理作用も影響す たものでない、つくりつけのものではな つて始めて、適正妥當なる研究の限界が なければならない。さう考へることによ を定めるについては、その限度以外の他 ○視野を汎く取つて、少くも理智の範 るかといふことが刑法の研究題目であ 對する私の考へ方である。 つたわけで、生々流動的のもので

> > が、考へて行くとよく分らなくなる。刑のは人間であるが、その人間といふこと

法の法理や條文を暗んじたとて、人間と

は何ぞやといふ質問には答へられない。

人間が人間であることの實證が難しい。

だが、その分らないものを分らせやうと分らないといふのが一番本當であらう。

かいるのが學問である。懐疑的な考へで

懐疑的なものを一歩々々征服して行くの

が學問である。刑法で責任の主體となる

てゐるが、究極のところに行くとやはりあでもあらうか、かうでもあらうかといあでもあらうかといあるが、 ないない こうにん は こうにん といい こうにん は こうにん は は さい ふやうに、 人間は 昔から、 あ

快川和尚のやらに「心頭を滅却すれば火

が普通さら感ずるだけのとである。

いとか寒いとかいふ客観的存在が人間のも自ら凉し」といふ境地もあり得る。熱

私共の常識である。

識ではたしかにコップがあると思つてる 又この机の上にコップがある。私共の常

心理作用を外にして果してコップがある

かどうか、これは簡単には言へない問題

水は冷いといふのが

るが、果してコップがあるのか。人間の

問の有難さがそこに感ぜられる。釋迦は で、そこまで深くモノを考へることが出 會生活に應用して、それを向上發展さし 來るものである。そしてそれが學問とい り難くなる。自分で自分がいとほしくな 來る。 生れたとき「天上天下 がない。人間として生れて來た尊さ、學 て行く。山脚盡くるところ山更に好し、 ふもので、その學問の研究を、人間の社 と、人間といふものに無限の味ひが出て 達磨は 認識の世界が始まる。さら考へて來る と思へばないのであらう。人間あつて、 し「朕に對するものは誰ぞ」と質問し、 かは疑問である。昔梁の武帝は達磨に對 羅萬家はあると思ふからあるので、ない 間の努力にはゴール・インといふもの 理作用と離れて果してあり得るかどう 何人も小さい釋迦である。荷も人間 人間といふものはそれ程微妙なもの 人間に生れたことがしみんくと有 「廓然無聖」と答へた。宇宙の森 唯我獨尊一といつ

問の要諦である。自分を樂しむといふ考 り」といつた人があるが、自分を知つ ある。支那でも「學は聖人に到るの道な 分自身を知ることが一切の學問の根源で れを自得したソクラテスは實に奪い。自 尊いのである。昔、デルファイの扉に ある。切言すれば「自分を知ること」が いのではない。人間それ自身が奪いので ふのみである。實は自分程尊いものはな らいのではない、こつちが唯えらいと思 らいといふ。何ぞ知らん「あの人」がえ らうと思ふ。よく世間では、あの人はえ 間としての折紙がついたものと見てよか の尊さを知る人であつたならば、先づ人 が、若しその人が人間として生れたこと 間であることの證明は難しいといった 「汝自身を知れ・」と書かれてゐた。そ を知るべきである。私は前に、人間が人 のである。位や地位や資産で人間が尊 自分の人格の擴充に努むることが學 人間と生れたことの尊さ

なつて來る。それは要するに自分を知る 官の といふことが、 仕事は結局教化といふことに存するの 强と修養とに忙しいことであらう。私も 諸君はこの識習會において、朝な夕な勉 ぬ筈である。若しかりにもさらいふ人が 亨けた以上、さらした不倫な考へは有て 親を怨んだりする位ならば、むしろ生れ あるから、先づ自己の修養、自己の鍛練 從前よく理解してゐたが、世の中に刑務 さを深くし、考へて見るべきであらう。 あるならば、 の尊さ、有難さを知る。國を呪つたり、 ることの延長である。自分の尊さ有難さ さを知り、同時に自分を生んでくれた親 を知れば、自分を生んだ國の尊さ、有難 て來ぬ方がましである。荷も生を人間に ふとが頻りに唱へられてゐるが、自分の もそこから生れる。最近日本精神とい れた國の精神を知ることは、自分を知 仕事程難しいものはない。諸君の御 先づ自分自身の尊さ、有難 諸君としては先決問題と

見出し、それを樂しむといふ心境がそれ 根本義であるからである。學問を出世の でゐる人は、いかなる外物にも囚はると 出來る。真の自己を見出して道を樂しん ない。眞に道を樂しみ職務に當ることが 君のものである。地位の高下は問題では といふものが見出される。自己の境地を ら學問をしないがよい。先づ「人になれ なそのことを教へてゐる。それが學問の 自己の職務を正しく認識し得る人は幸ひ ことがない。内省によつて自分自身を、 に連れて起る。さらなれば安心立命は諸 といふことに外ならぬ。自分の尊さ、 道かなどのやらに心得てゐる人は初めか である。その人は人間としての自覺ある 人である。昔からの教訓といふ教訓はみ 難さを知れば、自然そこに自己の境地

間として學ばねばならぬ學問をしなけれ ら。諸君は、勿論、刑務官として、否人 うして他人を指導して行くことが出來や 私はそれだけのことを諸君に念を押して な方法もあるが、諸君は先づ、學問とい ばならない。學問をするには又いろく ればならない。自己を見失つたものがど に、その學問のために却つて自己を見失 ばかり諸君に御話して見たいと思ふ。 て、然る後に、いろし、な研究方法に移 ふものに對する根本的な考へ方をきめ おいて、さて、私の經驗から見ての學 つて行くことが最も大切であると思ふ。 やうでは、邪道も亦甚だしといはなけ 一殊に法律の研究方法につき、少し

見出すために、學問をし生活をする。人 考へてゐる。少くも私自身としては、 でも、須らくからありたいものだと私は 生に對する考へ方でも學問に對する態度 自分を知るために、自分の本當の姿を

3

分自身を知つてゐる人である。學問とい

い人に本當の人間がゐるが、その人は自

世間動もすれ

は、學問のな

ふものは元來自己を見出す道で あるの

學問的に考へずとも、多くの場合常識で 異ないが、唯系統ある統一された智識と にいふ常識とは違つてゐる筈である。尤 ことであるか。學問といふからには普通 がけてゐる。では學問とは一體どういふ なるが、必ずしも常識に違反するもので 事が足りる。又足りさせなければ厄介で はその點にある。常識には系統はない 場合がある。例へば裁判である。非常識 はない。少くともかけ離れたものではな り同じことで、學問的に考へれば難しく しやらがない。法律生活においてもや がしかし私共の社會生活に在つては一々 も學問とても、 たものでなければ大へんなことになる。 範となるものであるから、常識と合致し の裁判は勿論いけない しかし常識だけで決めることの出來ない い。法律といふものは元來人間生活の規 ふ點で常識と區別される。學問の特色 した考へ方、態度を失ふまいと常に心 常識と同じく智識には相 常識だけで裁 0

るか、 ならない。綜合的智識と分析的智識と、 であるかといふやうなことを考へて來る たのかどうか、甲にどの程度の責任があ 果して乙の死といふ結果が持ち來らされ あつたかどうか、若くは甲が斬つたから る處分をなすべきか、つまり甲に殺意が しその殺人行為に對して、刑法上いかな 統一し 實は常識の眼で見てもすぐに分る。しか を殺したとすると、乙の死といふその事 問の働きがある。裁判などにはさらした 學問の働きが必要である。例へば甲が乙 在の作用をなすところに學問があり、 で、この二つが渾然と融合して、無碍自 を意味する。統一と分析とは 盾の 兩面 尤も統一といふ反面には分析といふこと は出来ない。刑事法學といふ系統ある 常識だけでは埒が明かない。どうし 二つの智識の相互的作用によって、 法といふ學問に通じてゐなければ 從つてどの程度の刑罰を科すべき た學問を學ぶことが必要である。

盗んだりすることは常識からいつても悪 又國內法と國際法とでは取扱ひを別にす がつくとも するのであるから、大部分は常識で判断 權の存否を決定しなければならない。甲 甲に對する實體的刑罰の範圍若くは刑 といふものはなくてはならない。質體法 が學問の力である。勿論、前にもいふや と分析との相互作用によつて出來た系統 ば、犯罪の責任はないわけである。 る場合があるから、 對する實體的刑罰權はないわけである。 が若し心身喪失者であつたならば、甲に して取扱ふ。それ故學問をするにも常識 らに、法律とても社會生活のために存在 析的に且つ綜合的に物を觀ること、これ を待つて始めて判斷のつくとである。分 ある學問ー した判斷は常識だけでは出來ない。綜合 つたとすれば、少くも國内法から見れ ことであるが、法律でもこれを犯罪と いへる。人を殺したり、 一刑法なり國際法なりの智識 甲が著 し外交官であ さら 物を 剖り

ないのであるが、しかし取締法などにな を使用してゐる。左ぎつちよの人もある 規則を作つたどけのことで、常識が受け る。例へば我が國では、道路の左側を通 ると、常識とは全く關係のない場合も ならば結局するところ、常識で分らぬ 物を買へば賣手に代償を支拂ふことは今 が常識で、右側を歩くことは非常識だと 會生活に在つて、道路の左側を歩くこと は右側を通行せしめてゐる國がある。 は常識とは關係かない。便宜上さらい とはない、少くも常識に違反することは もそれは通らない。又私共は、多く右手 とはさらり 別であるが、法律とても常識に反したこ いふ理窟はない。 入れる自然のものではない。現に外國に 價を受取る代りに買手の頭を一つ叩けと せよといふことになつてゐるが、 ふやうなことを法律で定めやうとして となってゐる。それを、 \規定出來るものではない からした収締法の類は 賣手は代 これ

分るが、 言ひかへれば法律は、人間の生活を維持 即するものであるから成立つのである。 人の立場々々で、常識では何れとも決し ないことになる。大ていのことは常識で 律を守らなければならないといふ根據は ばならないのである。さもなければ、法 のであるからこそ、私共は法律に從はね し、その向上を圖るために出來てゐるも 律といふものが元來人間の自然的生活に 會へ通つて來る際に、逆立ちになつて步 律が出たら大へんである。諸君が刑務協 は皆左手を使用すべしといったやうな法 が多くは右手を使つてゐる。若し、 されることになる。法律といふものは、 照らして判斷する。問題が法廷に持ち出 つこない。法律に對する遵法精神は、法 て前定され 日本國民の生活といふ人きな立場から見 かねることがある。 て來いなんていふ訓令通牒は決して出 複雑な人間生活になつてはその てゐるつ その場合には法律に そこで學問は日常生 國民

判斷が出來にくいことになるからであ 法といふことが實は簡單に似て案外大切 君は勿論常識は具へておいでゝあらう その人の頭にもよることであるが、方法 れにはいろくの方法がある。一つには はいかなる方法によるべきであるか。そ る。その意味で諸君としても學問を學ん 活にも必要だといふことになる。學問と 左に私の經驗により、又私が平生心掛け を勉強されるば鬼に金棒である。この方 といふことも考へなければならない。諸 おかなければならない。では學問するに でおかなければならない。法律を知つて てゐる方 と否とに關係するところが大きい。私は なことである。方法の適否は學問の進步 が、その上に、適當な方法によって學問 いふ綜合的智識に待たなければ、適正な に御話して見ようと思ふ。 伝を参考のために、 簡単に諸君

私は子供の時分から物覺えが悪いので

學問をするのに非常に困つた。身體が虚た。そこで私は出來るだけ簡單に物を覺た。そこで私は出來るだけ簡單に物を覺た。そこで私は出來るだけ簡單に物を覺して後には聊か自得するところがないでもなかつた。私はそれを諸君に傳授してものである。工夫に工夫を疑らして考へたものである。しかしこれは私自身を中たものである。しかしこれは私自身を中たものである。工夫に工夫を疑らして考へないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、諸君にとつても又何かの参考にないが、またないが、私にないを表しているというが、というないが、というないとないである。

私は前にもいふやうに小供の折に身體が虚弱だつたので、物覺えも悪く、勉學 が虚弱だつたので、物覺えも悪く、勉學 があるの悪いことが多かつた。しかし があるが頭をひねつた。しかし があるが頭をひねつた。しかし がとずるが頭をひねつた。しかし がとずるが頭をひねつた。しかし

問の研究には、よしモノにはならぬとし 家といふことになってゐるが、その法律 るところが少くなかつた。私は今日法律 これと學問的遍路の間に、種々教へられ を通つたといふだけで堂奥へは入れな にならない。天分がそこにないのか、エ た。儒教も覗いて見た。だが何れもモ 佛教の書物なども一通りは眼を通して見 には行かない。宗教をもかぢつて見た。 たといふことを後で知つた。殊に私は學 の研究にも、それ等の遍路が大に役立つ ネルギーが足りないのか、とにかく垣根 間らしくならない。いはゆる人間味が出 らすことをおするめしたいと思ふ。諸君 必要であることは何人も否定しないであ は刑務官である。刑務官に宗教的思想の る。受刑者とても心得てゐる。昔、或る て來ない。唯の理屈ならば誰れにでも分 っそれにも拘らず、私はさうしてあれ 宗教書と文藝書とに一通り眼をさ 宗教的思想を有たぬと、人間が人

高僧は即座に「諸惡莫作、衆善奉行」と 有つべきであらうかと質問した。すると 無にひとしく、從つて刑法學者も實務家 屈だけはチャント刑法の條文に書いてあ 始めて學問の存在價値があるのである。 問ではない。學問はこれを實地に行つて ノ」と答へた。そこですよ。理屈は大て なかく一實行しにくいものでござるで た。高僧はニコくしてゐたが「いや、 高尚な道理を承りたいもんで…」といっ なことはきまりきつたことじやありませ 答へた。ある人はヘンな顔をして「そん の事件を處斷するのでなければ、刑法は 例へば世間に何か事件が起る。犯罪事件 いの人に分る。しかし空理空論は真の恩 てゐることであらうが、八十の老翁でも いかざまさやうなことは三ッ見でも心得 が起る。それをいかに取扱ふかといふ理 か、そんな卑近なことよりも、 が、或る高僧に人間はいかなる心得を だが、その條文を實地に適用してそ もつと

奉行」、成程分り切つた話である。 昔か 者の教化に任じなければならぬ方々であ ますか。況んや諸君は自ら反省するのみ といふ教へも理屈もない。しかしこの分 ら、思いことをしろ、善いことはするな まで入り込んで、心を揺ぶり立てる宗教 化である。それには宗教的の考へ方や見 ぎないがその理屈を、諸君と受刑者との 理屈は唯の形で、それだけでは死物にす る。諸君自らその點を反省してどう思ひ り切つたことが一来難しいことなのであ もあったものではない。諸悪莫作、 れるが果して然らば、人間の心の奥底へ 魂との接觸であるといふことがよく言は 中の底へまで觸手を伸ばして行くのが宗 方をよく味つてからないと、どうも 間に通ふ心持の上で生かして行くのが教 る。教化といふのは生きた働きである。 ならず、自ら反省することによつて受刑 教の本質である。教化といふことは魂と うまく行かない。 人間の心の奥底、世の 衆善

道德教と考へられてゐて、いはゆる宗教 的な深さにまで思ひをひそめて行かなけ ふものではない。教化はどうしても宗教 を働かすための一つの手引きにすぎな 行刑に關するいろくへの法規は、その力 教化の動因でなければならぬ筈である。 してゐたとて、それで数化が出來るとい 多少の相乗こそあれ、大體において同じ 理の一線で、道徳は一つの端で捉へ、宗 とはや、趣きを異にしてゐるが、これと れば出來得ないことである。儒教は普通 い。だから、刑法や行刑法規を全部暗記 的の力こそは、理屈を活かす力であり、 教は他の一端一 ても、突き詰めて行けば宗教と合致す きて來るものがある。 深さにまで探りを入れて始めて完全に活 である。從つて兩石の間には、說き方に のである。法律は大體において道徳に 聖賢の道は卽ち原理である。同じ原 **仔するものであるが、時には宗教的** 一根の方で捉へてゐるの 行刑教化に願する

る。 官にはあつてほしいものである。先づ文 表現の仕方といふものは、社會生活にお る。同時に思想の表現が洗練されて來 整思想があれば人間の情操が

豊かにな 宗教的考へ方の必要な所以はその點に存 規定の如き多くはそれである。刑務官に するといふ立場に在るものとしては、な いては する。宗教思想と共に、文藝思想も刑務 づ相手方の突つ張った心持を揉みほどい 表現は人の耳に快くひょく。 る。 いてゐて何かしらじつくりしたものがあ らである。文藝の心得ある人の話は、聞 け入れる相手方の感じに大に影響するか はならないことである。それはそれを受 か 諺もある。人間の思想や考へ方乃至その がある。圓い卵も切りやうで四角といふ る。モノも言ひやうで角が立つといふ諺 〈大切なことで、決して忽に考へて 又人間の心持ちに優しく柔かにな 詩は志をいふなりではあるか、詩的 ― 殊に諸君の如く相手方を教化

> る間に、 30 てかゝらねばならない。それには宗教と 後年法律を研究する上に大に役立つてゐ 見たが、結局モノにはならないにして 活用させたりする上にも關係を有つてゐ 對してのみでない、法律を解釋したり、 來る。その心得の有無はひとり相手方に 文藝との心得がどうしても必要となって それを諸君にお話して見たいと思ふので をたぐり出して來て、それが法律を學ぶ ることを發見した。あれこれと漁つてゐ 上に立派に適用されることを自得した。 も、さらした方面へ眼を曝したことは、 で、宗教や文藝の方面へ多少志を寄せて ある。私自身の經驗ではあるが、或は諸 君の御参考にもならうかと思ふのであ 私は少年時代から身體が弱かつたの 自ら一つの研究方法といふもの

×

X

殉 或 0 英

陸山 軍步兵上等兵

田



敷郡平川村に 部長は明治四 八日山口縣吉 十二年八月廿 故池田看守 氏

け、模範青年として人これのとれ、高等小學校卒業後事ら農業に從事し家計を扶 等兵を被命、翌六年歸休退營、翌七年六 七十九聯隊に入隊、昭和五年八月一日一つた。昭和四年十二月徴兵として歩兵第 潑にして格勤精勵、 十三日山口刑務所看守を拜命、資性活 初段免許、 秀の刑務官で、將來を囑目せ同年十二月精勤證書附與せ 昭和十一年十 高等小

> 戦に於て護國の鬼と散られ られて居た。今囘の事變突 られて居た。今囘の事變突 年二月廿五日〇〇

親と未亡人に一女がある。

軍步 兵 伍 長 伍 長 戸

氏



等數度の戰闘 征途に就き、 00,000 月應召。勇躍 に赫々たる偉 君は客年八

郎氏三男。高等小學校卒業後實業補修學た。君は岡山縣兒島郡藤田村出身、繁太近の戰闘に於て壯烈敵弾の華と散られ 同ら、 校専攻科に進學、卒業後農事手傳ひの傍 八年京都步兵第九聯隊入隊、 青年訓練所に於て軍事訓練を受け、

月看守教習課卒業と同時に、戒護課にて同年四月尚山刑務所看守を拜命、同年六洲派遣、同十一年歩兵伍長に進み凱旋、

た○遺族は兩 君、齡僅かに二十有六歳、春秋多き刑 勤務中であつた。

軍步兵一等兵

監視中、餘り立つなと注意しても立ち上り力戰の狀偲ぶべし「○○○の戰闘に於て三番銃手たる松井君は敵狀を銃側にた 松井虎治郎



來ぬと頑張り がらなければ

報告し終ると同時に、敵弾は松井君の右 高地敵大部隊が山を下るのを褒見し私に た。時に左側

て居りまし

同九年滿

所看守拜命、戰死當日部長を命ぜられ 兵第二聯隊除隊、同十一年十月長野刑務 氏は昭和八年歩兵一等兵として臺灣歩時に四月二十八日午後四時でした。」 (三つ) さんがある。

邊郡の出身。遺族には夫人春、長女和子ぜられた。享年三十四歳同君は奈良縣山壯烈なる名譽の職死を遂げ卽日伍長に任

邊郡の出身。遺族には夫人春、

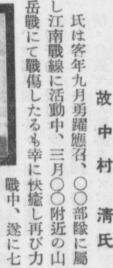
軍步兵上等兵中刑務所看守部長

資性剛直、

可惜良吏であ

つた。

陸軍 步 兵 伍 長奈良刑務所看守部長





受け全職員の鄭誠なる歡送裡に勇躍征途

に上り歩兵〇

○聯隊に入隊

を嘱望せられてゐた。昨年〇月召集令を て格勤精勵有爲の刑務官として深く將來

良刑務所看守を拜命、性質溫順活潑にし

故中山看守部長は昭和三年二月二日奈

中山信太郎

氏

〇沸出帆〇〇 ○○驛出發○

上陸〇〇方面 に奪戦し其の

部長に昇進を命ぜられた。 た良き刑務官であった、 氏は資性剛毅豁達、將來を囑望せられ 戦死當日を以て復職を命ずら 可惜。

附近の激戦に於て不幸にして敵弾命中

功により○月○日附を以て上等兵に昇級

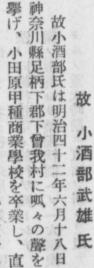
n 即 日

陸浦賀海 衛 生 兵 伍 長 上刑務支所看守部長

萬歳を叫ぶと共に即死せられたのです。

成績優秀の刑務官

故 小酒部武雄





なり、 兵第二聯隊に 年一月近衛步 刑務所職員と に小田原少年 昭和五

七月歸怀除隊す。同月小田原少年刑務所看守を拜命し、昭和七年四月浦賀海上州 務支所勤務となる。爾來風夜少年行刑教 化に盡瘁し、深く將來を囑望されたり。 氏は特に武道に練達し劍道三段を有す。 英那事變勃發するや客年〇月充員應召勇 躍征途に上り中支〇方面に於て連日連夜 死傷兵の應急手當を爲す等奮戰力鬪誠に 十二月衞生上等兵に進級し、 昭和 六年

滿 便 ()

第四次監 大 臣

以テ立法ニ於ケル彈力性ヲ有セシムル ノ微細ニ互ル事項ハ部令其ノ他ニ讓リ

監獄行政

ト共ニ時宜ニ應ジタル運用ニ依ツテ行

ノ質績ヲ學ゲントスルニアリ。

監獄ハーツノ有機的組織體ナルヲ以

ころを確然と指示されたのである。 下第四次監獄長會議が開催された。曩に 合である。王道治下の行刑が向ふべきと 新諸法令の制定あつて以來第一囘目の會 その際、司法大臣の訓示全文は左の如 今春、滿洲國新京に於ては、戰時體制

司法部大臣訓示

懐ノ一部ヲ述ブルノ機會ヲ得タルハ余 茲二第四次監獄長會議院催ニ當リ所 行刑ニ於ケル法規ノ體系ヲ整備シ得タ ル監獄法並ニ同施行規則公布セラレ、 欣快トスル所ナリ、先般新二統一セ 我ガ行刑史上最モ特筆大書スベ

> 獄法ノ施行ヲ見タルハ將ニ奇緣ト謂 來ヲ祝福シテ止マザル次第ナリ。 ベク、國蓮ノ進展發揚ト共ニ行刑ノ將 タル治外法權撤廢ト日ヲ同ジクシテ監 抑々援用法規ハ中華民國ノ制定ニ係

ルニ至リタルハ、眞ニ獨立國タルノ眞混亂ニ備へ、以テ國際的進出ヲ確保ス 國ト共二防共協定ヲ結ビテ近代思想ノ 更二友邦日本、イタリー、ドイツノ諸 權ヲ撤廢シタルヲ始メトシ、イタリー 洲國人タルト同時ニ國際人、世界人タ 闘心ノ的トナリツ、アルモノナルコト 我國ノ行動ハ世界的行動トシテ國際的 スペイン及サルバドル等ノ承認アリ、 ツアル秋、友邦日本ガ自發的二治外法 ルノ誇リヲ忘ル、コトナク殊ニ治外法 ヲ深ク自覺セザルベカラズ。各位ハ滿 價ヲ世界ニ闡明セルモノト謂フベク、 デ獨立國タルノ面目ヲ辱シメザル様肝 ニ關シテハ、檢察、裁判ト共ニ相並ン 權撤廢後ニ於ケル刑事法規ノ運用是正

1)

本令制定ノ目的ハ我ガ國建國ノ精

ル綜合的基礎法ノ實現ヲ見ルニ至レ ク文官令新二公布セラレ、文官ニ關ス 努力ヲ拂ハザルベカラズ。

建國精神ヲ顯現發揚スルタメ渾身ノ

先般官吏制度ノ根本的改革ヲ行フベ

邁進シ、常ニ新法ノ本義タル王道徳化コトナク、敢然此ノ重大時期ノ克服ニ

神二基キ盆々民族協和ノ質ヲ擧グルト

共二官吏ノ素質ヲ向上セシメ人事運用

國運ノ進展ニ備へンガタメナリ。凡ソ ノ萬全ヲ期シ以テ内外ノ情勢ニ對處シ

新興國家ノ建設發展ニ參畫寄與スベキ 忠誠奉公ノ念ニ燃へ國民ノ中核トシテ 監獄官吏タル者建國ノ精神ヲ體得シテ

模範タルベキ地位ニアリナガラ自ラ職 ラ瀆スガ如キハ大イニ戒心ヲ要スル所

ノナリの監獄官吏ニシテ身ハ囚人ノ

整備改善ノ重賣ヲ遺憾ナク發揮セラ 力シ此ノ非常時期ニ當リ行刑ニ於ケル レ、以テ明朗ナル王道行刑ノ樹立ニ邁 ナルモノアリ、各位ハヨロシク協和努 本大臣ハ本會議ニ期待スル所甚が大

今ヤ我國ハ建國六星霖、國是愈々固

須ラク各位白庸自誠セザルベカ

國運ハ駸々トシテ路盛ニ向ヒッ

ル次第ナリ。特ニ我國歷史的大事業

統一セラレタル行刑法規ノ誕生ハ刑政 刑法、刑事訴訟法ノ制定ヲ見ルニ及 情ニ合致セザル點抄カラズ、殊二新ニ レタルモノニシテ、建國ノ精神並ニ國 テ暫行的ニ援用セラルベキ事ヲ定メラ リ、建國草創ニ於ケル應急的法規トシ ビ、刑事法一體ノ原則ヨリシテ、玆ニ 有終ノ美ヲ齎ラスモノトシテ誠ニ意義 新法ノ立法ニ當リテハ先が行刑ノ基 リト謂ハザルベカラズ。

銘スルトコロナカルベカラズの

進セラ レンコトラ希望シテ已マズの

責務ハ愈々重且大ナルモノアリの各位 タルノ重大時期ニ直面シ居ルヲ以テ、

徒二舊套ヲ墨守スルノ愚ヲ敢テスル

業ノ混沌ョリ整備統制へノー大轉換期

法、同施行規則ノ施行ヲ機トシテ、創

飜ッテ、我ガ行刑現狀ヲ見ルニ監獄

且時運ノ機勢並ニ社會感情ノ歸機ヲ知 訟法等刑事法規一般ノ研究ヲ怠ラズ、

本然性ヲ檢討シ、以テ刑政ノ本義タル リ、常ニ社會通念ニ則スル行刑運用ノ

社會道義宣揚ノ實ヲ擧ゲラレンコトヲ

切望シテヒマズ。

絕へズ行刑法規ノ精神ヲ探究シ、此レ シ、監獄法ノ運用ニ資スベキハ勿論、 テ各位い克の此ノ立法ノ精神ヲ體得

ト關聯一體ノ關係ニアル刑法及刑事訴



たが、今此處に遙拜所の竣工を見るに 諸君は今までも神様と共に生活してゐ

とが出來誠に幸である。諸君は今日よ 至り、今日より間近に神靈を拜するこ

心を持つて各自の仕事に働いて貰ひ度 り此神様を一層敬ひ、神々に仕へ奉る

、神様はきつと諸君を守つて下さる

務 所 便 IJ

皇大神宮泰遷鎮座祭 遙拜所竣工式並に

長崎刑務所

懲竣工したので去る六月十九日大村海上 遙拜所は、其後工事も順調に通み此程愈 刑務所開聽式に御參列の爲御西下中の行 工の式典を舉行した。 刑局長閣下御臨席の光榮を得て、是が竣 本年一月項より起工中であつた當所の

域四百六十五坪が選ばれ、神殿は方八間 した高豪の上に設けられ、各豪には當地二段、江戸切合せ式の石垣を築いて土盛 に高さ三尺と、方四間に高さ二尺五寸の 遙拜所建設地は構內東南方の淸淨の地

> 造りに銅板葺の神明造りにて神苑には 方特産の諫早火山石の玉垣が廻らされて る。正面下段には高さ十一尺五寸の丸木 社庭廣場の一面は玉砂利に覆はれてゐ 心籠めて刻んだ見事な彫刻が人目を惹 られ、誠に簡素乍ら一度神前に叩頭けば 石段を登つて社殿に到り透拜する様に造 の鳥居が建てられ、各豪毎に設けられた 自ら神樂逼り來るを覺えるであらう。 社祠は間口五尺五寸に奥行四尺の檜 旗、杉、ひば等の樹木が植え込まれ

苑は清められ、神本の緑は一入映え、清 氣は神域に滿ち自ら襟を正さしむるもの が通じてか上々、昨夜來の雨に依つて神 ゐた天候も奉仕受刑者や關係職員の誠心 として開式を待つ、程なく開式が宣せら 賓一同入場して所定の位置に就き、蕭然 た。開式後局長閣下は收容者に對つて、 れて式は左記の順序に依て滯りなく終つ があつた。定刻午前十時全收容者職員來 當日は時恰も梅雨の候とて案ぜられて

中學校長等 警察器 控訴院長 警察署長 檢事長 農學校長 裁判所長 女學校長 檢事正

遙拜所竣工式概況

松江刑務所

孜として工事に努力し來つた職員並收容 當所に於ては、其の地方的特色を收容者 の教化に生かし、敬神崇祖の思念の涵養 莊嚴なる遙拜所竣工式を學行するに至れ 社阿羅波比神社社司及社掌を招聘して、 る三月目出度く竣工、七月三日をトし縣 者の聖なる汗の奉仕は、遂に實を結び去 り遙拜所の設置を計畫せり。爾來齋戒孜 と、日本精神昻揚に資せんため、豫てよ 古來神國の稱ある出雲の地に所在する

せ、構内北方に位する遙拜所は清淨の跡 も爽かに、 當日打續く梅雨空も微かな陽光を見 近く千鳥城の翠靄を背景とし

> 所長、松原監督書記の参列あり、かくて 拜所に面して整列、午前十時所長以下職 ら襟を正さしむ。定刻前、收容者一同遙 張り廻らされたる注連縄も満らかに忽然 て一際幽境の感深く、正面鳥居並玉垣に 奏上、玉串奉奠、所長祈願文奏上、玉串 肅然たる内に齋主を迎へ修被も嚴に式典 員人場し、來賓として中西松江地方裁判 淨域を現出せる樣は、並居る者をして自 を場外に撤し遙拜式に移り、宮城神宮を 撤饌、昇神の儀式を拜し、次で神籬神饌 奠あり。参列する者齊しく深き感激裡に 奉奠、職員代表及び收容者代表の玉串奉 は開始せられ招神行事、献饌、齋主祝祠 時下に於ける此の嚴肅なる式典はいと有 遙かに拜し奉り、國歌の齊唱默禱と非常 意義に終了せり。

は、 奉奠に際し、之に和して列拜拍手する姿 て涙する者あり、殊に收容者代表の玉串 收容者一同の感動は一入深く、感極まり 時に午前十一時。此の時參列者中特に 眞に彼等の善性を神前に披瀝するか

に見受けられたり。

賓は控訴院長檢事長を初め多數であ

0

御臨席の來賓は左の通

との意味の御訓辭があつた。倘當日の來

今一度お禮を述べた次第である。

お會ひすることが出來たので此機會に 君にお禮を言つておいたが今日親しく のである。私は先般人雑誌上に於て諸 くべきものでなく、諸君が受くべきも 戴いた。然しこのお禮の言葉が私が受 に就て私は軍部から度々御禮の言葉を 又日夜軍需作業に精勵してゐる。是ら の第一線に就くことになった。諸君は 行機は、先般芽出度命名式を終へ國防 であらう。曩に諸君が献納せられた飛

設置の主旨と、清淨の地を尊び、敬神の 催し、團體個人に各員の覇を定め一般收 得る堅實なる精神の持主たるべく心掛く 容者にも見物せしめたる處、熟れも軽然 る様との訓示あり、少煎後時局柄體位向 念を厚くし、擧て現下の非常時に對處し 然も和氣藹々裡に終了す。 上の主旨より、一二級者の選拔相撲を閉 猶此の日式典終了後、所長より遙拜所

水害詳報

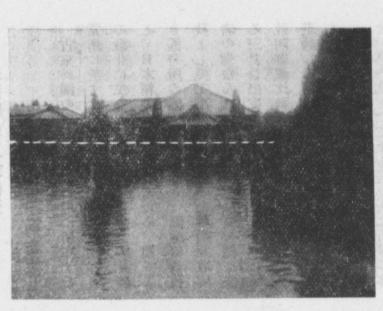
土浦刑務所

以て豫而其處置方法を考慮し置きたり、 收容者の殆んどが老年又は不具者なるを 依て避難方法として増水甚大ならざる時 察電話に依り危險切迫せりとの通知あり 災害前日(六月二十九日)午後六時頃警 は一時舍房屋根裏に避難せしむることと し増水甚だしき時は高臺に在る土浦中圏 同所は水害に對し危險性極めて多きと

校へ避難し得る様富局者の了解を得併せ て霞ヶ浦海軍航空隊、憲兵隊、警察官

然るに翌三十日午前二時頃に至り櫻川堤

防決潰浸水甚だしく全收容者水浸しの慘



土浦支所 浸水位置 七月十日白線は六月卅日

署、 00 消防組等の應援協力を請ふこと」せ

\$11

枚を消防組より都合受けたるを以て之 を以て富初二日間腰掛上に横臥せ 噌汁を少量宛初めて給するを得たり。 より見舞品を受けたるため青葱入り味 至り本所及字郑宮刑務所、 を用ひしめ寢具代用となす。 む。三日目漸く空俵百枚、四日目五十 い寝具は避難の際携帯を許されざりし 斗の米を以て三日間を過せり、四日に 飯を作り一囘一個宛を給し一日合計三 給米を得之を收容者に炊焚せしめ鹽握 眞鍋町長、消防組頭等の好意に依り配 小菅刑務所

知したき者ある者は許可すべき旨一般 尚收容者中其の安全避難を家族に通

訓示教誨を行ひ黎情平静に登したり。 收容者の本所移送 る新聞記事中支障なき部分は支所長、 教誨師に於て之を知らしめ尚時々一般 數册を借用朗讀せしめ又水害に關す 中學校岡書館より修養に關する岡書

> 招來の危險を感ぜしを以て全員起床を命 は長時間に亙る時は危險發生の慮あるを 屋根裏(床上より九尺)を選び梯子を以 じ不取敢屋根裏避難策を以てし一舍二舍 者協力老弱不具者を背に託し等して第 れ或は泥水胸を没する中を職員、收容 の援助協力を受け舍房内に小舟を漕入 考慮し拂曉を待ちて霞ヶ浦海軍航空隊等 不安の一夜を明せり、然るに前記避難所 しめ二舎に重要書類、領置品等を運搬し て昇降路となし一舎に全收容者を避難せ



長は戒護課長帶同四時間中を費し土浦 たるも四日に至り鐵道線は岩間、友部間災害後、水戸土浦間の交通は全く杜絕し 看守二名を泊込み出張せしめたり。 應援の爲め看守長一名、看守部長一名、 直に移送に關する事務打合せと一面戒護 を以て本所に移送收容のことに決定六日 許さいると共に減水の見込全く立たざる 着、支所並に避難所たる土浦中學校に至 0 り詳細調査五日歸廳現況の儘放置するを に依る運轉開始の情報を得たるを以て所 徒歩連絡と水戸、赤塚間の自動車連絡

間開通の報ありたるを以て直に鐵道當局 出張せしめ壯健者受刑者男六名(炊掃 看守長二名、看守部長六名〈事務部長及 夫)並勞役場留置者男一名計七名を支所 び非番部長)看守十一名(非帝看守)を 受くる事の承諾を得たるを以て七日更に と交渉の結果客車一輛上野驛より増結を に分ち七日本所へ移送何等事故なきを得 へ残留せしめ残收容者計九十七名を二回 其の後同日午後三時頃より土浦、赤塚

> 學校に全收容者を無事避難せしめ各方面 餘男九十四名を二囘に漸次救出し土浦中 囘に先づ老衰者男七名女三名を救出、残 繩を以て連絆し眞鍋町消防組員、憲兵等 へ移送時までの戒護を繼續せり、而して の應援の下に避難所に無事收容す。 づ逃走の危險ある者並に重罪被告人を捕 中學校所在地たる眞鍋町に着船するや先 の援助を受け何等事故なく七月七日本所 (3) 避難後の處置

の便宜を與へられたり。 に改造しある獨立家屋に集合拘禁する 急造之を使用せしめたり。 **演檀ありて出入口三ヶ所大扉引戸にし** 意に依り雨天體操場に床を張り大講堂 イ避難所土浦中學校に於ては校長の好 を慮り中學校より肥桶六箇を借用し腰 初は之を利用したりしも戒護上の危險 て便所は約十五間離れたる所に在り當 衝立等を利用し室内兩隅に便所を 同所は正面

尚晝食は炊焚握飯を給し、 口食事は三十日朝食は刑務所にて喫食 夕飯以後は

たりつ

(5)災害に際し受けたる援助 役場、土浦中學校、眞鍋町役場、藤澤 村消防組等より收容者避難時又は避難 土浦區裁判所、 イ霞ヶ浦海軍航空隊、土浦憲兵分隊、 ロ縣警察部の助力 中直接、間接に多大の援助を受けたり。 所、眞鍋町消防組、 同檢事局、 同青年團、土浦町 土浦警察

察電話のみは最後まで通ぜしを以てシ 通信交通機關一時は全く杜絶せるも警 ハ本所よりの應接 りたるやも計られざるもの多々あり。 これ無かりせば或は豫期せざる障碍あ 連絡に萬遺漏なきを得たるものにして を唯一の連絡機關となし本所其他との

ありたるに依り直に水戸驛並に縣警察 所土砂崩壞或は線路決潰し不通道路も 部に交通状況を問合せたるに鐵路は各 本所に於ては看守應接派遣方電話要求 同様にして橋梁流失簡所多數あり歩行 にすら困難にして交通機關全く杜絕の

信囘答ありしを以て止むなく他の方策 を考究し二日朝決死的自轉車應援隊を るに途中或は自轉車を背に或は濁流渦 るに途中或は自轉車を背に或は濁流渦 をく河川を丸木橋に依り渡河する等凡 ゆる危險を冒し行程十有餘里を所要時 問五時間有半を費し辛ふじて到着勤務 に服せり。

(6)刑務官吏並收容者が災害に際しなせる

一刑務官吏

(イ職員の出勤狀態は前記の如くにして 質に滅私奉公の精神の尊き發露あり然 るに降雨増水愈々甚だしく而も本所並 るに降雨増水愈々甚だしく而も本所並 に收容者に何等の危險なかりしを以て に收容者に何等の危險なかりしを以て の不能の狀況に在りたるを以て砂利採 ら不能の狀況に在りたるを以て砂利採 ら不能の狀況に在りたるを以て砂利採 ら不能のよしめたる結果一名の死傷者な く人命のみは救助し得たり途中見るに く人命のみは救助し得たり途中見るに

> を関む避難場所に止り居りたる市民多 を関む避難場所に止り居りたる市民多 数に對し危險を冒して救助する等實に 秩序整然たる救助方法を取り其の人員 からとなり居り刑務官の偉大なる精神 の的となり居り刑務官の偉大なる精神

「罹災職員の家族にして各所に分れ避難せる者は之を安全地帯に在る聯合保難せる者は之を安全地帯に在る聯合保難の不足なるものには水の配給をなす等衣食住の憂なからしめた

二收容者

性の善なるを現實に感得刑務官として

92

イル容者中一級者にして行狀特に善良なる者を行刑的見地に立ち職員の補助として一名を土浦支所への食料運搬並 に身體の自由を失ひたる老衰者救出の に身體の自由を失ひたる老衰者救出の は必出業せしめたるに殆んど一睡を致 すことなく戒護看守の補助として活動 したる旨の報告あり又一面人命救助並 したる旨の報告あり又一面人命救助並

事せしめたる所質に涙ぐましき活動を為し或者は自己に與へられたる食糧を構災民に與へんことを出願する者等ありて構外に於て非常用務に就かしめ無意しの收容者に對する認識を新にしたるものあり而して後日市內某小學校に於て如斯善行を修身の生きたる教材となし「罪を犯した人ですら斯様な氣分で居る此際一層緊張して學業に闡み立で居る此際一層緊張して學業に闡み立るもの数化上良果を收め得たると共に人間

於喜意を强うしたるものあり。 の又刑務所近接市内根本町附近一帶約 加るを市役所富局の懇請を入れ一級受 開れのため小川氾濫に依り危險刻々迫 開れのため小川氾濫に依り危險刻々迫 開る三十名を出業せしめ戒護課長監督 で及ばざる賦身的活活動を貸し以て局 を没する泥水中に於て一般人の遙か に及ばざる賦身的活活動を貸し以て局

(7) 衞生に關する事項 地方をして安泰ならしめこれ亦収容者

一水災直後に於て縣衞生課より一般罹災 腸チブス豫防注射液の配付を受け本 發生の兆あるを以て特に衞生に注意す 民に對し傳染病殊に赤痢、腸チブス等 他所定の豫防方法を講じ土浦支所より 所、移築場收容者及職員並其家族に對 て當所に於ては時を移さず當局に交渉 る様警告を發したる事實ありたるを以 先土浦刑務支所に關しては其避難場所 移送ありたる者に對しては一時之を隔 を施行し芥溜、下水等の清淨消毒其の に傳染病療防に關する講話、健康診査 し豫防注射を施行すると共に全收容者 染病療防並應急處置に備へしめたり其 離拘禁順次に注射を行ひたり、之より 名の傳染病患者の發生もなく何れも健 結果本、支所共職員家族並收容者に一 へ本所より救援隊派遣に際しクレオソ ト丸及備薬箱内容品を持参せしめ傳

(8) 參考事項

なるものあり。

責を完ふしたるものにして其功績顯著

(1)斯る災害に際し職員がよく職責を全ふし小我を捨てュ大我に就きたることは日本精神を遺憾なく發揮したるものにして現下非常時局に當り其精神力の偉大さを感得せしむるものあり。 中の意を强うせしめ吾人の天職の如何に尊きかを思はしむるものあり而してに尊きかを思はしむるものあり而してに尊きかを思はしむるものあり而して

上なき活動にして如斯大災害に際し良く地方諸團體の協力援助を受け且つ收容者の平靜身命を支所長に一任し一糸で素の交渉如何に圓滑にして人望高く中素の交渉如何に圓滑にして人望高くしむるの行刑的手腕の大なるかを思はしるものあり。

大島刑務支所落成式概況

鹿兒島刑務所

表等・多數來賓の參集を見感々學式前奏 の賑ひを見せた。

を迎へたのである。 し客月末竣工本日茲に新築落成式典の日 六月三日工を起し一年一ヶ月の日子を費 四百七十八圓の豫算配賦を受けて、同年 明治十九年の創設にかゝり、時代の趨勢 に順應すべく昨年五月本省より四萬三千 同所は大島隨一名瀬町の西端に位し、

辭を終つて導師梅山師の講演があつて、 賓、職員、收容者各代表の燒香あり、次 る入佛の式典は開始せられ、参列の來 梅山英夫師導師の下に讀經いとも莊嚴な 午前九時三十分嚴肅なる入佛の式典を終 限目合掌念佛禰名して、其の三昧境に浸 **誨堂に於て、本派本願寺鹿兒島別院輪番** で所長の式辭、本派本願寺執行長の祝 之より光午前八時から新裝美麗なる教 所員を始め全收容者は只襟を正して 導即以下各僧侶、雨村所長及來

暫く少憩午前十時より 更に席を改

祝意を表すことを得るは私の最も欣幸と日弦に落成の式典を擧行せらるへに際り

する所であります。

所長の式辞、工事主任の工事報告之に次 せられ、一同東方遙拜、國歌合唱のゝち 所長の開式の辭に依つて嚴肅の裡に開始 れた。時正に午報を告げる時であつた。 餅、祝電披露を了へて開式の幕はとざさ め、今日榮ある落成の式典は、同所柏支 で記念品の贈呈あり、來賓有志の祝

式

慶讃の式を擧ぐるを得たるは本職の最も 欣懐とする所なり。 本日茲に來賓諸賢の實臨を恭ふし入佛

るにあり、されば之が方策は固より一に 更生せしめ古聖の所謂刑は刑なきを期す 改化遷善以て忠良なる國民として社會に 達せしむるにあり。而して凡そ宗教信仰 非法を厭離して正法を愛樂するの境地に 化によりて確固不拔の信念に住せしめ、 冶完成に歸着すべく、就中宗教的精神教 は敬虔崇拜の思念を主とし、 して足らずと雖も要は收容者の人格の陶 適應の對象を得て益々熾烈となる。 惟ふに行刑の究竟目的は收容者をして 此の思念は

設に存せんよりは寧ろ人に存するのであ 疑ひませぬ。然し乍ら行刑の要は制度施 能はざるや多言を要せぬ所であります。 的運用に任ずべき刑務官其の人にして間 者に對しては寬嚴其の宜しきを得恩威併 存するに過ぎず到底行刑有終の美を濟す 然する所あらば刑務所は徒に其の形骸を ります。制度施設完備すと難も之が實際 冀くは職員諸子能く行刑の眞意義を體 し自己の人格陶冶に努むると共に收容

せられ現在に至つたのでありますが腐朽 累ね昭和四年十二月大島刑務支所と改稱 縣監獄大島支署と稱し爾來幾多の變遷を

當所は明治十九年の建設にして鹿兒島

せざるものあり行刑施行上遺憾の點尠し の度甚だしく其の構造亦近時の行刑に適

務所たるの新谷を備ふるに至りましたこ の裝備を新にし極めて明朗なる近代的刑 としなかつたのであります。幸に今囘其

とは誠に御同慶に堪へざるところなると

般各位の充分なる御理解と御支援とに據 力のみ以てしては到底克く其の萬全を期 第であります。行刑の事たる刑務所の努 まして今日迄の御後援を深く感謝する次 を賜はりし司法部以外の一般各位に對し らねばならぬのであります。希くは向後 すこと能はざる所でありまして必ずや一 尚は本日此の悦を迎ふるに當り御臨席

性ふに刑務所の使命は一面に於て犯人

は今更申すまでもないことであります。 實を擧げしめ其の再犯を防止するに在る 面に於ては之を敎化矯正して改化遷善の

て裨益する所多大なるものあるを信じて

尊を御迎へ申し奉安する所ありしが兹に

あり嚢に教誨堂拜殿の莊嚴を完成し御本

大島刑務支所は深く意を弦に須ふる所

當支所の新容は其の目的遂行の上に於

べきであります。

同時に收容者に對しても一大福音と謂ふ

とに協力邁進せられんことを。

内容共に真の模範的刑務所たらしめるこ せる此の新裝明朗なる當支所をして外觀 び行ひて其の教化訓練に任じ面目を一新

> 久の精神を振作し、更生報國の實を顯は は諸子、 るべく、轉た歡喜の情に堪へざるなり。 とを期せらるべし。 り、感謝報恩の情隨て生ずべし。此に於 建國の使命遂行に邁進すべきの秋、希く てか刑務教化の目的も達成せらるるに至 掌すれば、反省悔悟の念湧然として起 等の寄贈を受けて崇敬の中心を新にする と少からざりしが今囘新築工竣るに及ん 備もなく、朝夕の禮拜にも尊嚴を缺くこ ことを得たり。佛前に跪座して虚心に合 で、本派本願寺より御本尊並御厨子佛具 に當所に於ては教誨堂と稱すべき程の設 今や皇國非常の時に際會し、原民一途 心垢を洗除し益々滅私奉公、堅忍持 以て皇恩の萬分の一に答へ奉らんこ か蕪餅を述べて式餅とす。 昭和十三年七月十七日 佛陀照鑑の下に深く因果を信 鹿兒島刑将所長 村 信

> > -- 94 --

八島刑務支所改築工事其の工を竣へ本

も一層の御後接を賜はらんことを。 兹に聊か所懐の一端を述べて祝詞と致

昭和十三年七月十 司法省行刑局長 七日 Щ

辭

格活動の發見を促し將來の社會生活に於 持すると共に内に収容者をして正しき人 然れば戒護及び作業制度と並びて教誨教 因緣を培養する道場なりと謂ふべし。 反省せしめ將來更生の正しき信念を獲得 育制度の存するありて深く既往の罪過を 梏の苦厄を強ふるものに非らざるべし。 て再び過誤を累ねしめざる自覺を與ふる 人格の缺陷を矯正陶冶し轉惡成義の正業 らず。然れば則ち現今の行刑施設は正に せしむる亦當然のことたらずんばある可 にあり。必ずしも単なる罪過應報懲治桎 抑も行刑の目的は社會の安寧秩序を保

本日を以て莊重嚴肅なる入佛の式典を 事る道に庶からん験。

選善の實を擧げ以て行刑所期の目的に副 選善の實を擧げ以て行刑所期の目的に副

ス佛慶讚洪會に際し欽仰に堪へず聊か 薬辭を陳べて祝辭とす。

本願寺執行長 千葉康之

作業報國宣誓式狀況

德島刑務所

職果の偉大なるに驚嘆する時、このため 覆滅に驀進を續けてゐる。聖職一ヶ年の に過ぎた。日童旗下旣に新生支那は甦る。 に過ぎた。日童旗下旣に新生支那は甦る。 はいも庸懲の皇軍は縣軍萬里更に蔣政權 とかも庸懲の皇軍は縣軍萬里更に蔣政権

> 職線の花と散つた護國の英靈、名譽の職 傷を負うた幾多の將士並びに現に各職線 に奮戰されてゐる皇軍に對する感激感謝

皇軍將士に深甚なる感謝の意を表しそ 新しいかどでに銃後の赤誠を益々堅く誓 がしいかどでに銃後の赤誠を益々堅く誓 がであるが、恰も本日は、月の當初より がであるが、恰も本日は、月の當初より がであるが、恰も本日は、月の當初より がであるが、恰も本日は、月の當初より がであるが、恰も本日は、月の當初より

清淨された遙拜所前の廣場は、今日の 行事を待ち構へてひそかに息をのんでゐる。皇大神宮の祭壇には海山の神饌が供 へられてあり、國旗| 場臺には、朝來竿 頭高く、祈願皇軍武運長久、と墨書した 長旗が眞新しい日の丸の旗と重り合つて るる。

み、恭々しく玉串を捧げ、次いで收容者

96

前十分。かくて、一同終始直立不動の裡然として所定の位置に着いた時は、正午然として所定の位置に着いた時は、正午

のである。

劉亮たる喇叭「君が代」 吹奏裡に宮城る一分間默禱。 莊重なる「國の鎭」は高る一分間默禱。 莊重なる「國の鎭」は高りくる、昨秋上海戰に參加し壯烈護國の婚屋彈雨の中分隊長として陣頭に立ちて硝煙彈雨の中分隊長として陣頭に立ちて硝煙彈雨の中分隊長として陣頭に立ちて可又その靈位に向つて恭々しく、感謝と崇欽の誠を效したことであつた。

代表玉串を奉奠する。

「一億同胞歩武堂々即ち外は第一線の下に一億同胞歩武堂々即ち外は第一線の下に一億同胞歩武堂々即ち外は第一線の下に一億同胞歩武堂々即ち外は第一線の下に一億同胞歩武堂々即ち外は第一線の

で時局の拾收に當り更に國力の增進軍備 の充實に萬遺憾なきを期す。……〈下略〉 軈て、再び、收容者代表出て一同に禮 との記憶す。感極つてかその身體は微かに を朗讀す。感極つてかその身體は微かに を朗讀す。感極つてかその身體は微かに

天皇陛下並に皇軍萬歳の三唱、愛國行となる。

支那事變一周年記念式

福島刑務支所

意義深き七月七日午前八時山本支所長を始め、職員一同打揃つて信夫山縣招魂を始め、職員一同打揃つて信夫山縣招魂を始め、職員一同打揃つて信夫山縣招魂に、貴き職及勇士の英靈に對し心からのに、貴き職及勇士の英靈に對し心からのに、貴き職及勇士の英靈に對し心からのに、貴き職及勇士の英靈に對し心からのに、貴き職及勇士の英語と共行表者は出征職員遺家旅の訪問慰問品を代表者は出征職員遺家旅の訪問慰問者を

收容者を教誨堂に集め、一齋に日の丸辨當の實行し、無駄を省き一戸一品の廢物の献納等をなせり。午前十時

一修禮、國族敬禮〉 二君が代齊唱 三宮 「修禮、國族敬禮〉 二君が代齊唱 三宮

山本支所長は時局に即する長期**戦銃後**

え終了後時局の一層深き認識を強調するため、特に東京日日新聞社特輯に係る 意斡旋に依り映寫觀覧せしめたり。飢喝 意斡旋に依り映寫觀覧せしめたり。飢喝 事終ニュースを同社福島民友新聞社の厚 事將兵の勇姿は收容者一同に深き感動を 事將兵の勇姿は收容者一同に深き感動を なりしは豫期以上にして行刑教化の上に なりしは豫期以上にして行刑教化の上に なりしは豫期以上にして行刑教化の上に なりしは豫期以上にして行刑教化の上に

を開催して心身の鍛錬に査したり。

勇敢無比の前田看守

岐阜刑務所

君は高山州務支所 に勤務中の處去る六 科世二日午後六時頃 森喜代松看守に交代

りたる處へ當時收容中の强盗被告人某來りたる處へ當時收容中の强盗被告人某來り『森看守さんは先程より腹痛の爲工場的『森看守さんは先程より腹痛の爲工場的に至り硝子戸越に內部を窺ひたるに人影に至り硝子戸越に內部を窺ひたるに人影に至り硝子戸越に內部を窺ひたるに人影に至り硝子戸越に內部を窺ひたるに人影際某は突然隱し持ちたる出刃庖丁を擬し際其は突然隱し持ちたる出刃庖丁を擬し



を摑み(此の際左掌に數箇所の切創を受 るも更に勇を鼓し數分間挌闘の上遂に之 く)右手を首部に卷き付け捻ぢ倒さんと つ元檢身場内に押入れん氣勢を示したる 官吏の貔鑑たるは言を俟たざるなり。 遂に某をして逃走の目的を遂行し得ざら を組み伏せ直に所持の捕縄を以て逮捕し りは出血夥しく一時は頗る苦境に陥りた したるも某は體格强大にして腕力優れ意 しめたるは其の功績洵に拔群にして刑務 君は更に恐るゝ處なく決然たる覺悟の に奮然として飛び掛り左手に出双庖丁 如くならず加ふるに兩手の負傷箇所よ

去る二十二日司法大臣閣下より功勞記章 を下附せらる無上の光榮にして刑務官吏 當局におかれても其の功績を認められ 等しく渇仰して止まざる所なり。

し先輩同僚との交遊も至極圓滿にして後其の間一日の如く孜々として職務に勉勵 如き意志の持主にして大正十年十二月 君は資性温厚にして細心膽大然も鋼鐵 阜監獄看守を拜命以來十有餘年に及び

> 有爲の刑務官吏として衆望を一身に集め 輩に對しては常に親切に誘掖指導し將來 つ」あり。

りつ 胛骨の捻座も最近全治し此の優遇に感激 し益々忠實に然かも勇敢に勤務し居れ 挌鬪の際受けたる兩手の負傷並に右肩

功勢記章拜授の恩命に浴して 岐阜刑務所看守前田繁太郎

致し突然懷中したる出双庖丁を擬し脅迫 交代に赴きたる小職を欺き元工場前に誘 部を毆打し一撃の下に即死せしめ同六時 二日午前五時三十分頃(推定)當時收容 萬感胸に迫りて言ふを知らず只々衷心よるも同僚森看守を犠牲にしたるを思へば 房勤務中の森喜代松看守を金挺を以て頭 中の强盗被告人某が逃走を企圖し當時舍 の上遂に之を逮捕したるは不幸中の幸な 咄嗟の間に出双庖丁を摑み數分間挌鬪 つゝ其の目的を遂行せんとしたるによ 職儀高山刑務支所勤務中去る六月廿

り哀悼の意を表し其の瞑福を祈るのみな

之に過ぐるものなく飜つて自己の行為を なるにも拘らず特別の御詮議に預り司法 省察すれば内心忸怩たらざるを得ざるな 事にして何人と雖も容易に行ひ得る處置 大臣閣下より功勞記章御下附の恩命に浴 したるは身に餘る光榮にして男子の本懐 小職今囘の行動は元より職務上當然の

を辱づかしめざらんことを期す。 意専心職務に盡瘁し以て刑務官吏の職責 より感謝の外なく兹に厚く御禮申上ぐる 御同情の下に御見舞金御惠與に預り衷心 此の上は此の御優遇の御主旨を體し 終りに臨み全國各刑務所より多大なる

___ 98 ___

自祭神祠 御神璽奉安祭典

熊本刑務所

塚算の 配賦を

蹕嚴かに渡御あらせられた。 捧持し奉り、高崎庶務課長御警衞を奉仕 神官二名御通路を修祓し、赤城所長御先 導し奉り、三ノ宮々司恭しく 職員着席し一同嚴かな修祓を受け、了て 司以下神官四名、祭主赤城所長、 つ。午前九時齋主國幣小社藤崎八幡宮々 國旗掲揚式を行ひ、着席して定刻を待 列の下に、劉晓たる喇叭の國歌吹奏裡に 者一同神祠前の廣場に整列、職員一同參 滕檢事正、判檢事、 若葉を渡り、午前八時神官の 方々に 當日は天氣晴朗和かな初夏の薫風は 來賓職員及收容者の、最敬禮裡を警 御神殿を装飾し、 保護會理事、及幹部 同八時五十分收容 御神璽を 來賓後

を執行し奉つた。

々六月五日の吉日をトし、

御奉安の祭典

畏くも

天照大神御神璽を御迎え申し奉

て歸廳し、

假御殿に奉安しゐたるが愈

坂口戒護課長は皇大神宮に奉拜し、 以て、先般會同の爲め上京した赤城所長、 受け、

御神殿を造營し諸般の設備完成したるを

遙拜所に總檜造り銅板喜神明造の

總代、職員總代及收容者總代玉串を奉奠 奏上し奉り、了つて、齋主、祭主、來賓 時當所歷史的奉安の祭典は滯りなく終了 の儀を奉仕し、三ノ宮々司大前に参進し し、撤饌の儀に次で閉扉し奉り、午前十 次で神官は、鞠躬如として恭しく献饌 祝詞を奏上し、次で赤城所長祭文を

弔の式を勤修したり。

した。

追弔式の模様 支那事變戰死職員

尾道刑務支所

支那事變勃發以來、刑務官吏にして應

後一時より、 砲彈に殪れ、遂に二十七歳を一期とな 當り勇戰力闘中、本年去四月二日敵追撃 烈たる盡忠報國の赤誠を披瀝したる通信 とを祈念 屢々ありて、吾等亦君の武運長久なるこ 身を休める寸暇さえなき陣中よりは、烈 る、〇〇〇附近、 支中支の各地に轉戦大なる武勳を樹て、 八月、故淺野勅登君眞先に應召、爾來北 じ能はざる次第なり。當所に於ても昨年 は、邦家の爲とは言へ、誠に哀惜の情禁 召し、幾多名譽の戰死傷者を出したる 護國の華と散る。去六月二十六日午 したり。 構外廣場に於て、 ○○前方部落の攻撃に 徐州總攻撃序幕戰た 盛大に追

-- 99 ---

二十五日午後に至り、 備上一同思案にくれたる折柄、奇蹟的に 連日に亙る陰雨蕭條と降りしきり、 俄然天氣晴朗とな

を飾り、 務所長以下幹部職員、三次、吳各支所 族來賓等一同入場着席、次いで喚鐘打鳴 廣島刑務所長小泉當支所長以下職員同家 淨域の裡に午後一時、 列を得たり。祭檀をしつらへ、君の勇姿 次いで江藤廣島刑務所長並に小泉當支所 前に進み、合掌敬恭「敬白文」を奉る。 獨吟法中同音讀誦を終り、 支所の教誨師等しづしづと入場着席し、 らされるや、盛裝の法中を先導に、 軈て富支所松尾庶務主任の閉式の辭終る 名並に市内各宗寺院十八ヶ寺住職の參 此の日君の遺族を招聘し、 市內官公各種團體長新聞記者等百五 法中「着座證」を唱へ、 導師曲録に座し、 花輪供物等美くしく飾り、 遺族を始め、 鄭重なる弔辭を朗 導師立つて佛 「三奉請」を (此の間導 江藤 本、

> 披露す。 を始め、 嗚咽するあり、續いて安部尾道市長代理 部下に思ふ上司の至情、切々たるものあ 讀せられたるが、孰も其の忠烈を偲び、 るが、感極つてか暫し無言、 族實父淺野長志氏立つて、謝意を述べた る故人の武勳を讃へて挨拶を終るや、遺 張れり。續いて小泉支所長は感激に滿て 聯隊區司令官、全國各刑務所長の弔電を 辭捧呈あり、司法省瀧川行刑局長、岡山 り。一様に萬感胸に迫り、淚傍沱として 人の榮譽之に過ぎたるなき赤誠を披瀝し る面差にて、 下り、満場聲なく、唯微かに遺族の歔欷 郷重なる挨拶あり、一同更に感激を 讀經別々と邊に谺し、莊嚴の氣 十一氏の弔辭奉讀の後、 盛大嚴肅の裡に式を終れり。 静岡及岡崎各刑務所長の弔 所定の場所に出で、 稍あつて故 小菅、 烈々た

應召職員並に家族の慰問

熊本刑務所

武運長久祈願のため、赤城所長、高崎庶 者が赤誠を籠めて綴つた慰問文も入れて タオル、雑誌、スルメ等、其中には收容 中では常に不足勝と聞く、煙草、仁丹、 めた。慰問品は、右の御神符の外に、陣 慰問品を贈呈して、聊か陣中の勞苦を慰 年記念日に御神符と共に職員一同より、 菊池神社に参拝し、神樂を奏して、祈願 齋ぎ祀る、菊池郡隈府町の、別格官幣社 務課長、坂口戒護課長は、職員を代表し を煩わさないように皆誠實に働いてゐま 節には「同封して下さった慰問文を讀む 置いた。收容者の赤誠は陣中の勇士を深 とき、心を鬼にして戦ふ此の身にも涙な し奉り御神符を拜受したので、聖戦一周 て、南朝の忠臣菊池武時公一門の英靈を くては讀めませんでした。斯くまで皆が く感動せしめ、寄せられた○君の禮狀一 と。ア、何と云ふ自覺ある改過の象徴 生懸命に緊張してゐるのか! 不足の折ゆる、つとめて、役人の手段 また役

-- IOO --

富所から應召した職員勇士十八氏の

に神社前の廣場に集合を命ぜられた。 めの號令で六百餘の受刑者は全職員と共 る。今日もまた、午前八時三十分作業止

に臨み、 第〇〇〇番である。 書主任によって所長の前に呼び出された のは當二十五歳身長五尺五寸元氣盛りの 武藤所長は幹部と共に清められた式場 先づ總員神社に参拜の後古賀文

るかな、 旗を先頭に意氣揚々と再び式場に現は 鮮やかた青年團服に赤襷をかけ「祝出征 職員や保護會員の心盡しで立所に國防色 びに打ちふるへながら退場した青年が、 何ものかを想像し期待してゐたが、果せ 山口福太郎君」と大書した俄か作りの大 、二附言して一旦本人を退場させた。 暫く無言のまま佇立した一同は、 本文を讀みあげて之を交付し、簡單に 所長は同人に對し型の如く假釋放證書 今假釋放の恩典に浴し餘りの喜 次に

心からなる幾別の金一卦を手交し本人に 對し熱意をこめて激勵の辭を與へ、 正し固唾を否んでこの青年を凝視した。 所長は再び壇上にあがり、 俄然式場は緊張した。一同自ら姿勢を 職員一同の

應召者の假釋放竝に 歡送式實況

家庭へは、

同支所井上部長を派し懇に慰

慰問品を贈呈した、八代支所より應召の

遠距離の三家庭には、

慰問の手紙と共に

家庭を訪問し丁寧に慰問の言葉を述べ、

が、市内と市附近の應召職員の十四留守

坂口戒護課長、羽田野用度主任

日の二日に亙り、炎天下を徒歩で、

赤城

れで慰問品を調へ、七月二十三日同廿五

し、計十八圓の資金が得られたから、 不用品を處分して寄附せられた金とを合

=

却して得た金、赤城所長、外有志職員が

舎の各家庭より金屬廏品の寄附を受け賣

を勵行して、其剩餘金を醸出し、之に官

記念日當日は、本支所職員は一菜主義

ちみちてゐる。

香り高い總檜の神社が浩營されてる高知城の森の繁みを背景に、お國自慢

高知刑務所

高く輝き新綠滴るばかりの初夏の氣が充 五月二十四日南國土佐の空には、旭日

祈願し、 て頗る元氣に天も裂けよとばかり歌はれ られて」と日本陸軍の軍歌が全員によつ 脱辭を述べ、更に同人のため武運長久を あること、また大阪より態々かけつけた 全員に對して先づ光榮ある應召を祝福 課長代つて登壇し力强き激勵と懇ろなる 大の感銘を與へて降壇すれば、白濱戒護 下の情勢に說き及び一同の奮起を促し多 繼母の親心を稱へた後、 し、本人の環境が極めて同情すべきもの 忠勇無双の我が兵は、歡呼の聲に発 續いて「天に代りて不義を討 愈々緊迫せる現

快別の挨拶を爲して式を閉じた。 登壇して山口君の萬歳を三唱、一同之に 國に報ずる堅き決意を表はし言葉短かく かくて感激の軍歌は了はり、 勇士の面上も愈々紅潮して一死君 所長三度

○□○○郎君の出征に就いての感想

第〇〇〇番

今日尚皇軍將士は御國の爲に、東洋平

り感激の涙止めどなく頰に流れるのでし ました時は一節又一節唱ふ私等の胸は迫 同友の征途を壯にする爲軍歌を合唱致し が行はれました。六百有餘名の收容者一 た神宮の神前に於いて盛大なる景別の式 そ友に取りては終生忘れる事の出來ない 幸福を喜ぶと共に、 か」はらず、 0 思ひました。尚且つ慈愛に滿ちた所長殿 召に接した私は、眞に我事の様に嬉しく しました。此の喜びの日五月二十四日こ て居る秋。私達と同じ運命に泣く友の應 和の爲に、 同のお取計に依りて、所内に設けられ しい日である。 御盡力に依り、一年有餘の残刑あるに 身命を賭して暴支膺懲に務め 假釋放の恩典に浴した友の 而も所長殿始め職員御 皇恩の深きに感泣致

應召受刑者狀況報告

山口刑務所

下關支所に於ては、

を受命し本人は深く感激して勇躍征途に 0

六月十九日收容者

數見送裡に午後零時五十分下關發一路〇 合計十六圓七十錢。これは何よりも嬉し 〇へ向ふ。 可した(餞別金二十銭以下)八八人分の い贈物だ。在郷軍人、國防婦人會員等多

隊の通知あり。快哉限なし。廣太郎君上 立派にその責務を果してくれ。 二十五日本人から〇〇市〇〇部隊へ入

受刑者感想文の代表的なものを擧げれば

〇〇番 平義一(假名)

雄々しく帝國の干城として更生した。動 彈丸の的となれ云々の悲壯なる所長殿の 員召集令狀と共に假釋放證書授與の後、 山田君は受刑者としての硬殼を破つて、 示、 永久に忘れ得ない去月二十日・此の日 山田君は固より、皆泣いた。

收容者一同教誨堂參集。當支所創設以來

然執行せられたし」と。午後二時職員、

十日午前十一時五十五分山口の本所から

電話「大臣より假釋放許可の電報著。

可

達してゐない前科六犯の事など眼中にな

卽時假釋放上申の手續をする。同二

午前十時歩兵第〇聯隊兵營內に參著すべ

六月十九日早朝速達で「六月二十三日

に進級した。

年も眞面目に働き此の六月からは第二級

一昨年暮からの今度の詐欺懲役三

著なりとて、

賞表を付與せられたる事も

た。併し入所中は行狀善良、改悛の情顯

務所に送り、

後はズルノ

へと六犯を重ね

し」本籍地村長からの通知。刑期も半に

の行事たる出征兵送別式典を擧行。支所

長儼然として召集令狀交付、

假放釋執行

だ、決して犬死させてはならない。我々 今戰地に送る、山田君は我々の代表なの は深刻な自己清算の日だつた。山田君を は山田君の爲に、 六月二十日!此の日こそ私達にとつて 心から銃後の守りにつ

全員肅然と襟を正す。

同夜は濟世會保護

一泊せしむ。

明くれば二十一日愈々出發當日、稀に

收容者の熟誠に動かされて許

の理由を訓諭す。歔欷の聲隨所に起り、

上つた。尚當時の狀況及他受刑者に及ぼ した影響等左記に讚まれたし。 應召軍人を送るの記

山田廣太郎(假名)充員召集合状に接 即日假釋放方を上申し、同廿日許可

下關刑務支所長

起訴せられ、 子商に勤め、此處で物品購入の際、詐欺 を家業として勉勵した。其後大阪市に出 仲買店に奉公するやらになってから、 期に入る頃までは農業と高野豆腐製造業 母に生別して祖父母の手に育つた。青年 しいけなくなつたらしい。大連に渡り菓 て食堂を營む叔父の許で働いたり、株式 篠山聯隊に入營、銃劍術が得意で上等兵 にまでなつたのだ。廣太郎君は幼時實父 備役歩兵上等兵だ。大正十二年兵として 山田廣太郎君は今年三十七歳になる後 歸國後求職中再び同罪を犯し 二十七歳の時初犯を神戸刑 少 T

く事を誓ふ。

競技運動

浦和刑務支所

免業日總集教誨終了後、構內鹿島神社境 者の競技運動會を開催す。 心氣を明朗ならしめるため、第一、二級 内に於て、 浦和刑務支所に於ては、七月十七日 特に受刑者の身體を鍛錬し、 現下の時局益々重大ならんと

行刑教化に、絶大の效果を収め得たり。 し得て、 れての組合せ一番勝負に引續き、 同、何れも元氣頗る旺盛裡に、東西に分 次の如き感想文をものせり。 下の受刑者としての責任の重大なるを、 勝負相撲の妙技に、十二分に心身を鍛錬 し一路更生に邁進すべきことを痛感し、 認識し居りたる際とて、一層心身を鍛錬 了するところありたり、平素、非常時局 午前九時既に用意萬端整ひ、 本日の催につき、某受刑者は大要 所長の閉會の辭と共に、無事終 受刑者 五人拔

折にも不拘、遠く金澤、

富山、

福井の北

教誨師小笠正義氏の戦地状況の報告を願

運動會の感想

000番

御座いません。甲高い柏子の音、梢を渡 ……四年に垂んとする永い受刑生活に於 りな呼出。「健康報國一此の銃後感が激 麗かな七月の陽光の下、 る風の音、 て、今日ほど明るい感じを持ち得た事は しく私の胸を打つた。 目新しく築かれた土俵。…… ユーモアたつぷ

東北會報告 宫控管內第五 囘

平支所藤內、盛岡少上野、編島支柏原、 た。出席者宮城楠原、乙山、青森二葉、 於て東北會の第五囘研究會が開催され 山形支松永、 上十氏であった。 七月廿三日午後一時卅分秋田刑務所に 秋田北條、濱田、不二井以

三、挨拶楠原宮城教務課長四、協議事項長二、會計並會務報告二葉青森教務課長 會次第は一、開會の辭濱田秋田教務課

> 課長(收容者の宗教心調査)六、閉會の辭 濱田課長の順序であった。 (別項記載) 五、研究發表柏原福鳥教務

協

會則の一部改正の件。

る故、 改正の件可決。 宮控管内司法保護事業研究會は東京司宮城刑務所 法保護事業聯盟に發展的解消をなした

一、
戦時體制下に於ける
收容者
教化に有 效適切なる方法如何。

の具體化を聞るの件。 教誨師研究會に於ける協議決議事項

各所適宜施行のことに決す の件。

事項

本會を東北司法保護事案聯盟と

本年度教絡課長合同答申案勵行。

事項は實行委員の手に移し、中央に於の決議倒れに終つたので、爾來は決議 て具體化に力めること。

四、勤式統制の件。

尚研究を要す。

六、保護委員制度實施に當り教化の任あ青森保護觀察所 る東北會員は如何なる心構へを必要と するや。

意見聽取尚研究を要す。

可決。 關する件。 東北會例會等出席會員の旅費補助に 盛岡少年刑務所

祭の状況承はり度し。 狀況聽取o 内に於ける慰靈

職員の事變戰歿者所

左記事項を兩本願寺へ 初犯者に關し勵行) 入所通知に關する件、 上申の可否 可 决、 (特に

同せしめ宗教映畫を觀覽せしむるこ 、本山の映畫班をして各刑務所を巡 青森刑務所

係に依托し巡回觀覽さしむること 宗教映畫フイルムを刑務協會映寫

懇談會を催ほして、出征教誨師へ寄書慰 間状を強送しかくて研究と懇親の會同は 行された。時恰も近來になき炎熱酷しき 後一時より名古屋刑務所會議室に於て擧 第二十八囘研究會は去る七月二十三日午 田三派教誨師の刑務教誨機關たる六七會 和氣靄々裡に薄暮散會した。(秋田報) 名古屋控訴院管内に於ける東、西、 尚次囘研究會開催地は山形に決し、 教雑誌を強行し各刑務所に配付する 名控管內六七會第二十 八囘研究會開催さる 盆會並花祭を免業日となすこと。 後 戦の第 午後一時、常任幹事名古屋刑務所常盤教 移つた。先づ名古屋刑務所教誨師朽木惠 遙拜所問題等に言及し、多年の研鑽を吐 明快なる所信を被瀝し、 義につき詳述し、 祀の研究」なる題下に、祭祀の起源、 岡崎少年刑務所教務課長宇野海師は「祭 誨に對する有益なる研究を競表し、次で 翠氏は「思想犯の教誨に就いて」と題し 移動者の報告ありて、會員の研究發表に 務課長開會の解、會務の經過報告、會員 して凱旋歸還後復職せる、福井刑務支所 露し力强い指針と多大なる感銘を與へ て各方面の研究資料と、 く、應召北支に出征し抗日支那膺懲の聖 て縱横に深刻に所信を述べ、 引續き昨夏支那事變勃發して間もな 一線に参加、最近幾多の戰功を残 敬慕謝恩即祭祀なりと

> 教狀況等一時間餘に亙りその見聞と感想 を痛感した次第である。かくして研究發 ら皇軍の辛勞を偲び時局並使命の重大性 達成への道なりと力説す、 を語り戰場と銃後の一如の生活こそ使命 の辛苦、城内守備、宣撫工作の苦心、宗 ひたるに快諾し「戦場より歸りて」と題 長となり左の如く協議を繼續す。 表を終り、 して戦場生活、敗残兵の夜襲、敵地行軍 直ちに協議に移る常盤幹事座 一同は今更乍

ニ、「人」雜誌程度の週刊又は旬刊宗

こと。……可決。

……尚研究を要す。

ことの

……可決。

席を得て、

緊張裡に開會せられた。定刻

、宗教レコードを各刑務所へ寄贈の

陸面方と、三重、岐阜、岡崎の東海方面

との管內各教誨師並刑務教誨關係者の列

一本年度總會開催に闘する件。 名古屋山内より經過報告ありて、 金澤楠、

意

自己の體驗を通

思想犯教

坂本教誨師より開催に關する打合せあ て開催方意見一致し、 開陳あり、結局本年度總會は富山に於 大體に於て之れを引受る旨承諾 岡崎宇野等より意見の 當日出席の富山 岐阜

更に祭政の關係

二次厄研究發表に關する件。

りて後、金澤に於て一名と、福井北澤氏 常盤座長並各所教誨師より意見發表あ と都合二名研究發表することに決定。

約を改正することに決議す。 致を見たり。從て教師も加入し得る樣規 當者も當會に參加せしむることに意見一 教誨師よりの動議に依り、教務の教育擔 座長より緊急動議ある旨宣し、岡崎宇野

精神總動員下に於ける受刑者の教化對 策に就いて。

所に至り、所員の篤切なる案内にて隈 七月二日新築落成開廳せる名古屋拘置 り、一同刑務所の乘用バスにて、去る を終り、河邊所長の特別なる配意によ 務課長の閉會の辭を以て、眞摯なる會 十分各自研究し置くこととし、常盤教 驚歎の磬を發した。 いだ苦心の建築だけに、其近代的清新 所の參觀の豫定なるを以て、尚次囘迄 已に一時間餘に及び、且つ名古屋拘置 **發表ありしが、所定時間を過ぐること** 會員一同より各々熱心隔意なき意見の 常盤座長より提案理由説明ありて後、 助なる構造、諸種の施設完備せるに し、流石河邊所長が心血を注

> 午後六時半同所を辭し、 時節柄簡單な

製作品展覽即賣會

沖繩刑務所

な一夜が明けた。幸にも風は止んだが、 日前から炎天續きで、「此の調子なら即 月九月は有名な颱風の期節である。四五 常夏の平和郷沖縄の一年中で、二月八 々に裂けてゐる芭蕉の葉に

瞼に浮び、思はず輕い吐息が出た。不安 てこの天氣、用意萬端整へられた會場が 激しく窓硝子を打つ。開催を明日に控へ 風がそろくし舞ひ始めた。雨と風とが 七月三十日の夕方から急に雲行きが險悪 になつて、夜の八時頃から愈々名物の颱 云ふ係員一同の期待に背いて、開催前日 賣會は大丈夫好天氣に惠まれさうだ」と

澤、富山、福井、岡崎等新顏の命員多 る晩餐を共にして散會。當日は何分金 有意義なる會合であつた。 りしだけ、親睦萬般幾多の效果を收

は、大粒の雨が砕け散つてゐる。

門前に押し掛けて、門の兩側にズラリと 眞正銘のお客さん許りらしい。 中年の男女で、素見半分の客はなく、正 並んで垣を作つて居る。お客さんは大概 時の間にか案の設、幌を被つた人力車が 淋しく立つてゐる。不圖氣がつくと、何 打續く雨に曝されて、筆の跡も空しく、 前には朱墨交々に大書された大看板が、 開催の時刻はやがて來た。刑務所の門

特が良い。 景氣よく買つて吳れる人もあつて實に氣 良く調べもしないで「此を頂きます」と 感じがする。 中には既に茶棚、簞笥、火鉢、應接机等 で注文品でも受け取りに來た人達の様な の高價品は殆んど賣切れの有様で、まる ば賈約濟みの赤札が貼られて居る。午前 二時間も經たぬ間に家具部の方では半 中には百三十圓もの簞笥を

に轉手古舞ひ・ 階上の漆器部ではと、包装部を見れ 五人もの大の男の包裝係が紙と紐と 汗だくで息つく暇

に應じ、 器部のこの日の賣上高は二千圓を突破 錦の茶櫃、重箱、 花臺、變り塗りのビール盆、銘々皿、堆 ので、 から二、三十銭の小物類に至るまで、 の向上に非常な注意を拂つてゐられる子。當所では今の所長が琉球漆器の眞 上々首尾に午後五時第一日を終了 實に即賣會創始以來有數の成績を牧 へと包裝場へ送られる。 其の實質も外裝も專ら時代の要求 意匠を凝らしてゐる爲、螺鈿の 膳 物類に至るまで、次 家具部、 漆

から、 通りに注文して歸る人もあれば、 部の方では大部分賣切れの好成績を示し て、さながら門前市を成すの觀だ。家具 ヒタと門前に引き寄せられる様に集つ 午前の中は客足が少い。處が午後一時頃 八時頃からは近來に珍らしい土砂降りで て歸る人もある。全く昨日と同じく正味 に廻つて残つた中から目ぼしいのを買つ てゐるの 第二日は昨日からの雨が止まぬ斗りか 相變らずの雨の中を人力車がヒタ で、仕方なく注文引受所で望み 漆器部

> らず、 加へて、 閉會、 は兩方で八百圓を突破して、二日間の總のお客ばかりである。第二日目の賣上高 額は二千八百五十圓に達し、非常時局に て無事終了した。 所長より慰勞の挨拶と訓示があつ 豫想外の好成績を收め、午後五時 天候に惠まれなかつたのにも拘

徹宵 空演 習

館 刑

日迄の 燈火管制となる。斷續的に空襲あり、 せられてゐた。斯くて夜に入り物々しき 兵其の他が、敵機空襲下の状勢下に映寫 する。午後二時より巡囘映畫五人の斥候 高分團等と連繫を保ち電話機の前に緊張 警備に就く、村田警報班は防空本部及字 て指揮をとり鶴羽警護班は構内外要所の につく。佐藤團長は、防護團本部に於 演習第二日八月十日は未明より全員部署 三度目の防空演習が八月九日より十二 盛夏の北海全地區に渉り事變發生以來 四日間に亙り施行せられた。

然、夜牛の午前二時空襲警報は俄然發せ が刑務所防護團は徹夜警備を怠らず、 報に接し、 管制の完璧を期したれば、曉に至るも遂 空を覆ふて星影一つ見えず、 は勇躍部署に就く、當夜は幸ひにも密雲 られた。スハ敵襲と、 爆擊機襲來、 所隣接地)方面に襲來の處あり」との警 が仰ぎ見られるに至つたが、果して同二 に當地上空に敵機影を發見し得ず。八月 **焼夷弾も其の性能を發揮し得ずの手押ボンプの應接に依つて、** かりに緊張し部署に就くや、間も無く敵 の色を見せつ」ありし全員も、 十分防空本部より「敵機大森海岸(刑務 した。斯くて其の夜の午後十二時に至つ の目醒しき活躍と、刑務所防火班の唯一 き執拗に空襲し來り、 射に遇ひ、約十分にして飛去つた。引續 一日午前九時頃よりすがくしき蒼穹 に焼夷彈を投下したるも、 二日間に逃る警備に聊か疲勞 地上部隊の勇猛果敢なる猛 時を移さず各係班 當所官舎地帶ニケ 得ずして鎮火 地上亦燈火 家庭防護團 スハとば さしもの 果

最近五年間刑事被告人及被疑者入所調 (沼津刑務支所)

小さき統計

沼津支所

一、當支所は主として、靜岡地方裁判所以下調査表に對する説明 の羅列に終りましたことを遺憾に思ひま した收穫もなく、 と思ひまして、調査して見ましたが、大 る刑事被告人及被疑者を拘禁して居り 沼津支部及沼津區裁判所の管轄に屬す 其の土地の管轄としては、 入所者の罪名計數のみ

地方的特殊犯罪の動向を知る參考にも

|郡の大部分であります。沼津支部の||熟海の二市及駿東、田方、富士、賀茂

及交 則E 有害 物 價偶 二 币其暴選森略住放驗 力行為等取締 證書 陽 學林 宏印 信章 造傳 n 喝 体带 罪 七五 八三七五七 二四一七六五八 五 七一六三四十十三九三三五一二五 三七四十七 五一二四二四六十五六三七三五六四七 合 七一二三五一五四五三三七五三一二六四八二九一九三一五三九六二二二 四八八八 計 平均人 二〇四一八一四八五〇六二四七

一、一筒年間の入所者合計に於て、 果と見られます。 が、この中には突襲事件の騒擾罪が一 となり、二倍以上になつて居ります 八年は僅かに一九八人でありますが、 調査人員には這入つて居りません。 ける者もありますので、これ等の者は 和九年には急激に増加して四三五人 一人、瀆職罪の四五人がみ所した結 致しません。又不拘禁の儘裁判を受 で刑の確定した者は、直接静岡刑務 ありまして、此内吉原、下田 へ護送されますので、當方所には人 此內吉原、 の兩區裁判所 昭和

事由も競見いたしませんが、3丁は、大同小異でありまして特記すべき に入りまし 學違反の 入所者があ て四四四人に増加し、一

> 以上三百五十人以下の間を往復して居 除きますれば、一箇年間に大體三百人 ることがわかります。 二年迄は特殊の人所者(突發犯罪) して見ますると、 昭和九年より昭和十 を

は、入所人員の割べ とは、 めて居ることは、デリモを首位を占額流は何れの刑務所に於ても首位を占 の一番多いのは、霧盗の四八八人、次 、五箇年間を通じまして、特種事件の 一人、賭博の一〇六人、其他の順序では詐欺及恐喝の三三五人、横領の一二 なす何物かが存在してゐるのではなか ありますが、略取誘拐の五一人は當地一人、賭博の一〇六人、其他の順序で でありますが、営地方に於きまして 或は地方的に此種犯罪の近因を 横領及略取誘拐の犯罪が多いこ 台に又断博、詐欺、

> で、此種の犯罪が他所に比し多いでは隨所に賭場が開帳せらるる様な狀況 ないかと思はれます。 横領と云ふ様な犯罪は

欺又は竊盗を働く者が少くありませ はこれ等の行樂地に出沒して、巧に詐 避暑に適し、 又は遊蕩などの末、金銭に窮し終に失 遊覽行樂の土地があり、從て種々雜多 あります。沿津附近は氣候溫和で避寒 敗するものが大部分を占めて居る様で 云ふ迄もなく、結局身分不相應の生活 人間が入り込む關係上、前科者など を及ぼして居ることが首背され 畢竟地理的環境が犯罪にも相當影 將た又溫泉福や料理店待合等で、 の中も省ず遊蕩の結果、 修善寺其他の所謂溫泉地帶又は 浅墓にも詐欺、恐喝、横領 犯罪に陷る輩が多いこと 且つ附近に箱根、熱海、

又は遊覽行樂地帶を控へて居る所の特 有の産物と云ふ樣な感じが致します。 前にも申しました樣な土地には 喫茶 店、飲食店、待合、料理店、藝妓置屋 選等が軒を並べて居り、從て其營業に 要する婦人の要求が非常に多い結果、 容易く甘言を以て乗ぜらるる者は少く ないのであります。

四、最後に附言いたし度いと存じます。 は矢張事變が愈長期戰に入り、非常時 して、著しく減少して居ります。これ 年に入りまして上半期の入所者を調査 數は漸減の道程を辿つて居る傾向があ 昨年支那事變勃發以來、一般の犯罪件 して見ましたが、其人員一三〇名であ 向が少しも見えませんでした。併し本 ては昭和十二年末までは、そうした傾 り、殊に東北以北は著しき現象を呈し に對する認識が全國民に徹底し、 て居るさらでありますが、 面軍事工業の勃與した關係上、 昨年の同期間の二四一人に比較 當地方に於 就職難 叉一

> が緩和された一證左ではないかと思は が緩和された一證左ではないかと思は

貯金制度の設定を望む

富山支所

北野竹太郎

犯罪者に在りては、貯蓄の觀念を有するもの少なく、受刑中に於て戴きたる貴 重な賞與金を釋放後日ならずして遊興に 重な賞與金を釋放後日ならずして遊興に が犯罪の原因となるものすら多きは、貯 蓄の認識を缺きたる結果に外ならないの である。

日支事變以來、全國刑務所受刑者間に とない、又休日に作業を出願し、之れ によつて得たる賃金の全部を、國家に献 をする等、假令身は受刑中と雖も銃後の 金する等、假令身は受刑中と雖も銃後の 金する等、假令身は受刑中と雖も銃後の 金する等、假令身は受刑中と雖も銃後の

を設け、 るのであるから、貯蓄週間の好機會を利 間實施の精神を充分認識せしむると共 と興味を感ずるに至るものと思料せらる なり、之が基礎となりて弦に貯金の必要 るに於ては、数化上稗盆する處大なるは むると同時に、貯蓄心の培養に努めしむ 計算高の多寡に由り、一割以上三割以下 金は自辨物品の購入を節約する等、各自 間の實施に當り、一般受刑者に對し、 を以て、時恰も六月二十一日より貯蓄週 局の重大性に鑑み、國債消化を計る目的 成したるが如きは機宜の處遇として、 の賞與金を据置貯金と爲さしむるの制度 受刑者に及ぼし、毎月計算する作業賞與 に、銃後國民の一員としての義務を廣く せられたるの感なきに非ざるも、愈々戦 當效果を修めたるも、爾後聊か等閉に附 簡易保險加入の恩典を設け、貯蓄心を養 號通牒を以て、受刑者の特定の者に對し 襲に大正十五年七月、行甲第一一六四 不知不識の間に纏りたる貯金とも 以て國家總動員の精神に添はし

___ IIO ___

用し、簡易保 險 設定の主旨に準據し速 あい本制度の實施を切望する 所以 で あ

泊込作業場の一日

函 館 船樹忠雄

午前四時起床。峽谷に残された夜の薄暗さはあるけれども、山々の峰はもらすつかり朝の色となつてゐる。職員は変互に二間と離れてゐない山崎川の淸流へ口をすゝぎに行く。冷めたい水だ。淸淨な夜の空氣に淸められた水の觸感に、寢不足の憂鬱もケシ飛んで五體は思はず緊張足の憂鬱もケシ飛んで五體は思はず緊張との憂鬱もケシ飛んで五體は思はず緊張との憂鬱もケシ飛んで五體は思はず緊張との憂鬱もケシ飛んで五體は思はず緊張との情景だ。

実不足の瞳に 一般別と山女跳ね 中前四時三十分。早くも朝食を終つた を終了し、隊伍を正しつ、漸次虎杖茂る を終了し、隊伍を正しつ、漸次虎杖茂る を終了し、隊伍を正しつ、漸次虎杖茂る

此處は渡島半島の南端木古内驛を去る門上の地點。作業は○○上重大使命を一半中の地點。作業は○○上重大使命をでいる鐵道建設工事。就業人員平均八○名職員八名の大家族だ。

一夜の熟睡にすつかり前日の疲勞を取り戻した收容者は就業の號令一下何の躊躇も無く今日一日の勞働の渦卷の中に其の全身を投げ込んで了ふのだ。

待たる」のは間食と晝食だ。實に勞働 もさる事乍ら彼等の食慾も亦 素 晴ら し れて來るのだ。赤銅色に輝く其の肉體こ そ更生への資産であり、社會復歸への良 き土産でなければならぬ。

見よ!高さ二・五米に築かれて行く蜿蜒長蛇の如き突堤を、これこそ彼等の健・大力の結晶なのだ。まと力の結晶なのだ。

対熱の太陽の下、流汗淋漓、一切の邪念 は拭ひ去られ高揚された勞働意識の活潑

此の自主的勞働と協調融和の美風は、 「性」殊に日友事變に於て」を「人」に依 性」殊に日友事變に於て」を「人」に依 性」殊に日友事變に於て」を「人」に依 性」の一方のた彼等の認識が呼びかけてゐる事を見 で知り、教誨に於て」を「人」に依

休憩時ともなれば滿山の蟬時雨に聽き 入り乍ら其の一と時の憩こそ働ける者に とつて又となき慰安であらう。 寝て瞑想に耽ける者、流れに澤蟹を捕ふ る者等々其處に限りなき童心の發露を見 るのである。げに自然は人間を美化し淨

しんだ幼ない日の追憶と、懐しい母の姿 ひをいて居りますと、故郷の山河に親 一收容者は「斯らして蟹と戯れ、蟬の

化して止まない。

が瞑想の瞼に浮びます」としみじみと訴 へた事がある。さもあらうさもあらう。 草に寢で瞑想深し初夏の風

足も職員の足も流石に重い。宿舍に着く 暮色が迫り峰にかくつた月が細い。 頃暮るゝに早い山峽の山々の裳には已に に殘して現場を引き上げて行く收容者の 午後五時。罷業人員點檢の反響を山峽

きり早や夢路を辿る者、書籍に見入る 日の務めに滿足し、長々と五體を布團の 人間としての心安さを感ずる事であら 上に延ばす時、身は囹圄に在るとは云へ 檢身夕食入浴のあはたぶしさも一とし レコードの演奏に聴入る者何れも一

安らかな心銃後の明日を凝る 虎丸のレコード夢の中で聴き

勤務に就く職員の勞苦も一通りではな 不完全な此の宿舍、 い。物的戒護の絶無な作業現場、設備の に俟たなければならない。 豊間の疲勢を癒す暇もなく交互の夜間 全く人的戒護の完璧 衆情は平靜だ

> そ我等の使命なのだ。 泊込作業有終の美の爲には不斷の努力こ と自己滿足に陶醉してはならないのだ。

なり打合せとなり明日の務めへの良き資 料となるのである。 作業上の事、和やかな裡に意見の交換と て今日の話題に花が咲く、 ほの暗いランプの下に部長を中心とし 戒護上の事、

戦陣便り五篇

滄州 一番乗り

〇〇部隊

H

th:

Æ.

夫

友大阪刑務所の三重野看守長に寄せられ その壯烈さが偲ばれる。 た戦陣通信の一節であるが、寸簡の間に 左はもと北區支所の田中上等兵が、 僚

待の萬分の一の手柄をたてることが出來 月二十三日の滄州攻撃には、皆様の御期 た○○の警備に任じて居ります、去る九 (前略) 私は今〇〇へ八十里、占領し

> 下さい。 ふ、決死隊長を命ぜられました。お喜び 引率して敵の鐵條網破壞の重任を背負 になりました。私は此名譽ある決死除志 ば、どうしても敵前突破は出來ないこと 五十米突にある鐵條網を破壊せなけれ 〇〇部隊と共に夜襲決行となりました。 隊〇〇名は二組に分れ、二十三日夜十時 落しません。〇〇部隊に配屬された我〇 出來ません、第一、第二、第三線と散兵 願を許されたばかりでなく、 夜も更けて、 によって皇軍を惱まして敵陣は容易に陷 壕、水壕、鐵條網、トーチカ等々障碍物 略を御通知申上ます。此攻撃は敵の第 線約三萬人、支那軍とて却々頑強で油断 ました、御恥かしい次第ですが狀況の ○○と言ふところで、敵前 部下〇名を

> > ___ II2 ___

陣は近し、しかしながら重大任務を完成 覗ふのです。其間敵は我等を決死隊と知 つてか、集中射撃を浴びせるのです。敵 を、或は伏し、或は小走りして、敵狀を 空には星一つなく、眞暗な高梁畑の中

を破壊することが出來ました。敵が死守 込んだ、進め、進め、と勵ましながら豫 を破壊せなければ、 網だ、これまで來れば大丈夫、此鐵條網 指す敵の鐵條網に辿りつきました。鐵條 掌しながら、 て用意の圓起一個で、見事强硬な鐵條網 絶對不可能だ……ザブン、と水壕に躍り は胸部に貫通銃創を受けて其場に、勇ま く日童旗は掲げられましたのでありま 線までも突破 に進め!と叫ぶ戦友に勇氣百倍し心で合 しい戦死を遂げました。俺にはかまはず 野郎!とばかり突進した時、部下の一人 と誓つた私共です。戰死は既に覺悟の前 動かしてする一齊砲撃に、滄州城頭高 たる堅固な、 るまでは、決して一酸も酸砲するな、 小銃、 砲彈の炸裂する中を進み、目 L 蛙の樣に地に這ひ、土に伏 第一、第二、 我〇砲〇〇が大地を搖 〇〇部隊の總攻撃は 第三、第四

陣中にて

〇〇部隊 森 H 增 嘉

酱 記事を見て誠に心强く深く感動され候 全國刑務所總動員で作案時間を延長軍需 健勝に渉らせられ候御事と存じ率慶賀候 收容者諸君も三伏の候狭い居房では定め 心からの改悛を誓ひ假釋放者の數は倍加 者も定めし作業に精進懲罰事犯勿論なく 皆様の御勞苦の程を偲ぶと共に現下收容 今旧慰問袋の中の新聞紙上を一見するに 滅私奉公全身全力を傾注して銃後の護り 時下暑さ日に増し相加ふる折皆樣益々御 品製作に懸命、 に完璧を期せられ居るを承るとき、特に 線に居る將兵時々の便りに内地皆樣が か此一線より御悦び申候 收容者數も漸次減少し居ることへ存じ 佚 其の成績最も優秀だとの

寒さ一入身に沁みること」想深く同情致 然し乍ら當地の暑さ寒さは内地の暑 又極寒火氣の無い居房中は の上戰闘の爲彈丸雨飛の中を晝夜を分た さ寒さより以上にて全く想像外に候 戦闘に於ては當然と覺悟致候も非衞生的 ず不眠不休を續くるは枚擧に遑なく之れ 先日中支の曠野に於て一戰闘後の小休止 陛下の御爲には生を惜しまざるが本分に 水の水を飲むは通常にて、食するに食す 糧食の追送困難にて、生米を噛りクリー 微せしことも屢々有之候 交通不便の地 大空を眺めて月光のもとに外套の露霜は 月も氷るかと思はれる寒き夜澄み切つた 角の休養時も一睡も出來ざること屢々に の支那の地南京蟲や、虱、蚊の襲來で折 て死する程なら一人なりと多くの敵を斃 るものなく、飲む水更に無く飢渴に數日 クの泥水、死體の敷知れず浮いて居る湖 かちくに氷りつき強風肌を刺して夜を るも敵に狙撃の處あるを以て焚火出來ず なく焚火するに一物なく假令焚く物を得 して死すべきだと勇を鼓し奮闘を續け候 を過すことあり、然し我將兵は 寒氣凛烈の折曠野に雨露を凌ぐに家 大元帥

會ひ語 時彼 られ此度こそは御期待に添ふべく一意誠 迄の無謀を懺悔し 文句ばかり述べて居た時のとを思ふと之 數ばかりかけて中譯ありません殊に暑い 康に大いに奮闘を誓ひ西 に別れ候 合つたのも不思議だ神助だ、今後とも健 の運命と相成り全く今日命長らへて語り 況を語り合ひ話は盡きざるも、直に別れ 熱い涙刃出てお互に過去及之迄の戦闘状 彼某は先般假釋放の恩典に浴し出所直に 况は殆ど分らない、職場に於て知人に出 とか寒いとか食事が何とか作業が何とか 召集出征と思いては感極り固く手を握り び居るも彼氏よく見れば以前何かの間違 心忠誠を盛し以て鴻恩の萬分の一なりと て始めて日本の國の難有さを痛切に感じ ひに收容されて居た某にて候 元の言葉に「私の收容中は誠に御手 り合ふは何よりの樂しみなるに、 お互に色黒く髭はボウノーと伸 と寄り來り小生の姓を呼ぶも 居ります。當地に來 内地の狀 其

> しは誠に嬉しく「よし其の氣持でお互に 生還を期せず 陛下の御爲祖國日本の國 の爲懸命に働から、次の會ふは九段だ」… の爲懸命に働から、次の會ふは九段だ」… を排して彼を依賴する爲尋ね面會致候に 中隊長非常に滿悅し次の如く語られ候 中隊長非常に滿悅し次の如く語られ候 で我よく捨身となつて衆に先んじ常に決 死的奮鬪を續け各戰鬪に拔群の功績を擧 がり居る次第に候

中夏暴支膺懲の聖職の令下るや出征、八月上旬より十月の末に亙り我中陰は北支 月上旬より十月の末に亙り我中陰は北支 の原野に於て轉職に轉職を重ね、就中津 がける攻撃戦闘に参加し此の間勇猛果敢 於ける攻撃戦闘に参加し此の間勇猛果敢 於ける攻撃戦闘に参加し此の間勇猛果敢 がける攻撃戦闘に参加し此の間勇猛果敢 がける攻撃戦闘に参加し此の間勇猛果敢 を克服して各種水路輸送に任じ以て軍の を克服して各種水路輸送に任じ以て軍の

御放念被下度候 敵前渡河等には彈丸雨飛の中を或は連日 地歸還次期作職準備中、先般又此の中支 中を勇を鼓し、上陸作業に從事二月半內 烈肌を劈く零下十數度海上一面氷結する 年頭急遽〇〇を出發直に〇〇に向ひ、凛 として輝やく一ページを割し申候 連夜飢渴に堪へ強敵を撃滅し或は北支と ○、等の攻撃及○○、○○附近揚子江の 撃を始めとし江南大運河に沿ふ〇〇、〇 に躍込み鬼神も泣く奮闘を續け戦史に燦 の特性上河川に沿ふ敵の堅壘即ち〇〇攻 通りの網の目の如き運河を東西南北に縫 同様決死隊となり萬死を賭して敵の堅壘 航轉戦に『戦激戦に激戦を重ね特に我隊 ○○より運河内に入り所謂南船北馬文字 上陸に参加し更に轉じて、同月十九日〇 じ000、0000000附近の敵前 の敵前上陸に參加し、次で揚子江岸に轉 北支より中文に轉進し〇〇〇の〇兵團 這を命ぜられ目下奮鬪を續け居候間

-- II4 ---

(筆者は休職岡山刑務所有守)

中元照市氏御便り

編輯部

×

北支到る所何十町歩も向日葵を見受けます。この向日葵の種子は乾燥したりなどして食用に供され又黄菜といふ鐵砲百合に似た形の黄色い花も、乾したりなたりして食はれます。

變る、何と異國の悪食風景でせら。煮て少々味付して食べます。處變れば品珍らしい事に、小骸子(蟬の幼虫)を

(氏は休職廣島刑務所看守)

ありのまゝを船中にて

〇〇部隊 後 藤 生

懐かしい父母の國を感激の裡に船出して、もう今日で四晝夜。なれぬ船旅それて、もう今日で四晝夜。なれぬ船旅それに昨日は風が起つて波も高く、かなりのんで波も靜かになり一同ほつと一息ついんで波も靜かになり一同ほつと一息ついて元氣な色が顔中に漲つて來た。 音に聞いた廣大な○○江を我等の船はて元氣な色が顔中に漲つて來た。

音に聞いた廣大な○○江を我等の船は すべるが如く北へ北へとさかのぼつて行 でる。さもあらう。少數の勤務者を除い では、船中のこと」てせまい室での休養 ては、船中のこと」てせまい室での休養 を餘儀なくされて赤い血の滴る元氣ざか りの武者揃ひが腕を扼して彼方の敵に心 を躍らせてゐるのだもの。

て、はしやぎ語る様は實に重心の世界そ客の何品を問はず子供に與へた玩具の様といてもまづ慰問品だ。慰問品は其の内置いてもまづ慰問品だ。慰問品は其の内

なきことに笑ひこけ、仔犬の如くもみ合 なく、邪氣もなく、詐りもなく、たわいも なるものかなり。かつては、否、つい二 のもの、様である。かく迄も子供らしく かにも氣持よくうるはしい限りである。 裡に英氣を養ひ明日に備へてゐる樣はい ひもかくやとばかりほんとに和氣調々の ひ轉び合ひさながら天國に遊ぶ童兒の集 の昔の子供心にかへり咲いて、今は慾も 官、さては口上手な商人であった皆々は かはれ育くまれてゆくのだから不思議 つしか軍人精神はいよく一固く强くつち しかもからしたなごやかな気持の裡にい り、會社の重役であり、いかめしい警察 十日程前までは家庭のよきお父さんであ 帝國軍人の美點が此所だなとうなづけ だ。子供になつかれ喜ばれしかも無敵の 一度軍服に着換へてこの方、日一日と其

大きな原動力となることを思へば限りな大な使命を擔ひ正義の敵を壊滅せしむるこの氣持この心境こそ、躍進日本の重

籍にありたるをなにかしら嬉しく思ふ。 く心强く賴母しく感ずると共に吾身の軍 (筆者は休職大分刑務支所看守)

御一同様へ 刑務所長會同

〇〇部隊 菊 地

亦銃後國民各位の一致團結熱誠溢るゝ御 る事は偏に御稜威の然らしむる所なるも 戦連勝皇國の威信を中外に宣揚せしめた の爲め暴戾なる支那軍閥と鬪ひ到る所連 東洋平和の基礎確立と世界人類福祉祈念 に加はりてより聖戰茲に十ヶ月餘皇國は前略 昨年九月大命を拜受し戰闘の一員 昨年九月大命を拜受し戦闘の一員

はざる所に御座候御ア候事小生一代の光榮にて感謝措く能御激勵の詞と毘島香取の御神符を御惠送國刑務所長會同員御一同より熟誠溢るム 同より丁重なる御厚志を辱ふし今囘又全 司 法大臣閣下並に司法官會同員御一

> を利し全國刑務官の代表の名に於て皇國し候 就ては吾等は戰の庭に列せし好機し長期戰備を策し前途遼遠なりと洞察致 敵の殲滅を期すべく、最後に皇國に生を候 元より身鴻毛より輕く○○會戰には る敵に破邪顯正の劍を振り東洋平和の礎本來の使命遂行の爲め微力なから頑迷な 享けたるを感謝し常に上 皇室の御聖庫 石となるを無上の光榮と覺悟奮戰致し居 點御安堵願上度候 を安し奉る妹誠忠の努めを盡し居候條此

私は總で何事に依らず、過去を顧ると

想して見るの必要がある。

日々に配達せらる」新聞紙の報道を見

に於ける戦績を此際よーく「回廊」し追 吾々銃後の國民として此事變の一ヶ年間

(筆者は休職樺太州務所看守)

出征將兵の 勞苦を偲びて

走 今 村 倘 貴

世上に必要な事は無いと感じる一人であ云ふ事即ち "囘顧" すると云ふ事程、處

3 の記念すべき一周年を迎へる今茲に日支事變勃發以來一 べるに當りて米一星霜!!

各其與へられたる職場を忠實に堅守する騙する出征將兵の辛勞を想ひ堅忍持久各 得ない。 か?即ち身命を君國に捧げて戰線に馳 吾々銃後の國民としての採るべき道は何今や事變は愈々長期抗戰期に入るの秋 にある。そして更に最悪の場合をも強想 決艱

け、或は屋上または水難のない高地にはも三浦忠藏看守は同所北および南でげ、安全な地帶に運んだりしたが、中げ、安全な地帶に運んだりしたが、中げ、安全な地帯に運んだりしたが、中

男一△青山清有守同町で男一△松根 友吉巳有守菊水町で女一△伊藤鎌三榮看守、菊水町で男一、兒童二△有雄看守、菊水町で男一、兒童二△有 同町で女一△大澤建造有守千鳥町で 湊川町で男一、女一△甘利重三看 一看守満水町で男二、 湊川町二丁目で女一△長谷川**義** 同町で兒童一△津川精一看守 兒童一

十日



濁流中に神戸刑務所

職員達の超人的働き

川と石井川合流の堤防が、川と石井川合流の堤防が、 防が切れて水蒿は五丈餘となった、 長の指揮で看守十四名は受刑者を指揮 めて卽製の土甕としたが、石井川の堤して、みな眞黑となつて石炭を叺に詰 五日朝來の出水に神戸刑務所は新湊 同所は濁水中に孤立した、戸田所 悲鳴と共に一婦人が門

六名を救助した、長尾俊雄看守もロープを垂らし男二人、子供一人を所内に引張り込んだが、午前十時北塀上の新引張り込んだが、午前十時北塀上の新引張り込んだが、年前十時北塀上の新れ行く人々を救ひ、かくて收容者を層してロープと、手にしてゐた鶴嘴で、流れ行く人々を救ひ、かくて收容者を腐してゐた場合、また工場で就業してゐた受四百餘名、また工場で就業してゐた受四百餘名、また工場で就業してゐた受四百餘名、また工場で就業してゐた受四百餘名、また工場で就業してゐた受四百餘名、また工場で就業してゐた受四百餘名、また工場で就業してゐた受四百餘名、また工場で就業してゐた受四百餘名、また工場で就業してゐた受」 を豫感して出勤せんとした 非番 職員に送つたのであつた。なほ五日朝危險し、翌六日殘りの百三十名を同様支所 根へ梯子をかけて渡り、 残つた塀を越え、 にしばりつけて濁流を泳く人にローブを投げ、自前を南へ流れて行く、各 所にはどうしても近づけず、 一下一絲亂れず屋根から屋根へ、 壕をめぐらしたお城のやうな刑務 橘通支所にて七百八十三名を移 熊野町から北方の高地にかけてグ て渡り、市バスに分 自らロープを腰 いで男女兒童 崩れ

ての戦線だ、辛勞の伴はざる戦争はあり然し之を深く追想し見よ、身命を賭し

領し爆撃し制空するかに見える。

次から次へと何の苦勢も無しに進軍し占

○○城頭に飜く日章旗」等々々……

る○○に於ける皇軍の萬歲」「占領せる 全に制空」或は銅版寫真を以て「占領せ 占領」「〇〇陷落」或は「〇〇室爆」「完 れば初號又は一號の大活字を以て「何々

竹の バネで金勿非堅

仙臺商工省工藝指道 所 の研究

世は琴げて代用品時代――此の潮流のパイロットとして商工省の工藝指導の所は今寧日も無い活動を續けてゐる。 今その輝かしい行蹟の一例として、仙臺の研究の一例を擧げよう。 この指導所は昭和三年の設立、主に木工、塗裝、編組、竹などを編むこと)をやつてゐる。第一部が金屬類の代用として新研究を進むれば、第二部金工、着色、鍍金の部門は材料の關係から當然新しい代用原料による可塑物から當然新しい代用原料による可塑物の場合である。

で照會 全國の業者からは喧ましく電話や手紙 なものも出來ました」「からいふこ しい指導に全力をあげてゐるのだ、 來ませらか」質問に包圍されて がくる「これはどうです」「こ

場に出ることです、代用品によつては、どさくさに低劣粗悪なものが市代用品の問題で一番心配してゐるの

所員の抱負は

文化が低下するのはもつてのほかで、鐵を使はなくてもそれ以上のものを作らねば意味がない、代用品ではなくて新人においるやらになられどん海外に輸出されるやらになられどん海外に輸出されるやらにならればいかんでせら。

「はいかんでせら。

「代用品時代に正しい方向を示すいは、
としようと目下暑さも忘れて奮闘してるる。その展覽會は東京、大阪、名古と、新時代に拍車をかけるが、一方誤せ、新時代に拍車をかけるが、一方誤せ、新時代に拍車をかけるが、一方誤せ、新時代に拍車をかけるが、一方誤け、高い、大阪、名古と、新時代に拍車をかけるが、一方誤け、高い、大阪、名古と、新時代に拍車をかけるが、一方誤け、高い、大阪、名古と、新時代に拍車をかけるが、一方誤け、高い、大阪、名古と、新時代に拍車をかけるが、一方誤り、高い、大阪、名古と、新時代に拍車をかけるが、一方誤り、名古と、新時代に拍車をかけるが、一方誤り、高い、大阪、名古と、新時代に拍車をかけるが、一方誤が、一方誤り、一方にはない。 用加工」についての座 」についての座談會を開くこと

の口金ならぬ口木……木工時代だ、こも出來れば御婦人のコンパクト、袋物製品の代りに木製品で間にあふのは玩製品の代りに木製品で間にあふのは玩製品の代りに木製品で間にあふのは玩

れと平行して日本と支那の特産品竹が大手を振つて登場する。
特導所の代用品プログラムを見ても竹で代用されるものに杓子、スプーン、フォーク、ナイフ、カップ、椅子、スプリング、第笥の金具、卓上子、スプリング「木に竹をついで……」快い場子が出來てゐる、輸出向きや贅澤品には一部作られてゐたが、指導所ではこの際農村相手に廣くこれを考ではこの際農村相手に廣くこれを考では、スプリングの金物排撃に進むって、スプリングの金物排撃に進むって、スプリングの金物排撃に進むった。

方針
る、その他いはゆる蔓に屬するアケる、その他いはゆる蔓に屬するアケ 籐の代 カヤ等も編組の原料として立派に 用が出來るのだ。

策順應になるわけだ。 籐は印度支那方面から八十六萬三千 た蔓類でとつて代れば、それだけ國のを、竹を始め今まで捨てられてゐた

浦上刑務支所に

人事相談部新設さる

監試が刑務所と改稱され應報主義より改善主義へと、現代行刑が其根本方針を彼等收容者の改過選善に置き、好き社會人を作る事をモットーに、これに全力を傾注して居るが、更に今囘長い、行友教誨師、青木看守長主任となり、在所者の身上は勿証、其家族の身の上に迄愛の手を差し延し「思案に暮れて困つて居る方は遠慮なくお出下さげて居る。

以來續々申出があり、相談部員も出來九州では始めての試みであるが、開設からる企ては全國でも珍らしく勿論 各方面から感謝されて居る。 得る限り の方法を盡して、 解状を與へ

先日も一收容者の妻が泣くく 十二歳になる女の千と、 「主人が當所へ收容せられ から 行か歳

なくなつたから、何とかして行く様にして下さい」と依頼して來た。延原所して下さい」と依頼して來た。延原所して下さい」と依頼して來た。延原所れからは毎日の樣に通學してゐるとのれからは毎日の樣に通學してゐるとのれからは毎日の樣に通學してゐるとの本で居る。

殊に今次の日支事變の影響により、これも相談部の努力により、大方で二の足を踏む様な事がの二字に災されて、折角の就職先があの二字に災されて、折角の就職先があの二字に災されて、折角の就職先がある。大方で二の足を踏む様な事があったが、これも相談部の努力により、 附近の軍需工場等に就職し、好成績をあつたが、これも相談部の努力により げてゐる。

の最大目 んで居るとの事であるに一石二鳥の良策と、 こうして職業にありつく事 居るとの事である。 一島の良養・、・・ともなり、正目的たる再犯防止ともなり、正 、當局も非常に喜 防止ともなり、正

警官に禁酒禁煙デ

長崎日日

職時下々省略時代々に掉さして警視 歴が

「会」を を 強制貯金させることになつた。 対の管下一萬二千癸官に對し通牒を 初め管下一萬二千癸官に對し通牒を 以て嚴命したが、掛け聲ばかりで未 だ十分徹底してゐないところから、 禁酒、禁煙に依つて、非常時意識を 生み出さらといふので 生み出さらといふので 生み出さらといふので 行する。 ために、 代表で宣誓文を朗讃する。 し、宮城遙拜の後、增原警務課長が察署代表が參集して宣誓式 を 擧行第一日の十八日には朝八時各課各警 増原學務課長談「いろく」苦痛に思 ふ者もあらうが、 が今度の禁煙デーを機會に喫煙をよはならん、僕の如きは大の愛煙家だ これ位のことは忍ばなくて 僕の 如きは大の愛煙家だ 長期戦に對應する

さうと思つてゐる」。 讀賣七月十 五. H



海 外 異 聞

0 る試み 親子血 緣關係 を血 で判別 す

決が明能の る試地よ技澁關末難 に、しで存この蝦裁得、在の 光判る單を血 を官にに積液 齋を過親極檢 す惱ぎ子的查 もまな血に到 のすい線器別 たと数でなる判別は一個である。 とこ消關明法 見の極係すは ら種的のる親 利定は最も 対定は最も 対応で初めの 対応で初めの がそのがそのか を が、その判決に で がのがそのか が、その がのがそのか が、その が、その が、との が との が 、との が との が れのな不こ子 ではなったとは線 るののを不關 ○解だ證可係 あて實に省に族終困

> とは從Mかもつ三即にMつ型Mのて種ち なNてに型だ親に血 る型子限にが子分液のわかがら屬いのちの るな母型は兩係藻型、 N M はのの存 れ M はのの存 ばNあ子血否組型

0

な法の道象のる否つ曜操妙事動る 校要諭則手にのて校を日に

三父

冭 違反 者に 特 别 0 日 曜 學

こつ學と曜間で、こ 結自動に命に遠こと果動

、か型るよの のはもつ支像つアやたあこをネたが禮とニスだ内べた拂畫くマま足んとつッ。 をこ 1 ・ハ ら證 ネがはにり ヅるのなでけト事結拂ろと ベリ あるとことでは不 0

肖像が

T

な

L

沙

の平

一均百人

か

6

0

聽

講生

?

から

名 締 流 0) 自 動

つ腹 たを ○抱 ~ て笑ひな から 出 行つ

しまて、

0 丰 ル 1 0 一妃が

訴と セポ最イが十 カてそますも人ですっへ書様つ今一イニ後十刑六一 トくのせ、中のあ、ル、き私き暫おシーの六の世七 リれ時う私し子り王イ後出はりく慕ヨ伯書世ニッるは:が上供た妃十事し非しではン爵翰の三 のル 三年斷頭臺の露と消えたルイ三年斷頭臺の露と消えたルイニ中間前、同じ字内に居たルの姉エリザベスに書き送つたいを起してある。 はしいお姉上様、私の生命はした意識を持つてゐる時と同した意識を持つてゐる時と同した意識を持つてゐる時と同した意識を持つてゐる時と同じを起して最後まで立が一番はして、次の如く自己の無實をが死んだら子供達と一緒に私も無質をなったらうございます。 けれども三はあなたは子供達と一緒にとして最後まで立派な態度ないます。 はあなたは子供達とですが一番はいまった。 か死んだら子供達と一緒にあるでせられ……私は私の宗旨をはあなたは子供達と一緒にあるでせられ……私は私の宗旨をはあなたは子供達と一緒にあるでせられ……私は私の宗旨をはあるでせらればなる。

0

新

手

.

笑

3.

强

値そとま處ん 0 世ぶみされてゐるとのと信じて比の手紙は時便と信じて居ります」と信じて居ります」と何でお祈りし私の犯したでゆけるかわかりま 珍 離婚 訟 . 秀才は な許してくれるというません、私はい の價 こ三と萬 五千ドル るし此

Da

明待訴ロリ は理判夫オウオ の由所人ル 如はにかタ く一離ら 設虐婚っ

米國評論界の第一人者ウリップマン氏が最近フェイリップマン氏が最近フェイリップマン氏が最近フェイリップマン氏が最近フェイリップマンは頭膜の間にあつても彼はそれなのにあつても彼はそれなのにあつても彼はそれなのにあつても彼はそれなのにあつても彼はそれなのにあつても彼はそれなのにあったがあると得意のとを痛感したのです。はなったがどんなに知るのです。はなったのです。はなったのです。はなったがどんなに知るのです。はなったがどんなに知るとなったがどんないのです。はなったがどんないのです。 に結れり鋭をのので彼詞閉 樂階やにするですのを自すが 動力を かすと頭きめでが 知るいのでるで 、いのであるで れなふ切私のあ私家た自るまらこれにでるに庭も在程

にれだひは二這人いまのあっ

二た店れ可二つお人カ

一人の男は賣上げ二百 弗 を 攫つたゲラゲラ笑つて見てある酒場へ、或日二ので来た、主人もそれに釣られているがらピストルを突出したもの店の者も、何が何やらわからずこれながらピストルを突出したものたゲラゲラ笑つて見て ゐる うちたゲラゲラデラ とても堪らぬやらに笑れながらピストルを突出したものたがラゲラデラと大笑ひしながられている。

つちこの笑男でら二と

--- 121 ----

--- I 20 ----

し畫氣へ張弗きガみあた嬢で自ガし裁で肖アのて伯取りつの叫ニたり、はる分ニて判居像ン花

るにりウて價ん」いま髪公たの「最沙なをド形

濱 八 大 臺 濱 松 子 阪 北 松 阪北松 ○○○○○○○○
鈴紫田豐大

木村中峯川

寬治覺堂畔

蘆

彼

四

濱濱濱濱名古

壯線青靜秀薰

平風涯雲岳州

= 山栗山大有通 口田田上賀木

東濱名東京松屋京 ○ 山望梶 澁 下月田谷

流秀東曉 芳峯崖山

靜字 岡旭 名三福神 古 岡刑 崎川屋 重岡戶 五

題

二囘成績發表

60

印は常選

山小華南青中中飯 木山村村 本川 金翁 清雲勢靜清 花鶴陽峯山風峰司

青米神旅 朝 哈蒂開八沼尾濱八 茶子戶順 州 州 濱岡城子津道松子

東東名古 東東東東 = 京京屋

級

○○小澁梶

竹谷田

章曉東 吾山崖

京京京京 北御石菅

○○○○○ 梅 鶴堂陽軒

四

靜名八臺靜東德德德 古王 岡屋子北岡京島島島 朝青米宮 五. 森子城

0000 雲森岩熊 岳天崎谷 坊堂壽郎

刑北畸岡

山青紫永宮江春思如 本木村松本原 凡 金雲敏遙安鹿 花山治山海吉水人水

臺 朝岡廣德名東東 古 古 京 旅 北 州 崎島島屋京京 條 尾 道

豐大近字鶴梶山桐 坪藤野 田下原 秀應 東流陽 室華峯之峯崖芳峯

朝名八岡 岩古王 崎

南 園 成 何 髙 20 10 方 聞

> 峯 原 流

挡 3

半紙 課 題

二級、へ曉山君、謹嚴の作用筆甚だ佳、 △東崖君、結體謹密なるも貴品に乏し 三級、△薫州君、暢快骨力に乏しきを惜 しむ、△秀岳君、眞面目なる作、點字 の終筆上りたる爲沈着なし。 一級、△蘆畔君、用筆結構共に妙頗る眞 剣の作、△豐堂君、溫雅、落款妙。 △敏治君、眞面目にて好感をもてる作 もう一步進むと沙境に至らん。△寛君、體整ひたり筆力充分ならず。△清 司君、上品の作氣力に乏し。△靜峯君、 慎重の作、書暉字結體に注意せられた い。 △自秀君、章法に一考を要す。 △ 常春君、筆意に乏し。 △ 時 本語の作氣力に乏し。 △ 時 本語の作氣力に乏し。 △ 時 本語の作氣力に乏し。 △ 時 本語、 章原なるも運筆方と選い。 △ 自秀君、 章法に一考を要す。

審査に當つて、前囘よりも出品者が増加して來たことは嬉しかつた。成績はその時の出來ばへによつて違ふものであるから、成績に拘泥せずにどしく、出品して戴きたい。 ところが課題、隨意と二枚應暴して來た人もあつたこと」、第一囘の締切後到着した分とを合せて、隨意の成績を取つた。次囘からは半紙の部は課題隨意二枚應募していたゞきたい。

二級、△東崖君、輕妙。△曉山君、峻勁。 三級、△柳翠君、古樸原本の意をよく得 たり。△東堂君、歐法愈々妙 つてゐる。△峯堂君、殿模些小書は氣 つてゐる。△峯堂君、殿模些小書は氣 字大なるを貴ぶ。△翁鶴君、良く纒 の作。△春水君、輕快。 たるも筆意に乏しきを惜む。△天堂 君、獲硬。△雲岳坊、字々右上りのく せあり。△嘉一君、唐詩二首楷書の方 佳妙。

--- I22 ---

でありた、 作なるももうちと謹密

たい。流暢 の畔

うの 娘は 金 もた者天ではふ將三 。歌作子。前付以の多け皇はそ瀬軍朝大 、上とくての説の耀、に伴 1 れは全とと逸 名高のすのね時が子の中仕の 主篇の作品をそのとはこの位にして逃することができ のあたい加そ諸が葉進師厚明、り作やへの兄、集んかか、

稼の

憩ひをる毒消賣の背は汗じ

8

出手の

選 -) 三五

募 每 集月 刑 政

歌 壇

雜詠

ろよる

田

思

死ぬ時も

も共にと約

しから

戦地の暑熱偲びつ

の暑熱偲びつく耕がやすわれば小 菅

柏 一峰 勝

坑底に人らはげん

ぎにけり勇ましくキタイ

な日

田の面ゆたかに水張りて梅雨の夕映らすれる庭苔に虎耳草は白き花をたもて、岩古屋、高名古屋、高いはげしくあへぐとき山はひそけし今日の夕、青森青森・高湾にけり勇ましくキタイスカヤの日の本の一路にけり勇ましくキタイスカヤの日の本の一路ではげしくあへぐとき山はひそけし今日の夕、高いではいい。

よだ覺

do

000

キヤ

ıl:

みて

キつ

らすれ行 の本の兵 0) 紀 明 靖 陽 關 子 村 秋

む松蟬高元も元

用締當 紙切季 ガ +每 一月 英三首

逼 堂拳 思 (同) 陽 華 (同) 軒梅森(设~) 州荒木流(裁二) 山鳴谷选 (級二) 堂 攀 煜 (同) 畔愿川大(級四) 書 書タ 書 秀自磯目 (同) 葉 嫩 (同) **電影** 文日 川三ノ八三一高橋白鷗先 送先「東京市品川 半紙課題、 は十月號に發表の豫定。 て各一枚應募出來ます。 編輯部より 投稿は一切返送致さず 杉 浦 圖 隨意、 瑞 筆 次の課題 飜 區內品 一人に 刻

つ作詩五、たるで、 鼎呂 30 もや頭六む へは 1: 6 '旋歌十一 は分 1: 子 ところ 、後頭は あじ 富 二を短類 歌 を 山 0) 2 き 永久 0 . 殊代歌六首い歌し 13 h かれてもちずれて て、 七の音製 れを反歌と呼ぶのであるが、こ首附け加へでも知つて にそ 11 1= でゐること」共に、 言 のが十 s 'tc 1= 撰こ 赤人のは雪は 2 一短の三も ま 重 の集の首歌ではの 長いである。一般でで、一般である。一般である。 カン To 一首は 6 6 あれらるわ成 文 例 多 ら も と る 十 は と る 十 は な めて ら百長へ體 せの であっち 居 K --ら長主十れ歌と一 とし ないが三集ウは 3 Fi. しろにぞ 歌の終して る。 の変集でいる、首中カ長歌、首の変集でとる。最近、二といる。 葉 3 七 た短終

日

月落

5

し畑に芋の葉の

カン

にゆれ

飛ぶ桂

島

0

神

U

は

ある

か

なきか

1=

111

紫

〇ヶ〇佳

作

駿河なる。 の高貧が をて 天高

の ち句七 歌で 新著春三五でもに頭で あまま 日十・もに頭が 富からない。 の高嶺は りみれげる 照る月の いろり 七そ置歌る。 六七 あの す つら音 ま 田の七形代い に詩、をへふ立で五繰たの な つざく) ち '・返もは 七すの りの 0 た長歌の 言ひつぎゆかなる日の かんる日の かん 田力 ・もを短 3 七の上歌 1-立君 ので句の 立ちつか 方句構 大句構 あ との 雪は白げ 構 む 3 成即下を 反 6

12

で た紀・先陽・あ を 代•き 村•る 深 秋• 子•の君 い君 空 念 哭 感 と反を 傷 何马 加 で 1 省と な 力 いが こも 真 をは でひそめた住口さな 卒 性が 0 て ある。 居 る。 品い

さみだれ

O

滿蒙の

曠野

る。

球場は

E

000

未だ眠る

をはるかに茄子剪りてよごれ

0)

てきるるの町○町

の如

切

九

П

君

8

なが

6

巧者

な摑み

O

の多に献納せん

0

窓も

に重たき顔並びひつそり

うつと

き光は

梨

田

生

灯

た

生

次

平

義

郞

るい

T

居

土車お 海水浴 戦地な 雨晴 ス 1 0) IJ 鳴 は 11 3 0) TO30 と鉛筆けづる音にだに心苛 子〇吾。〇 と逃 OUOEO 0 眼にい 遙け 子 0) 0 に豆 語れる吾が友はまなこ輝かし 醫 吾 しい 4 止みし 囚人の顔 りてもたせたり我 カニ 蜻蛉を追 死 を知らすなと言ひ 頃智 くろん ひかくる吾子 濱の家の二階 月 0) いろ増 が幼き日母の を日母の は り の姿を見て佇ちにけり 一を見て佇ちにけり を見て佇ちにけり をを見て佇ちにけり でなせしご 高 0) 習り む朝には朝夢場に 沖め影か蓮居木り岩る草」津 きぬ 直浦 本ろ樹 功瑞 正紅 晴 白 男 闡 仁一子 春 生 馬 夢 見

8

朝夕に慕ひり 銃後護る のひ 0 〇夜 相撃つ 店にゆければ商人は わ まゐらする兄上の病い づらふ事はなけれど孤獨の我網 浪がしら 飛沫の 滴のたるるト かにときく 王の よ都 7 子心走 か 西も津が平 葛り 居 な 0 鶴 弘

ではるかに茄子剪りてよごれし足を露草に拭くりをはるかに茄子剪りてよごれし足を露草に拭くがま見る間に漲りて阿嚊叫喚のちまたに化せりたの音のよろしさにいよゝ照る目のま白き光にひともなき今宵かなたゞ梅の質の落音かもでいた。 一の多に献納せんと幼き子等は草刈りて来ぬい。 一面をはかなし刑務所の夜室に消えし蟄火一つが、一つでは、 一つの多に献納せんと幼き子等は草刈りて来ぬい。 一面を開かなたゞ梅の質の落音かもで、 一方でなりし黒雲のといまない。 一方でなり、上間で、 一方では、 一方でなり、上間で、 一方では、 一方では、 一方では、 一方でなり、 一方では、 一方 8 夜 秋 滴 蘭 路 吻 E 城

馬

白之での 言と馬りの ついを入向 たふ冷れな ところのとして手綱して手綱して に意ゐを馬 事味ると 實でとめ土 面がろそ洋

品小じ陶つかそに ののてなの乳乳を屋らしてへのは雨む味をすま川乗 でであい乳房房高ーれいゐる小小がせが向、」のり すせま赤を追追かとま心るや屋屋降かあき向の中入 がらすんせふふら一寸持とうののつへりとき姿へれ変、、坊がと子し氣、がいな戸中てるま卒は勢馬し 秋時赤でむいにめに一讀ふ强口に天天す直姿でをま で々んあばふもで詠む者の烈に取草草。に勢乘乘」 で々んあばふもて詠む者の烈に取草草
忙乳坊るかのするみせにでな立入をの しをはこうはばましている。 であるするでである。 はこでである。 はこでである。 はこでである。 はこでである。 はこでである。 はこでである。 はここでである。 はここでである。 はここでである。 はここでである。 はここでである。 はいるでは、 はいなでは、 はいなでは、 はいるでは、 はいるでは、 はいるでは、 はいるでは、 はいるでは、 はいるでは、 はいるでは、 は 一天かの香い」との句草へ日がてにの小 ののるの濛みし出屋 調香や佗々るて來解子のうしととあな鯨 が雨にい立むるい句の感鬱籠せ、日洋

涼かか

出逢

\$

謹墓祭大虫塀矢合ふ栗い晚爽爽

重路花と匂の水

舍草淡母夜水坂

同

美ら

に地見ゆ鳴」は敷るのさ

手荒のれく 重せのさ花 ·

けきてる灯外よとむと引

同

同志同小同樋同壽同い同

П

柏

葉

森苔生

子

田

黄

り花おやのはりか憂なきのろし

遊見めのえののけのけ草夜岩の

び草る舟て湖子り雲り取燈襖宿

同

のろ渡り見出いりぬ常ふ峽月が御牙夏焼り夏に田

るるしか親 母め籃をまみく は泣での物言の さきも言の葉秋 う聲入葉見で へれて現る が現の あずある まげある まず、

れ舟にや

募 每

集月

刑 政

俳 壇

> 用メ題 紙切當官每當 私月季 製十隨葉日意

ナラん

蟬蟬蜻天迎凉葉か蝙弦蝙客騙草月白夕唐女青佗話放藻 一取蛉の火舟がは輻市蝠宝蝠市見玉立 間内をかったをに やの草やや灯か派や つのや川やつ ほのやや り舞隊軒話大人夜遠やひ長に火塚に業場 たたまな金魚 見やひ長にか 下 〈 え練出劇は少の交長慮 唐に橋で塀てのだな上りりがいなり 0 なり日泡ど土ね を南長月アかやにてにち 話覆の る 手な の火すの たしゃす てかりり大浅湖ル第 居し筋泊いのきの 最 費き ち凉 折 舞日喫 る 9 か大茜ひるゆな草静」被時なけけ女よへ覆茶消か深か

口庭 深をそまけるで やも糸れ考て 出るれあくん そ車邊の春こか恨のすでとそ山山うつのだへゐも糸來のどるま坊 の中にあてぼらむ邊がはこの梔梔でれ如けらてつ龍たでもの」に

頃に微ちすれしやりこ有ろ花子子す/く適れ糸れののす婆でにばのて笑こ、種めらをのふはがのの。 に切も瀧/もで、秋せほか

學舊がち思あてな濃句れ趣暗花散

生師浮にひちる心いはたが闇はりがにん見設こま持闇闇景あの車た

今逢でえけちすがかの色り中輪るはひ來てぬ生 の寓意暗にまにの闇

立ぬまるこ

すまぼら

0すれる

おのし

の芽

かえが女

派な社

で勇

せ地ききずいの暗

れて包えている。

て細なしのくつせ作の落い表ま形でれら者忙

ち長現す容は

ていにけと糸

る離なれし離て

るのつどての落有水でも即糸つ

様がゐこきにるが風るの過意か

目にや場ぎ味な

見かすることのからなからなからなっている。

に吹ら合るが

つせ作のうつり

のはしそらま

そされかつ

こがはして

に母すてる

同親げ置ら

情をなくれ

てて仕ら赤

ここの句がいたとも

釧 函熊福滋名福宫同同同同同同小函水熊滋 路 館谷岡賀屋岡城 菅館戶谷賀

な欅雲にるくり寺かン山雨りりり客りる下店ゆなしな

小同船 三石三永船岩關筍同尾同 能 Щ 虹 船 其 晴河 風

村

吉

川

湖

舟

奈良有守長五七 看	並監獄法改正調査委員	官試補考試委員試驗委員		釧路支十級 同	岡崎少 同	五級願免 六月十七日	從七六月十五日教誨		翁任辭令
守县		行刑局長 旗事 正	行刑局長 号 · 長			帥	前		
谷县		同秋	瀧 茂	Щ	宇本	脇	法		
口 名 德 川		加	川木	田	野江	坂	性		
徳 川太 草			秀 義	脳	盛	澄	瑛		
郎		要	雄	吉	海秀	晃	壽		
同分	高	(行刑局	行 拘東	礼	(名古屋)	和	种		
_ E	3	洞 局)濱	行刑局 置京	幌	屋少	幌	态		113
勘五七月六日	開スル事務ヲ囑託ス⟨親	死亡三級七月四日	員會書記 七月二	同同	同從七	從六	同同	名古屋拘置所	. 名古屋拘置所兼名古屋
典	司解查二	看	司	同同	看教	典	同同	看教	保典
獄	法 屬	守長	法屬		守誨長師	獄補		守誨長師	11
神	榎	古		上金			落山合由		
本	本	田	744	野杉	角田	BHI	雷古	田津	
直	高	4 H 4			節		太 次		
照	義	學	_	豐濟	藏吾	郎	郎郡	吾一	00
所宮長崎	(行刑局)	支所 長	行刑局)			所 長	同同	同同同	同る古屋)

です、行く人が途中で煙草屋が置ったのでせらが極いです、浴なことへに行く人の用意周到ないです、浴なことへに行く人の用意周到ないです、浴なことへに行く人の用意周到ないです、浴なことへに行く人の用意周到ないです、浴なことへに行く人の用意周到ないです、浴なことへに行く人の用意周到ないです。 見いの諸日つゐるや 春且 出ふ木人でてる。藤甘 00 旅驚 やし人三 しなて要す煙屋釣て心ゐは。草に人 こで間甘」るで今茶 でき 8 なけつ たかくくの時 とすに茶ののせは寺 と午な實 0 のさらこのなるがさ れ喜 ばん せし時か切緒 圏加水夕滴蟬牛梅追河夕蔓棧凌朝楠雲山白かか我月打扇茂づ端り時追雨分骨雨け橋霄蟬公の暗壁ははが凉水 け 明ややや ばに花や 忌峯 にほほ庭 川き け る女崖良雲かよう 本屋良雲かよう ものた りの 5 れ鵲ら水や祠風 人暮ま かなつ浸三に凉落 くき関性しちなっている。

聲ばく!あ暑!いにはならか行マ

や見てり岩松り

夏か若けののタ

扇蔦

すって を生きをとなった。 を修しとなった。 を修し、そのは を修し、ことでせる。 です。です。を修し、ことでせる。 です。を修し、ことでは を修し、ことでは を修し、 を修し

この先

句生

はは

のを社るのる

金靜天蚊視藝蚊音蟬

をて茶佛は僅て」のそれも四か垂つ間

こるのあ月にれての

にと庭り八残てる藤

盛岡熊廣同千滋栃岡水府沼德廣長大松同同同同小新奈 岡山谷島 葉賀木崎戶中津島島崎阪江 菅 潟 良

祭な葉り肌脂凉なべ網とななり岨山な川鳥ぶ街鳥し敷

西し四んご釣れ山

夜垂る

かる手しかか下の剛かの喰と者喰京の

葛小甚錦花石山船風田草常靖ひ後北川石兼澤菅鎌柳秋 句澤 蘭ろ田 田 六 同 同 五 同 四 三 七 六 同 同 同 同 五 同 七 同 同 同 六 五 級 級 級 級 級 級 級 級

同同同同同同面同同四九七六同五同九同 八六級 級級級級 級級級級級級級級級

155

鹿兒島看守長一○級 司法制度調查委員會書記 司法屬司法制度調查委員會幹事 書記官 免本職秋田刑務所 舟本支所長兼山 兼補横手支所長 大臣官房保護課勤務 死亡五級 度調查委員會聯事 七月十六日 七月八日 П 看同同 保健技師 刑局長 長 官 榎 岡 秋 井吉原 伊 高五 邦直 郎 (八八日市 (鹿兒島) (岩國少) (浦上支) 同同行 (行刑局) (大) (川越少) (支所長) 所長手 加俸二五〇 同五同級 -葉場支所長 司法事務官 同同同同典 司兼司法 看法 張 長屬 清和壽高網勝信治伊兵 (小倉支) (富山支) (行刑局) 同同同同同 (佐賀支)

同同同同同同同同同同同同同同同日和初

同同同同同同同同同同同同同同同同同

長

同何同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同品的知数級

 同同同同同同同同同同同同同同五同同同八級

六月十五日 #

同同同同同同同同同同同同同 五 同同同同同一六

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

陞敍委任二等(各通)

奉天第一作業技士 哈爾濱作業技士 哈爾濱分監技士 鐵嶺作業技士 鄭家屯典獄佐 河高河今香幸石 島 橋原井 西田川 保 定永靜 七文 郎英光行吉夫

奉天第一看守長 伊 藤 保 彦

月給薪水七十八圓

六同同級 四同級 九級 七級 七級 八四級級 月六C 月七〇 七級 高等官三等

保健 技師 禄 授 作業技師 誨 守 守 長看 師師 手長看 安 澁 田 柴 高 山賢太 木傳太 山恭 村源二 Щ 谷 宗 庄 重 哲郎 郎 郎 力淳俊郎 雄英勇 市 (新義州) (西大門) (西大門 ()咸 (西大門 公 金釜 全 (練習所 八次務局 興 城

九同同級 光州 西大門 海州 大田 京城 元山 公州 咸興 清津

長

雄

看

鍾 Œ

(西大門)

看看

澤田瀬

淳仁鶴操明見直雄

刑 (清

京

安韓咸石

同

大荒

守

長看

陞敍委任三等(各通)

第任**看守長**六級 山

看守

毛坂兒津

田

看 長

利

龍

(法務局)

仁 新義州

同看

守

長

玉末

憲政

三雄

○釜 平

壤山川

守

阿洪相李安孔李原

春守作

公公

長看長

陞敍委任四等(各通)

三月三日

任看守長十級平壤

看

守

佐

定

善

介京

城

七月二十日

滿洲國

三月一日

新京監獄作業技士 延吉監獄典獄佐

法務局 行刑課

看

守

長

部

敬

夫

城

月 py 日

三月九日

辭職照准

錦州作業教手

Щ

П

孝

治

郎

派爲遼陽作業教手 三月二十日 月給薪水八十參圓

派爲齊々哈爾監獄作業教手 々哈爾監獄臨時傭人 月給薪水九十三圓

木

F

IE.

春

派爲新京監獄作業教手 月給薪水百圓

大

JII

辰

雄

西 田 梅 太 郎

石

橋

熊

未

奉天第一 延吉監獄作業技士 哈爾濱 齊々哈爾 承德 间 松 坪 岡倉 茂二 治郎

延吉作業教手 同同同同 渡小渡井 吳 川邊原 市寅 種文造男

相 業

____139____

---- 138 ----

子

田

派爲新京監獄典獄作業教手 月給薪水九十圓

月給薪水八十零圓

同

司法部理事官 泉

磺 田 治 郞

派充承德監獄長任八等給十三級俸

依蘭監獄典獄佐

姜

殿

派充依蘭監獄長任典獄敍薦任八等給十三級俸

派充奉天第二監獄長任典獄敍鷹三等級三級俸

四月十二日

典獄佐兼屬官 古 JII 英

兼任司法部事務官 給四給俸派充新京監獄辨事

司法部屬官 越 田 利

派充奉天第一監獄副長陞敘薦任六等給四給俸

奉天第二監獄副長 佐

惠

兼 看 守 長 金 子 武

派充哈爾濱監獄辨事

五月十三日

0

0

0

0

御 斷

4)

ゑ、未掲載の詩稿は只今先生手許に御送りしてあります 讀書に堪へられず、爲に今月も休載の餘儀なきに至りま 山先生には、最近大分御病勢衰へたるも、 から、來月あたりは先生の玉稿を得て詩欄復活の運びに 至るかとも考へられます。 した。されど日に短時間づつは讀書も御可能の模様ゆ 御投稿の諸賢はさぞ御待ちの事と思ひますが、川田雪 未だ長時間の

令 通 牒 刑政第五一 號卷

訓

(司法省會甲第二、五五八號)

費規則左ノ通定ム 待遇官吏以下外國旅費規則並二同南洋群島、 關東州、南滿洲旅

待遇官吏以下外國旅費規則

給ス キ外國旅費ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本規則ニ依リ之ヲ支 司法省所管經費支辨ニ屬スル待遇官吏以下ニ支給スベ

第二條 勅任官ノ待遇ヲ受クル者ニハ勅任官相當ノ旅費ヲ支給

其ノ官等相當ノ旅費官等ノ配當ナキ者ニハ俸給又ハ手當ノ額 二依り左ノ區分二從と旅費ヲ支給ス 奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニシテ官等ノ配當アル者ニハ

> 二月分ヲ以テ年額トスンノ者ニハ奏任官五等以上ノ者ニ支、本俸若ハ手當年額三千二百四十圓以上〈月額ノモノハ十 給スベキ額

第四條 二、前號ノ金額ニ達セザル者又ハ俸給若ハ一定ノ手當ヲ給セ ザル者ニハ奏任官六等以下ノ者ニ支給スベキ額 判任官ノ待遇ヲ受クル者ニハ判任官相當ノ旅費ヲ支給

ス但シ看守及廷丁ニ在リテハ別表甲額

第五條 囑託員ニシテ本官アル者へ退職ノ者及退職ニ準ズベキ ル官職ニ在ル者ニハ第二條乃至第四條ノ區別ニ從ヒ各待遇相 休職者ヲ除クンニハ本官相當ノ額、判任官以上ノ待遇ヲ受ク 當ノ旅費ヲ支給ス ---- 141 ----

第六條 當ヲ給スル者ニ在リテハ其ノ手當額〈年額ハ十二分ノ一、日 別二從と旅費ヲ支給ス但シ後段ノ場合爵位、 者又ハ手當ヲ給セザル者ニ在リテハ爵位、動功ニ依り左ノ區 額ハ三十日分ヲ以テ月額ト看做スンニ依リ一時手當ヲ給スル 前條ノ規定ニ該當セザル屬託員ニハ其ノ常時一定ノ手 動功ヲ併有スル

- 140 ----

等以上及功四級以上ノ者ニハ奏任官五等以上ノ者ニ支給ス等以上及功四級以上ノ者ニハ奏任官五等以上ノ者ニ支給スー、手當月額二百七十圓以上ノ者有爵者又ハ正六位以上勳五

級ノ者ニハ奏任官六等以下ノ者ニ支給スベキ額二、手當領月百五十五圓以上ノ者又ハ從六位、勳六等及功五

及功六級以下ノ者ニハ判任官ニ支給スベキ額三、手當月額五十五圓以上ノ者又ハ正七位以下、勳七等以下

四、前各條ニ該當セザル者ニハ別表甲額

「、冷計月頃五十五圓以上ノ者ニハ判任官ニ支給スペキ類P以上ノ者ニ支給ス 但シ日額ノモノハ三十日分ヲ以デ月額ト看做スペハ正六位以上勳五 第七條 工師、工手、雇員ニハ左ノ區別ニ從ヒ旅費ヲ支給ス

一、前號以外ノ者ニハ別表甲額一、給料月額五十五圓以上ノ者ニハ判任官ニ支給スベキ額

第八條 傭人ニハ左ノ區別ニ從ヒ旅費ヲ支給スニー 前盤以タノオニノ房引日客

一、自動車運轉手及機關手二、別表甲額

一、前號以外ノ者ニハ別表乙額

臨時傭人ニシテ其ノ業ニ從事シ勞銀ヲ給スル日ハ日當、宿民

別

額乙額甲 別 區 イ、運賃 / 等級ラ三階級以上ニ區分スルトキハ 二等定額 二等定額 、「運賃 / 等級ラ區分セサルトキハ下級 / 定額 ハ乗船ニ 医分スルトキハ下級 / 定額 鐵 道 賃 及 旅 船 賃 日 三田四十四 二四五十紀 當 甲地方 十二円七十餘 十五円三十餘 宿 費 乙地方 十一円九十一 八四五十分 泊 丙地方 八四五十級 五円九十分 科 食卓料 一百字。以內 一門八十一 額 甲地方 丙地方 以內以內以內以內以內 支 度 料 以高以完 甲額 移 轉 乙額 以 中 内 古 内 古 料 乙地方丙地方 死 亡 手當

當ハ之ヲ支給セズ
本文の食卓料の人の見が、
本文の食・、
のようのでは、
のまでは、
のまでは、

0

0

0

0

都度大藏大臣ト協議シテンヲ定ム 都度大藏大臣ト協議シテンヲ定ム 事情ニ依リ本規則ニ據リ第十條 本規則ニ定ナキ者又ハ特別ノ事情ニ依リ本規則ニ據リ

寒臺料金ノ支給ヲ受クル場合ニ於ケル宿泊料ハ定額ノ十分又ハ寒臺料金ヲ要シタルトキハ之ヲ支給スルコトヲ得但シシテハ外國旅費規則及外國旅費規則施行細則ニ依ルシテハ外國旅費規則及外國旅費規則施行細則ニ依ル

支拂ヒタル料金迄ヲ支給ス (通行税解船賃及機橋賃ヲ含ム) 「、船賃ハ前掲ノ旅客運賃(通行税解船賃及機橋賃ヲ含ム)

運賃迄ヲ支給スルコトヲ得ニ限リ特別ノ事情ニ因リ前ニ號ノ支給額ヲ以テ 支辨スルコニ、隨員タル雇員、傭人又ハ從者 (通辯人及道案內者ヲ含ム)

待遇官吏以下南洋群島關東州南滿洲旅費規則十五瓩迄ヲ限リ其ノ運賃ヲ支給スルコトヲ得四、出張ヲ命ゼラレタル者ノ旅行中携帶スル私屬ノ荷物ハ七

外本規則ニ依リ之ヲ支給ス キ南洋群島、關東州、南滿洲旅費ハ別ニ定ムルモノヲ除クノキ南洋群島、關東州、南滿洲旅費ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ

第二條 勅任官ノ待遇ヲ受クル者ニハ勅任官相當ノ旅費ヲ支給

第三依り左ノ區分ニ從ヒ旅費ヲ支給ス 其ノ官等相當ノ旅費、官等ノ配當ナキ者ニハ俸給又ハ手當ノ 類三條 奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニシテ官等ノ配當アル者ニハ

給スペキ額一、本俸若ハ手當年額三千二百四十圓以上、月額ノモノハ十一、本俸若ハ手當年額三千二百四十圓以上、月額ノモノハ十

二、前號ノ金額ニ達セザル者又ハ俸給者ハ一定ノ手當ヲ給セ ザル者ニハ奏任官六等以下ノ者ニ支給スベキ額

第四條 判任官ノ待遇ヲ受クル者ニハ左ノ區分ニ從ヒ旅費ヲ支

一、本俸又ハ給料若ハ手當月額百五圓以上ノ者ニハ判任官五 級俸以上ノ者ニ支給スベキ額

一、前號ノ金額ニ達セザル者ニハ判任官六級俸以下ノ者ニ支

第五條 囑託員ニシテ本官アル者 (退職ノ者及退職ニ準ズベキ 休職者ヲ除クレニハ本官相當ノ額、判任官以上ノ待遇ヲ受ク ル官職ニ在ル者ニハ第二條乃至第四條ノ區別ニ從ヒ各待遇相 給スベキ額但シ看守及廷丁ニ在リテハ別表甲額

當ノ旅費ヲ支給ス

當ヲ給スル者ニ在リテハ其ノ手當額〈年額ハ十二分ノ一、日第六條 前條ノ規定ニ該當セザル囑託員ニハ其ノ常時一定ノ手 シ後段ノ場合爵位、點功ヲ併有スルトキハ高キニ從フ・ 額ハ三十日分ヲ以テ月額ト看做スンニ依リ手當ヲ給セザル者 一、手當月額二百七十圓以上ノ者、有爵者又ハ正六位以上、 ニ在リテハ爵位、動功ニ依リ左ノ區別ニ從と旅費ヲ支給ス但

勳五等以上及功四級以上ノ者ニハ奏任官五等以上ノ者ニ支

三、手當月額百五圓以上,者又八正七位若八從七位 勳七等及 一、手當月額百五十五圓以上ノ者又ハ從六位、勳六等及功五 級ノ者ニハ奏任官六等以下ノ者ニ支給スペキ額

四、手當月額五十五圓以上ノ者又八正八位以下、勳八等及功 功六級ノ者ニハ判任官五級俸以上ノ者ニ支給スペキ額

五、前各號ニ該當セザル者ニハ別表甲額 七級ノ者ニハ判任官六級俸以下ノ者ニ支給スベキ額

第七條 工師、工手、雇員ニハ左ノ區別ニ從ヒ旅費ヲ支給ス 但シ日額ノモノハ三十日分ヲ以テ月額ト看做ス 一、給料月額五十五圓以上ノ者ニハ判任官六級俸以下ノ者

支給スベキ額

第八條 傭人ニハ左ノ區別ニ從ヒ旅費ヲ支給ス 二、前號以外ノ者ニハ別表甲額

自動車運轉手及機關手二八別表甲額

一、前號以外ノ者ニハ別表乙額

臨時傭人ニシテ其ノ業ニ從事シ勢銀ヲ給スル日ハ日當宿泊料

第九條 囑託員、工師、工手、雇員及傭人ニシテ 臨時採用シタ 都度大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム 難キ者ノ旅費ニ關シテハ其ノ身分並ニ用榜ノ性質ニ依リ其ノ

第十一條 本規則 - 規定スルモノヲ除クノ外旅費ノ支給方ニ關 シテハ南洋群島、關東州、南滿洲旅費規則及南洋群島、 關東

州、南滿洲旅費規則施行細則ニ依ル

當ハ之ヲ支給セズ

ル者又ハ常時一定ノ手當若ハ給料ヲ支給セザル者ニハ死亡手

本規則ニ定ナキ者又ハ特別ノ事情ニ依リ本規則ニ據リ

又八食卓料ハ之ヲ支給セズ

0

0

0

0

Z	額 甲	區分	
乘、定、	ロ イ、階、鐵、	鐵	
車運額同と二	級前道南以條線滿上以路洲	道	旅
乗等 器級 三 の と の の の の の の の の の の の の の の の の の	ニ外ニ 強迫 分月 が対すた式	賃	
分々なが	ルニ三會トシ等社キテノノ	及	
トキハ下	ハ其定經ニノ報營等等	加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加	費
其級ノ	ア級 屋 スル	賃	
八十五錢		車馬賃	額
一一	声	日	
士:	1	當	
五圓十錢	六四八	宿泊料	
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	一	食卓料	
以百	圓百 以五 以十	支度料	
八八八回			
內圓		移轉料	
	内三 以十六圓 国 以 内 国 以	轉	

ルコトヲ得「強道賃及船賃ハ前掲ノ旅客運賃「通行税、解船賃及棧橋一、鐵道賃及船賃ハ前掲ノ旅客運賃「通行税、解船賃及棧橋

十五瓩迄ヲ限リ其ノ運賃ヲ支給スルコトヲ得三、出張ヲ命ゼラレタル者ノ旅行中携帶スル私屬ノ荷物ハ七二、車馬賃ハ南洋群島内ノ旅行ニ付テハ之ヲ支給セズ

◇大村海上刑務支所收容者區分ニ關スル件

(明和十三年五月二十六日)

十三號ヲ以テ告示相威候處標記ノ件別紙ノ通御了知相成度候大村海上刑務支所ノ設置ニ關シテハ五月二十四日司法省古示第

(別紙)

司洪省行刑局行中第六〇六號/一

昭和十三年五月二十六日

司法省行刑局長 瀧 川 秀 雄

長畸刑務所長 伊江朝睦殿

成度候

ラ受クル少年及準少年/男懲役受刑者ニ指定相成候條御了知相
貴所管内大村海上刑房支所收容者ハ之ヲ漁撈並水産作業/訓練
大村海上刑務支所收容區分ニ關スル件依命通牒

◇行刑累進處遇令ニ依ル入浴度數ニ關スル件

(昭和十三年五月二十七日)

5

TP.

炭燒、炭團工、燻蒸夫、消毒夫、埋葬夫 炊夫、掃除夫、看病夫、便捨夫、運搬夫、耕耘、土工、火夫、

◇警音器 レコード 指定之件

0

0

(昭和十三年六月十三日)

追テ購入ノ場合ハ刑が協會ニ御申越相成候ハバ取總メ送付ス

ル筈ニ有之候

收容者教化用蓄音器「レコード」審査ノ上左記ノ通リ追加指定

記

						-	
同	同	同	同	同	同	浪花	種
						花節	類
大	大	遺	露	上	南	戰	曲
高源	石	骨	營	海	京	友	ASS I
吾	0			た	最後	來	
笹賣	苦	進	0	ょ	0	た	
9	忠	軍	歌	9	日	る	目
同	吉	末	篠	春日	壽	天	演
	田大都	廣友	田	日井岩	々木业	中軒	奏
	和亟	若	實	梅鶯	米岩	軒雲月	者
同	コ	同	7	ポ	同	テ	V
	ッ		ロム	リド	155	イチ	1
	カ		ピヤ	ル		7	ド別
四四		六六					番
七七	===	八八八	九九、六六	八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八		===	
00	==	八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	五五.	六六	=_	一つ九	
六五	一八	1	七六		一八	0七	號
Q	0	0		_		一圓	單
八	八八	九	、大	-		-	fasi
Braith	0		五.		0	0	價
同	同	同	同	=	同	四	備
				枚	146 I	枚	
				續	報	續	
	98	and the same		+		丰	考

0

	事件名		瓷	タルモノ	
	裁判所	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	番號	曾テ司法部關係職員	
· 人名 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	罪名	特殊受	月	タリシ	(
	刑刑	刑者在	H	٠ •	
	刑期間經放 解 經過 月 日 日 日 日 日 日	所調	表 B 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	1 日本	
· 图 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	入所 度數		本記録 作 第一段 以及 数 2 本語 類	(A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	
	身分				
	氏		刑	表核	
· 前 · 京 · 东 · · · · · · · · · · · · · · · ·	年		務	THE S	(
及 第 10 1 第 10 1	齡 名		所		
	備				

◇特殊受刑者在所調ニ關スル件

愛國歌

童

謠

[1]

五四二五八

一、六五

2、少年刑務所用)

E

ク

女

丁五四、三〇〇

一、六五

同

丰

1

n

四十〇、〇十四

一、六五

ク(少年刑務所用)

軍

歌

同

同

神崎與五郎東下り

同

同

四世 して 000 二十

0,40

同

愛國合唱團

ポリドー

ル

二、六〇四

一、大五

枚

學 校

+

1

n

11110,111

01:10

同

昭和十三年六月二十一日司法省行刑局行中第七三三號

ヲ以テ至急報告相成度候調査上必要有之候條標記ノ件左記標準ニ依リ調査ノ上 別紙書式

報告濟ノ者ニ付移送、刑期變更、執行停止、假釋放等異動ア 追テ自今入所シタル者ニ付テハ入所ノ都度同樣書式ニ依リ又 リタルトキハ其ノ旨報告相成度候

> 付相成度候 尚支所アル所二於アハ各別二之ヲ調製シ本所二於テ取纏メ送

一、集團犯罪ニ於テ首魁、参談、 在リタルモノ 社會的ニ相當優位、地位ニ在リタルモノ 指揮者等ノ樞要ナル地位ニ

三、犯罪ノ手段慘虐、 ニ掲載セラレ特ニ一般社會人ノ注目ヲ惹キタル犯罪ヲ爲シ 巧妙、變態ナル等ニシテ有力新聞紙上

____ i48 ---

名

二、身分欄ニハ職業、公職等其ノ社會的地位ヲ知ルニ足ルニ、裁判所名欄ニハ關係裁判所全部ヲ記載スルコト全貌ニ對スル事件名アルトキ之ヲ記入スルコトー、事件名欄ニハ例へバ五・一五事件ト謂フガ如ク該事件

ヘキ事項ヲ記載スルコト

四、備考欄ニハ移送刑務所並年月日其ノ他特ニ参考トナル ヘキ事項ヲ略記スルコト

收容者看讀用書籍トシテ左記ノ通刑務協會ヨリ 送付方取計置候 間購入相成度所要費用ハ不日豫算增額可相成候

+可然御處理相成度候

明治	國號	戰	白室相の	1344	書
大正國	國旗國	爭	少軍佐神		
民史〇	歌の	٤	譽の	本の	
大正概	由來と	信	売	世界	
(税編)	精神	仰	鷲	化化	目
白柳		加藤	佐原	德富猪	著
秀湖		咄堂	勇吉	猪一郎	者
千	一思	大	會大	明	發
倉	想問題	東出	日 出本 護	治	行
書房	研究所	版社	護國 寄年	書院	所
<i>D</i> 5	01	71.1.			單
-,		-,	-,	-,	
Ort,	0	四〇	五〇	00,	價
					删數
乙種	同	同	同	甲種	種別
					備
					考

0

0

0

0

◇收容者看讀書籍購入之件

(昭和十三年六月二十一日)

追テ左記中ニハ刑務支所ニ配付スベキモノモ包含致居候ニ付

	同	甲種	乙種	同	同	同	同	同	同	同	同	甲種
02771	OHUII	三、五〇	0 三、三	11,00	一、五〇	011.1	011.1	00,1	000,1	五	五	一
同	三省堂	每 女 館	最 翠 堂	大同館	實業之日本社	金星堂	大東出版社	會選宗布教助成	新潮社	同	三省堂	同為為
宁野哲人	金澤庄三郎	新村出	棒俊雄	吉松庙一	北垣恭次郎	石井滿	宇野圓空	水料料料	長與善郎	小笠原長生	宿利 重 一	石山賢吉
辭典	林	苑	問題	土錄	史》卷二	りの道	宗教生活	傳詞書	讀本	言行錄	言行錄	妙味
漢和	辭	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の諸	と風	談(現代	き世渡	要求するウ	聖人繪	滿洲	元帥一	將軍	0
明解	小	言	哲學	偉人	國民美	正し	佛教が	超	少年	東鄉	乃木	仕事

____ 150 ----

								収○五各阜挿紀切			如	同
甲種	乙種	同	甲種	乙種	同	同	同	同	甲種	同	乙種	同
一、八〇	11,00	一、八〇	一一五〇	三、八〇	二、五〇	一、五〇	一、八〇	四〇	1.00	1,00	011.1	
堂	房	社	房	院		房	店	社		À	館	房
省	倉書	東出版	書	治書	To a	山	田書	潮		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	文	Щ
Ξ	千	大	第	明	同	富	33	新	同	同	同	富
本田正次	岡崎文規	加藤咄堂	川田順	木村泰賢	高橋健司	- 特別 海 大温	松田甚次郎	佐藤義亮	增谷文雄	清水幾太郎	大島長三郎	小柳司氣太
物	位	譚	歌	論	玉	圖	٠٠٠ درد،	道	韶	界	探究	典
植	民體	根	悲	思想	٤	地	に	0)	物	世	間の探	和大额
外	と國	抽	0	教	劔	界	土		想	0	る人	漢
野	生活	茶	朝	佛	2	世	土	上	思思	年	に於け	
夏の	國民	全譯	吉野	原始	鏡	現勢	愛鄉愛	向	佛教	青	佛教	彩言

0

0

0

0

ぐらし硯石	創始者 大村益次郎	導者としての西郷南洲	業算術の常	賣の常	釋迦	ま	生	リスト聖	代天皇御	年古事	史朔
らし、現	大村盆次	ての西郷南	術の	0		取为	生	1-	皇		
し現	村盆次	の西郷南	0				BET			事	
	盆次	鄉南		PH	1/211						1 7/111
	次	南	常		1	5	讀	語	御製	記	河
	郎	MA		m	物	ap 1		讀	讀	物	0
石		07	識	識	語	で	本	本	本	語	水
	同	田中	小	井關	和		新	佐		宮	鳥
111	薄目	中惣五	林行	1+	田		島	野		崎久	山喜
謙		却郎	昌	鄭	傳		襄	也		松	-
文	同	同	同	千	文	鐵	同	第	愛	大	刀
教				倉	教	13/6		-	1		江
書				書	書	迫	194	書		问	書
院				房	院	省		房	社	館	院
]	+	+	1.	0,1	八八	八	一、		0,1	八八	元
0	Ö	Ö	0	Ŏ	0	0	Ö	Ö	ŏ	0	八〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
-			_					_			
(謙文教書院 1、110	謙 文 教 書 院 1、110 1、七0 1	譲 文 教 書 院一 「、七〇 一 、七〇 一 、一	(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)(ま)<	譲 文 教 書 院同 「 1、10	譲 文 教 書 院同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 回 1、100	(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)	譲 (事) (事) (事) (事) (事) (事) (日) (日) (日)	譲 日 財 日 財 日 財 日 財 日 日<	 譲 文 教 書 院 	謙文教書院 1、100 部 年 倉書房 1、100 京 (1)00 1、100 京 (1)00 1、100 京 (1)00 1、100 市 (1)10 1 (1)10 市 (

	(昭和十三年六月三十日)	(司法省行刑局行甲第七九八號)	◇病舍收容ノ休養患者ノ衣類臥具ニスル件	
通用品	ョリスルモ標記	定セル處ニ候處	ノ使用ニ供スル	

ユルコトヲ得ルハ昭和四年十一月行甲第一七一四號訓令收容者病者ニシテ治療上特ニ必要アル者ノ衣類队具ハ白色ノモノヲ用

偉 人 美 談	佛教年鑑(昭和十三年版)	國譯一切經八一五五卷一部	近世日本國民史	日本少國民文庫(十六冊一部	母性讀本	育ての心	日本文化史談(上中下一部)	
本地正輝			德富猪一郎	山本有三	下田次郎	倉橋惣三	北垣恭次郎	
金の星社	佛教年鑑社	大東出版社	明治書院	新潮社	實業之日本社	刀江書院	實業之日本社	
六〇	11,00	170,00	五五、〇〇	九二〇	一、元.〇	一、五〇	五、八〇	
甲種	同	同	乙種	同	同	同	同	
少年用			で発見し	された観光後	同	女子用		

0

0

0

0

小學國史の勉強	恩	傳書場	小乘佛教	弘法大師の宗教と生活	西洋近世史講話	日本社會史	佛教傳道史	論語解義	般若心經講義	俳諧雜	實踐倫理要論	指導原理としての佛教學
同	栗山周一	岩田巖	渡邊煤雄	外野芳隆	齋藤清太郎	瀧川政次郎	小松雄道	简野道明	林屋友次郎	伊藤松宇	原房孝	平井巽
同	大同館	科學智識普及會	同	三省堂	明治曹院	同	刀江書院	明治書院	三省堂	明治書院	同文館	大東出版社
11,00	11,000	一、八〇	1,00	1,00	111,00	11,00	图,000	三、八〇	11,00	11,00	1,1110	二元
同	同	同	同	甲種	一乙種	一同	一乙種	一同	同	甲種	同	乙種
同	少年用											

コトニ取計度候條可及的白衣ヲ着用セシメラル、樣致度此段及ヲ適切ト認メラレ候ニ付テハ爾今右被服材料ハ白木綿ヲ 配給ノヨリスルモ標記病者ニ對シテハ白色ノ衣類臥具ヲ着用セシムル 處近時諸物價騰貴ノ折柄經濟上ハ勿論衞生的見地 れ衣類队具食器及雜具ノ製式別表中備考第七二規 THE PER

関 周

思

◇刑務官更服装ニ闢スル件依命通牒

(司法省行刑局行甲第七九七號)

理相成度候ニ充當スルモ差支ヘナキコトニ相成候條右趣旨ニ則リ適宜御處變下ノ我カ資源愛護ノ國策ニ副フヘク適當ナル代用品ヲ以テ之變形別務官吏服裝中靴、刀帶其ノ他皮革ヲ使用スルモノニ付事

追テ右實施ノ上ハ其ノ方法等速カニ報告相成度候

(司法省 行甲第八一九號)

右訓令ス大正十三年六月行甲第九二一號訓令中左ノ通リ改正ス

昭和十三年七月四日

司法大臣 鹽野季 彦

小菅ノ項中「市谷」ヲ「東京(拘)」ニ改ヌ、東京(拘)ノ次ニ

00

台

进

治

4

0

0

0

ヲ削ル「名古屋(拘)」ヲ、横濱ノ次ニ「千葉、ニヲ加へ「名古屋、

◇海外拂節約ニ關スル件

(司法省 行 甲 第 八 三 九 號

中華民國 勞役場留置者 受被 刑事被告人 寒 刑 分 館 男女 兒 思 老 受刑者 被疑者 本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ 51 越員 52,026 43,762 3,471 受刑者現員中=朝鮮人 {男 155 817 447 Prison Population during the Month of July 1938 10,84) 10,615 温 昭和十三年七月中入出監竝月末在監人員 3,274 1,173 5,866 刑群 525 **勞役場** 留置者 11,03) 出點 10,776 3,225 1,117 6,115 :54 539 = th 68 現員 52,653 51,865 48,513 2,252人7含人 3,519 211 788 403 國 前月末日 現 在 52,813 52,023 48,762 3,471 817 447 155 男 前年同月 末日現在 受刑者 50,374 5 1,560 53,664 3,526 53 497 153 被乖者 D D 时月比較 D D D D (ロハ酸) 刑事被告人 249 190 161 44 56 等没場 留置者 前年比較 △ 1,861 1,907 1,799 108 58 94 = 4

賣 廣 告

襲に近刊 します。 刑の全分野を蔽 告定價は 豫告せる 執筆者は 一三圓五十錢 理 77 5 践 て餘蘊なく 四 刑 づれも斯界の 0) 政 に改定し Ŧi. つの輝 Ŧī. 十周 でしたが カン 本書はさながら て發賣することを得 年 記 念論文 V 綴るところ 0) 熱心を反 金石 する次第であ の文字 0) たるの ナコ T き御支援を深 0) ります。 ずるところ 應募意外に U が あ 到

h

は ま

0)

| 階讀

會

協

務

刑

行 法保護事業に闘する若 刑 累進 放 民 制 遇命の 度 神 0) 0) 行 運用と 0) 刑 度 0 0) 運 實 實 理 針

製スーロク本美

頁〇〇六約判菜

錢十五圓三價定

司法司醫司

學省學省

博護博衛

官士長士官

法

生

大阪 横 演 刑刑 刑 務所 務 所 長士長簡

名古屋刑務所長 刑務所長 長 長 河吉椎岡

名 illi 部 田 通 市

豐多摩

中

務

所

然律藏常彦

授京 法帝 學國 博大 士學 中 耕 太 源

爰 定 總 菊

料價頁判

二〇二布

二〇〇袋

三四麻

ははの商会と自法 今更ら 之に 自主 舊版 商 る K 0 基本理 を廢棄 至っ 中改 性 す 败 0) たこと IE. K る 法律 な 及 0 欣ぶ な 法に 的 0 る内容の全般的 發展を 法が第 0 1= せらるる ては 荷に b 十げ 湖 改 0 し本書 訂 1= しき 1 したる新 比 0 しその し多 反 理 會 響と共 於て占 希 少 . 公布 數 を見たる 0 るその 加 て此 外 に誘起 為法の 一样せら を見 る 3 충 る。 全 理 10 著者は斷 位 論 以 至 K つ版 . 7 商法 をおて 付て近

版訂全新

末葉以降― 補助 の論 第三章 章 商法の淵源 第八篇(商行為の意義) 商法の淵源 第八章 商法の淵源 第一章 商法史 一各種の変に、会社をである。 代理商) 高) 第四章 養護 高法の解釋 高法の解釋 高法の解釋 章 第中法 商五世の 商五世の緒人章一地 商商世上 近位 論 商人法一商號のの十法 | 意限八學 和商

中耕太郎著 手 法 手

資外脈布裝 送 料 四 · 三 〇

七十の二町保神田神京東

番〇七三京東蓉振

法 學 論

一年分郵稅共金 等 国图 第三十九卷 第三十九卷 第三十九卷 第三 號 電鏡 第二 號

發

行

所

京

都帝

國

大學法學會

發賣所

東

京

閣

說 資 料

一八五六年に於ける

批 評と紹介

石井良助氏編『近世法制史料叢書、 第

學

新

報

郎)——追演金郎)——追读金

被害者の死亡と告訴

の取消の

吉田常次郎)

追歯金の

範圍に於ける新なる沒收と不利益變更《吉田常次

雜

裁判外の和解に依る否認權抛棄の效力

齋藤常二郎

破産管財人の訴提起と監査委員の同意

手形の消滅時效と補充權

大 近

光 英

雄吉

橋 藤

取締役選任決議無效の確定判決と該取締役の爲したる登記の抹消事判例研究錄 …………………… 民事判例研究會

漁業組合の爲したる除名決議の無效確認と可法裁判

債務者を共同被告とする第三者異議の訴と確認の

立長齋田佐 川濱藤中伯 文政武周千 **彦壽生友**伮

〔民事法〕

民法第百八十七條に所謂瑕

施と悟

例

研

相續 ……

小早川欣吾

義

帝

國

辯

護

1:

講師 教授 教授

古

富 原 隆 次 木 惣 太 郎 と 次

海外法律事情

力(岩田新)

ドイツ市町村制へ龍内禮作

升三本浦

宣告の取消(前野順一)――縣の穀物檢查規則に違反する行為の效請求(黒川眞前)――破産管財人の為したる标金拂込の催告と破産

土地の收用と六の損失補償算定の標準(吉田久)

宗

近着外國雜誌法律論

法

中

央大

學

學

部

門

機

第四十八卷

第九號

昭和十三年九月

權、梶田年)

(佐々穆)-

英國の辯護士制度 …… 皇族の身位と憲法第二章

0 繪

東北辯護士會聯合會第一囘定期總會記念寫眞

0 決議及報告

東北辯護士會聯合會第一 東北辯護士會聯合會第一囘定期總會出席報告…… 理事原 夫次郎帝國辯護士會及第一東京辯護士會司法々規整備調查委員會決定意見

0

說

0

時局と海軍

菊鵜 澤澤 保聰 節明

昭和十三年九月號目次 司法制度調 0

會 能 帝 國 麹

町區 士

H 發

比

谷町

一番地

會

振替口座 東京七七二三九〇番電話銀座四三八〇・二二五五番

と人權蹂躪 新進辯護士諸君

政檢束 料 錄 万 城 登

博

ЩЩ 崎下 佐章

續法曹瑣談

0

新

刊

立山紀行

0

杳

會

0

特許法」を讀 要

介 東 華

生

例 報苑旨

竹內賀久治氏著 〇 雜 文判 會

及部海軍中佐 細 谷 資 芳

昭和十三年 第 六 九月 卷

日發行號

可

法 省 構 內 曹

判東判廣大 島地方裁判下審院判立 京 口 座東京 島 水 方 口 五 六七〇番 缸 吉

族司 控 院法 訴 議大 爵員臣 事院事所事 士 寺 大小 田 田 公 松 四 夫 藏 望吉郎 喜

曹 會 雜 誌

定 價 金 Ŧi. 錢

〇司法省訓令通牒回答 〇大審院判例要旨 ○新法令

男貴前

法

○名判官物語(三十九)○脇坂安董(その)で英國普通法裁判所と衡平法裁判所との對

三時下

四中

完ク

○刑法に於ける違法の實體 (二・完):

○刑事訴訟法に於ける事實の同一性

〇株券の有價證券性…

○日蘇關係の現在と將來…

會

誌

九

月

日

發

第

Ti.

+

六

卷

第

九

有

閣

民事法判例研究錄〈昭和一三年度•四〉	判例研究	ドイツにおける民法關係の新法令	學界消息	新刊短評 新刊短評	牧野教授還曆祝賀刑事論集	新刊紹介	中世人身法制雜考(二)	資料	月賦辨償債務の消滅時效の起算點	酒精性犯罪の刑事學的研究(三)	國際裁判と衡平(一)
東京帝國大學名譽教授		東京帝國大學助教授		法學博士			東京帝國大學助教授		大學教	東京帝國大學助手	教
民美 加事		l]1		松	瀧		石		我	高	横
法判例研究 连		H		波仁	川幸		井良		妻	橋正	田喜三
會吉治		晟		息	辰		· 助		榮	己	郎

表價定 定规文注 十六一 昭昭明 和和治 +++ 雷雷雷 所を御届け下されたし 御注文の際は必ず送附先明記 ので御届け下されたし が協會とすること が協會とすること がはのではのでは可法 三三七 (稅共) 年年年 印印發編 九九月 月月十六日 行輯 所所人人飨 大田第三種郵便物認可 東京市藝町區霞ヶ陽一丁目一番地一東京市藝町區霞ヶ陽一丁目一番地一東京市藝町區電小菅町二二八四番地東京市藝町區雲ヶ陽一丁目一番地一東京市藝町區霞ヶ陽一丁目一番地一東京市藝町區霞ヶ陽一丁目一番地一東京市基町區電ヶ陽一丁目一番地一東京市基町區電ヶ陽一丁目一番地一大田番地の大田第三種郵便物認可 三一二十五十五 員 錢 il れ法 0) た省 料告廣 2 し郵 ٤, '便 普二一 口局 從つて 座取 通等等 は扱東に 轉居 京二ホ 頁頁頁 0) 際は 00 金金金 Fi. C 新舊 九と、 三四五. +++ 住 刑但 圓圓圓

刑政第51巻第9号 矯正図書館 33.00